

写 平成 26 年第 3 回定例会

(9 月 9 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成26年第3回益城町議会定例会目次

○9月9日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 報告第4号 平成25年度健全化判断比率の報告について	3
日程第4 報告第5号 平成25年度公営企業資金不足比率の報告について	6
日程第5 議案第37号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）	6
日程第6 議案第38号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	6
日程第7 議案第39号 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	6
日程第8 議案第40号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）	6
日程第9 議案第41号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）	6
日程第10 議案第42号 平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	7
日程第11 議案第43号 平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）	7
日程第12 議案第44号 平成25年度益城町一般会計決算認定について	7
日程第13 議案第45号 平成25年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について	7
日程第14 議案第46号 平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について	7
日程第15 議案第47号 平成25年度益城町介護保険特別会計決算認定について	7
日程第16 議案第48号 平成25年度益城町公共下水道特別会計決算認定について	7
日程第17 議案第49号 平成25年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について	7
日程第18 議案第50号 平成25年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	7
日程第19 議案第51号 平成25年度高遊原南消防組合一般会計決算認定について	7
日程第20 議案第52号 益城町長の期末手当の特例に関する条例の制定について	7
日程第21 議案第53号 益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第22 議案第54号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	7

日程第23	議案第55号	益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	7
日程第24	議案第56号	益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	7
散会			20

○9月10日（第2日）

出席議員	21
欠席議員	21
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	21
説明のため出席した者の職・氏名	21
開議	22
日程第1 総括質疑	22
散会	45

○9月11日（第3日）

出席議員	46
欠席議員	46
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	46
説明のため出席した者の職・氏名	46
開議	47
日程第1 一般質問	47
3番 宮崎金次議員	47

1 町の基金について

(1) 平成26年度益城町予算説明書によれば、緊急時に備えるため適正な額を基金として確保する必要があるとして、平成25年度末の基金残高は、約37億6千万円の見込との事である。基金について以下2点について伺う。

①各基金の目的とわが町の平成25年度末現在の残高について

②各基金の適正額とその理由について

2 住民からの要望（陳情の条例化）

(1) 地域住民の総意として、町になされるこれまでの陳情が、名前を「要望」に代え、その受付は関係課で、その後各課で検討され、自後町長を入れた課長会議で決定がなされるとの事であるが、以下3点を伺う。

- ①区長の一部からは、町長は住民の「要望（陳情）」を直接聞かず、少し軽視してるのでは、との声が出てるが
- ②住民からの要望（陳情）に対する町としての業務処理の根拠について
- ③陳情の条例化の必要性について

17番 江越信保議員…………… 59

1 財政向上について

- (1) 広告事業を推進して、財源の確保に役立てるために、図書館の月刊誌等に対して、雑誌スポンサー制度の導入及び住民向けに発送される納税通知書や各種封筒、広報誌やホームページなどに広告を掲載し、財源確保の一環としてはいかがか。

2 青少年のインターネット依存対策について

- (1) パソコンや携帯電話でインターネットに熱中するあまり、健康な生活に支障をきたすネット依存の中学・高校生が全国で51万8,000人に上るとの調査報告書について教育長のご所見は
- (2) 一刻も早く保護者や教師への依存のサインを見逃さないような啓発など、ネット依存者を出さない取り組みについて伺う。
- (3) 現在当町における小・中学生に対する携帯電話・スマートフォン等の使用、携行についての規制はどうなっているのか伺う。

9番 坂田みはる議員…………… 69

1 町政運営

- (1) 町政運営において、副町長の存在もいろいろの場面で影響を及ぼすものとする。町長の右腕となる副町長が今後必要になると考えるが町長の考えはいかがか。
- (2) 男女共同参画都市宣言を行った当町であるが、現在の女性登用の現状はどのように感じておられるのか伺う。

2 教育環境

- (1) 学校給食におけるアレルギー対策のその後と現状について伺う。
- (2) 給食により「アナフィラキシーショック」をひきおこし亡くなった小学生がおられる。このようなことから教育現場での対処についての研修会が行われたと聞くが、当

町ではその研修への参加があったか、又、当町としてのさらなる安全対策への考えを伺う。

5 番 甲斐康之議員 80

1 政治姿勢について

(1) 集団的自衛権の行使容認問題について。

安倍自公政権は、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を強行した。平和憲法を破壊して「海外で戦争する国」づくりをめざす歴史的暴挙である。これには、国民の過半数が反対している。この問題に関する町長の見解を伺う。

2 情報公開の完全開示を行い、疑惑の解明を

(1) 山本山跡地（広安町民グラウンド）の購入に関する疑惑について、町民の情報公開による疑惑解明を求める声が高まっている。

山本山（株）とクラモチ鉄工（株）との売買価格を明らかにすべきではないか。

3 「医療・介護総合法案」について

(1) 国の介護保険保険制度が改悪されようとしている。

この法案に対する考えを問いたい。

- ①被保険者への影響や介護施設への影響は
- ②益城町の施策への影響は
- ③益城町はどのような対策を考えているか

1 番 野田祐士議員 91

1 町長が言う財政危機について

(1) 行政運営と財政状況についてどう取り組むか。

- ①公共工事（入札）について

2 政治姿勢について

(1) 町長自身の発言についてどう考えるか。

- ①住永企業対正義の戦い発言の真意は何か。
- ②陳情制度を取り止めた効果はどうか。

各課にどれだけの要望書が提出され、どれだけ対応をしたか。またいつまでどのような対応をとっていくのかについて、具体的内容も含めすべて、伺う。（一覧表で回答願う）

散会 98

○9月17日（第9日）

出席議員	99
欠席議員	99
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	99
説明のため出席した者の職・氏名	99
開議	100
日程第1 常任委員長報告	100
日程第2 議案第57号 工事請負契約の変更について	109
日程第3 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	109
日程第4 議員提出第4号 「手話言語法」制定を求める意見書	110
日程第5 議員派遣の件	111
日程第6 閉会中の継続調査の件	111
閉会	112

平成26年 9 月 第 3 回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年 9 月 9 日午前10時00分招集
2. 平成26年 9 月 9 日午前10時00分開会
3. 平成26年 9 月 9 日午前11時35分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 報告第 4 号 平成25年度健全化判断比率の報告について
 - 日程第 4 報告第 5 号 平成25年度公営企業資金不足比率の報告について
 - 日程第 5 議案第37号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 6 議案第38号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 7 議案第39号 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 8 議案第40号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 9 議案第41号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第10 議案第42号 平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第11 議案第43号 平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第12 議案第44号 平成25年度益城町一般会計決算認定について
 - 日程第13 議案第45号 平成25年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
 - 日程第14 議案第46号 平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 日程第15 議案第47号 平成25年度益城町介護保険特別会計決算認定について
 - 日程第16 議案第48号 平成25年度益城町公共下水道特別会計決算認定について
 - 日程第17 議案第49号 平成25年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について
 - 日程第18 議案第50号 平成25年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
 - 日程第19 議案第51号 平成25年度高遊原南消防組合一般会計決算認定について
 - 日程第20 議案第52号 益城町長の期末手当の特例に関する条例の制定について
 - 日程第21 議案第53号 益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第22 議案第54号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 日程第23 議案第55号 益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 日程第24 議案第56号 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

7. 出席議員（15名）

1番 野田 祐士 君	2番 高橋 津代美 君	3番 宮崎 金次 君
4番 坂本 貢 君	5番 甲斐 康之 君	6番 寺本 英孝 君
8番 石田 秀敏 君	9番 坂田 みはる 君	12番 福永 誠一 君
13番 稲田 忠則 君	14番 荒牧 昭博 君	15番 渡辺 誠男 君
16番 山内 親宣 君	17番 江越 信保 君	18番 中村 健二 君

8. 欠席議員（2名）

7番 坂口 政弘 君 11番 竹上 公也 君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎 博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村 博則 君	教 育 長	森 永 好 誠 君
会 計 管 理 者	内 田 吉十司 君	総 務 課 長	矢 嶋 正 昭 君
総務課審議員	中 桐 智 昭 君	秘書広報課長	堀 部 博 之 君
企画財政課長	西 橋 幸 子 君	税 務 課 長	森 田 茂 君
住民生活課長	森 部 博 美 君	子 ども 課 長	花 田 博 文 君
健康づくり推進課長	福 島 幸 二 君	いきいき長寿課長	緒 方 潔 君
福 祉 課 長	田 中 秀 一 君	農 政 課 長	山 本 信 行 君
建 設 課 長	坂 本 忠 一 君	都市計画課長	杉 浦 信 正 君
下 水 道 課 長	上 田 勝 二 君	学校教育課長	藤 岡 卓 雄 君
生涯学習課長	安 田 弘 人 君	水 道 課 長	西 村 秀 幸 君
代表監査委員	濱 田 義 紀 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さんおはようございます。

平成26年第3回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に、御出席いただきましてありがとうございます。

なお、11番竹上公也議員より、本日から9月12日まで、7番坂口政弘議員より、本日から9月10日まで定例会を欠席する旨の届け出がっております。

議員定数18名、出席議員15名であります。

これより、平成26年第3回益城町議会定例会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、4番坂本貢議員、14番荒牧昭博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中村健二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明、決算審査の報告を行います。あす10日は総括質疑、11日は一般質問、12日は各常任委員会、13日、14日、15日は休会、16日は各常任委員会現地視察、17日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでありたいと思っております。

日程第3 報告第4号 平成25年度健全化判断比率の報告について

○議長（中村健二君） 日程第3、報告第4号「平成25年度健全化判断比率の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成26年第3回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

初登庁から4カ月を過ぎました。その間議員の皆様方におかれましては、各地域の問題解決、町民の皆様方の安心、安全確保など日々努力をしていただいていることに関しまして、厚くお礼を申し上げます。

異常気象によりまして、広島県をはじめたくさんの犠牲者が出ており、まず心から哀悼の意を表します。当町におきましても2件大型台風の上陸が予想され、自主避難所を設置しましたところ、数名の方が益城町の公民館に避難をされました。幸いにもコースが外れ、大きな被害は出ませんでした。今回は2件とも自主避難は空振りに終わりましたが、今後も空振りを恐れず、町民の皆さん方の安心、安全のために全力で取り組んでまいります。

またジョギングフェア、益城町みんなの夏祭りなど、ほとんどのイベントが好天に恵まれ、特に8月23日の益城町みんなの夏祭りには、昨年より9,000人多い5万2,000の方が訪れ、大盛況でありました。幸い大きな事故もなく、無事開催できたのも、議員の皆様方を含め多くの関係者

のおかげであると感謝を申し上げます。

さて、今回提案しております案件は、報告が2件、予算関係が7件、そして決算関係8件、条例など5件、合計22件となっております。それでは早速御説明を申し上げます。

最初に、報告第4号、平成25年度健全化判断比率について、御説明いたします。

健全化判断比率の報告等は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項により、議会への報告等が義務化されています。よって今回報告するものです。健全化判断比率は1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率の四つの判断比率があり、益城町の平成25年度決算における健全化判断比率はごらんのとおりで、早期健全化基準を大きく下回っている状況にあります。また監査委員からも全ての項目において良好な状態にあり、特に指摘すべき事項はないと、審査意見書をいただいております。以上報告を終わります。

○議長（中村健二君） 報告第4号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

寺本議員。

○6番（寺本英孝君） おはようございます。6番寺本です。

報告第4号についてですけど、確かに健全化判断比率の報告、確かに最後のこのまとめですかね、個別意見ですか、これがですね、ちょっと私が調べましたところ、平成22年のこの決算議会からですね、毎年過去5年間ですよ、全く文章が一緒なんです。全く文章が一緒です。数字は若干違いますけどですね。実質公債費比率とか将来の負担比率とかですね、違いますけど、5年間ですね、全く文章が一緒なんです。

この個別意見の1番から4番までですか。確かに1番、2番はですね、確かに納得いきますけど、3番とか4番はですね、毎年変わっとるでしょう。このあたりもですね、今後改善、なんかもうちょっと前年度と対比してですね、見やすいようにですね、したがよくはないだろうkachūうですね、私個人的にですね、思って、その前のページのですね、審査の結果ですね、総合意見ですね、これもほとんど一緒なんです。

だけん、代表監査とか議会から監査委員さんたちがいらっしゃいますけどですね、確かに気持ちとかですね、役所言葉でですね、毎年こういう結果が書いてありますからですね、納得はしますけどですね、将来負担比率なんか特にですね、毎年毎年変わってるでしょう。

このあたりはですね、若干今後ですね、平成22年度あたりから将来負担比率が21.2%ですか、平成22年度の決算でですね。それから若干下がりましたが、また、年々年々ずっと増えていきよっでしょう、将来負担比率。

そのあたりもですね、今後はもちっと、何か毎年毎年過去5年間、見ましたら文章が全く一緒なんです。今後ですね、文章を改善する余地がないかと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 濱田監査委員。

○代表監査委員（濱田義紀君） 代表監査の濱田でございます。6番寺本議員のただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ちょうどこれが始まったのが平成19年の6月から、この方式は制定されて、この数字を出すよ

うになっております。

ところで、この数字とこの文言につきましては、私も余り言葉の上手なほうじゃございませんものですから、率直に忌憚のないところで、この範囲であればですね、この表現が一番適切だなということで、ここに文書化しております。

ぶれが5%の6%という大きいぶれであればですね、問題定義もいろいろとあるんでしょうけど、この範囲内であるということになりますと、もうこれに上手な言葉をつけ加える必要もないということで、こういうふうな文書で提出させていただいているところでございますので、そのあたりを御理解していただきたいのと、あと、この健全化についての計算方式また資料、その他については、一遍一緒に見させていただいて、そしてその計数の計算方式から全て理解していただければ、一番このあたりの理解は生まれるんじゃないかなと思ってます。

よって大きく町を左右するだけの計数のぶれはございませんので、以上回答にさせていただきますれば幸いです。以上で終わります。

○議長（中村健二君） 寺本議員。

○6番（寺本英孝君） 再度質問いたします。

私が言いますのはですね、とにかく町長当たりもですね、新しい町長に変わられましてですね、情報公開あたりもですね、進めようという思いですからですね。とにかく書類を私どもが見る側に立った場合ですよ、分かりやすいようですね、情報公開ができる。ただ、流動比率なんかですよ、対比すればですよ、一番一目瞭然として分かりやすいでしょう。実質公債費率もですね、単年度、単年度ですね、してみてもですね、範囲内だからですね、よかつばいなと私どもは思うわけですよ。

ただ、やっぱりですね、前年度というか、過去何年か比較してですね、グラフあたりで表してみるとですね、私どもの議員としてのですね、ただ、単年度、単年度は確かにですね、範囲内だからですね、代表監査が言われるようにですね、納得できます。

しかしですね、書類を見る側としてですね、立った場合、やっぱですね、今年はよかつたばつてんが、実際昨年度はどぎゃんだったかて、そういうのも、なら来年はどぎゃんなんとだろうかと、やっぱですね、そういうことを私は言いたいわけですよ。そういうことです。はい。

○議長（中村健二君） 濱田監査委員。

○代表監査委員（濱田義紀君） 6番寺本議員にお答えします。

本当、御理解いただきまして、ありがとうございます。

今後、そういうような時代をずっと見ているんですけど、なかなかこれに対して、一つ一つですね、お答えするというか、文書にして出すということはですね、非常に私もさっき申し上げましたとおり率直に申し上げる、そして総合的に見させていただいた上で、短い文句で決めるということになりますと、ああいうような言葉になりますんで、御理解いただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

報告第4号「平成25年度健全化判断比率の報告について」を終わります。

日程第4 報告第5号 平成25年度公営企業資金不足比率の報告について

○議長（中村健二君） 日程第4、報告第5号「平成25年度公営企業資金不足比率の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第5号、平成25年度公営企業資金不足比率について、御説明いたします。

資金不足比率の報告等は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会への報告等が義務化されています。よって報告第4号と同様、今回報告するものでございます。

公営企業に該当する水道事業会計、公共下水道特別会計、農業集落排水事業特別会計の三つの会計があり、いずれも資金不足比率なしとなっており、健全な経営の状態にあります。また監査委員からも報告第4号と同様、全ての会計において良好な状態にあり、特に指摘すべき事項はないとの審査、意見書をいただいています。以上報告を終わります。

○議長（中村健二君） 報告第5号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

報告第5号「平成25年度公営企業資金不足比率の報告について」を終わります。

お諮りいたします。日程第5、議案第37号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から、日程第24、議案第56号「益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までの20議案を一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第37号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から、日程第24、議案第56号「益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までの20議案を一括議題といたします。

日程第5 議案第37号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第38号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第39号 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第40号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第41号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）

- 日程第10 議案第42号 平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第43号 平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 平成25年度益城町一般会計決算認定について
- 日程第13 議案第45号 平成25年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第46号 平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第47号 平成25年度益城町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第48号 平成25年度益城町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第49号 平成25年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第50号 平成25年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第19 議案第51号 平成25年度高遊原南消防組合一般会計決算認定について
- 日程第20 議案第52号 益城町長の期末手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第53号 益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第54号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第55号 益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第56号 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中村健二君） 提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第37号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）から、議案第56号益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの20議案について御説明申し上げます。

まず、補正予算関係ですが、議案第37号、一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ7,816万3,000円増額しまして、歳入歳出総額101億9,119万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税の決定により3億3,304万1,000円、繰越金の確定により2億1,320万9,000円、諸収入で介護保険特別会計繰入金の前年度精算返還金等2,595万7,000円を増額するとともに、基金繰入金を4億2,000万円、臨時財政対策債を7,900万円減額しております。

歳出の主なものは、これまで任意予防接種だった水痘と高齢者肺炎球菌予防接種が、予防接種施行令の一部改正により、10月1日から定期接種となるための予防接種委託料1,834万7,000円、公共下水道特別会計への繰出金1,370万円、小学校エアコン設置に伴う設計費1,684万3,000円、多子世帯の保護者負担軽減拡充のための私立幼稚園就園奨励費助成金300万円、地区公民館整備費補助金1,000万円などを計上しています。

また特別会計関係の補正につきましては、議案第38号、国民健康保険特別会計補正予算では2,867万4,000円の増額補正、議案第39号、後期高齢者医療特別会計補正予算では851万2,000円の

増額補正、議案第40号、介護保険特別会計補正予算では3,515万2,000円の増額補正、また、議案第41号、公共下水道特別会計補正予算では6,410万2,000円の減額補正、議案第42号、農業集落排水事業特別会計補正予算では、3万円の増額補正を行っております。

さらには、議案第43号、水道事業会計補正予算の資本的収入の補正です。これは平成25年度下水道工事に伴う配水管布設替工事の補償額の確定によります下水道会計からの補助金で、3,692万6,000円を増額補正するものでございます。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） おはようございます。企画財政課長の西橋でございます。私のほうから、今回提案しております補正予算について御説明申し上げます。

まず議案第37号でございます。平成26年度益城町一般会計補正予算書（第2号）です。1ページをお開きください。

平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,816万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ101億9,119万8,000円とする。第2条で債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正を定めております。

4ページをお開きください。第2表、債務負担行為の補正でございます。追加事項といたしまして、益城町四季を通じた魅力写真コンテスト事業。期間を平成27年度、限度額を60万円としております。平成24年度から開催しております「桜」写真コンテストでは、今年度までの3カ年間にわたる開催で、延べ93名の方から、209作品の応募がございました。平成27年度は、写真コンテストの対象を拡大いたしまして、益城町四季を通じた魅力として募集するという計画でおります。募集は、今年の冬から来年の秋までの1年間とする予定です。コンテストの審査委員報酬、表彰、その他の費用として債務負担行為を計上するものです。

続きまして、5ページの第3表、地方債の補正でございます。1、変更、起債の目的、臨時財政対策債。当初予算から7,900万円を減額するものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じでございます。

平成26年度の臨時財政対策債の当初予算は、5億2,900万円を計上しておりました。国からの通知によります発行可能額が、5億5,443万5,000円となっております。今年度の臨時財政対策債は、この発行可能額から1億443万5,000円を減額いたしました4億5,000万円とするものです。当初予算からは7,900万円の減額補正となります。

8ページをお開きください。8ページからが歳入となっております。11款地方特例交付金は、交付金の決定によります増額の補正を行います。

12款地方交付税、こちらも普通交付税の決定によります増額の補正でございます。

15款使用料及び手数料1項使用料、その下の2項手数料でございますが、どちらも町立幼稚園の授業料及び入園手数料の減免対象者が確定したことによります減額の補正を行うものです。

16款国庫支出金9目の教育費国庫補助金、幼稚園就園奨励費補助金は、見込みによります増額の補正を行うものです。

17款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金です。風疹予防接種費用の助成事業といたしまして、補助率2分の1、50%で県からの補助を受けるものでございます。5目の農林水産業費県補助金1節の農業費補助金です。熊本県特定鳥獣適正管理事業補助金につきましては、ニホンジカの管理を行うものでございまして、こちら県の方から2分の1の補助を受けるというものです。その下の農地台帳システム整備事業補助金は、県から10割全額補助の計上となっております。2節の林業費補助金です。稼げる竹林整備推進事業補助金ですが、津森タケノコ生産組合への補助金といたしまして、計上したものです。事業費の2分の1が補助対象となっております。

18款財産収入1項財産運用収入2目の利子及び配当金です。熊本空港ビルディング株主配当は、確定による補正でございます。ふるさと・水と土保全基金利子は、基金利子の増額の計上となっております。

10ページです。20款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金です。歳入歳出額の調整によります減額の補正を行うものでございます。理由といたしましては地方交付税、繰越金等が決定したことによるものでございます。

21款繰越金は、平成25年度から、26年度への繰越金の決定見込みによります増額の補正を行うものです。

22款諸収入5目の雑入1節雑入でございます。説明の一番上でございますが、県市町村振興協会市町村交付金、これも決定でございまして、リサイクル推進事業に対して交付されるものでございます。

その下の国保出産育児一時金返還金から、次のページの一番最後にあります介護保険特別会計包括的支援任意事業返還金。全てにおきまして、平成25年度の一般会計から国保特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金の精算返還金を計上するものでございます。

23款町債です。先ほど5ページ、第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

12ページをお開きください。こちらからが歳出となっております。2款総務費1項総務管理費2目財産管理費は、公共施設整備基金の減額補正によります財源組み替えを行っております。3目電子計算機運用費です。19節負担金補助及び交付金でございますが、中間サーバープラットフォーム利用負担金です。番号制度、通常マイナンバー制度と申しますが、この制度にかかります中間サーバーの共同化、集約化によりまして、地方公共団体情報システム機構が、全国に2カ所のサーバーを設置することから、これに対する負担金としての計上となっております。6目防災費13節の委託料です。町避難行動要支援者名簿作成業務委託料といたしまして、災害対策基本法の改正に伴いまして、作成義務化されております。それによりますシステム改修の委託料となっております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費11節の需要費です。印刷製本費は、ヘルプカード作成のための費用として計上しております。燃料費は公用車の燃料費、修繕費は公用車の車検代としての計上です。12節役務費自賠責保険料も、公用車の車検代として計上したものでござい

ます。23節償還金利子及び割引料です。平成25年度の障害者関係補助金の国庫補助金の精算返還金として計上しております。27節公課費、こちらも公用車の車検にかかります自動車重量税の計上となっております。5目社会福祉施設費、これは憩いの家に係るものでございますが、12節の役務費です。浴場の水質検査の実施回数が、県の指導によりまして、今年度4回追加することになったことから、増額の計上としております。6目地方改善費です。11節需要費及び19節の負担金補助及び交付金におきましては、上益城地域で、11月に開催されます部落解放熊本県研究集会の参加者の弁当代及び地元実行委員会負担金の計上となっております。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費7節の賃金です。子ども・子育て支援制度事務補助金賃金で、6カ月分の計上となっております。23節償還金利子及び割引料です。修正申告によりまして平成25年度の保育料が変更になったことから、還付金の計上をしております。

14ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目予防費7節賃金です。母子保健臨時職員賃金は、小学校のフッ化物洗口事業の歯科衛生士への賃金として計上したものです。11節需要費です。こちらも小学校フッ化物洗口の事業用の消耗品購入代としての計上でございます。12節役務費です。予防接種通信運搬費として計上しておりますが、水痘予防接種通知用の切手代として計上したものです。13節委託料です。こちらも水痘、肺炎球菌の予防接種の委託料としての計上となっております。19節負担金補助及び交付金です。いずれの項目にしましても、各予防接種補助金の計上となっております。6目老人保健事務費23節償還金利子及び割引料です。平成25年度老人保健交付金の精算返還金として計上したものでございます。

15ページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費13節の委託料です。農家台帳システム改修委託料としまして計上しておりますが、歳入のほうでも御説明しましたとおり、全額県からの補助対象となっております。3目農業振興費19節負担金補助及び交付金です。鳥獣害防止総合対策事業補助金ですが、イノシシなどの駆除隊への補助となっております。特定鳥獣適正管理事業補助金です。こちらはニホンジカの駆除として、20頭分を計上しております。大型農業機械購入補助金です。大豆コンバインの購入額の10%を補助するものです。JA上益城第2営農センターへの補助となっております。8目地域農政総合推進事業費8節の報償費です。農地流動化プロジェクトチーム員の謝礼でございますが、農業委員会が、今年度新たに21名の農業委員さんが誕生いたしまして、当初予算では19名で計上しておりましたので、2名分を追加して増額補正をしておるものです。9目ふるさと・水と土保全対策費25節の積立金です。これは、基金利子を基金へ積み立てるものとして計上しております。11目農業集落排水事業費28節の繰出金です。農業集落排水事業特別会計の繰越金の決算見込みによりまして、繰出金の減額補正を行うものでございます。

16ページです。6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費19節の負担金補助及び交付金でございます。稼げる竹林整備推進事業補助金といたしまして、津森タケノコ生産組合から、平成26年度の追加要望調査時に申請がありましたので、補助金の計上をするものでございます。歳入のところでもお話をしましたように、事業費の2分の1が補助されるものです。補助額は、県のほうから全額補助がある予定となっております。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路維持費18節の備品購入費です。道路台帳等用のパソコン代の計上となっております。2 目道路新設改良費は、公共施設整備基金繰入金の減額補正によります財源組み替えを行うものです。

8 款土木費 4 項都市計画費 1 目都市計画総務費28節の繰出金です。公共下水道特別会計への繰出金で、水道管移設に係ります補償金といたしまして、下水道特別会計繰出金の増額補正を行うものでございます。

8 款土木費 5 項住宅費 1 目住宅費11節の需要費でございます。修繕料を計上しておりますが、主なものといたしまして、辻団地内道路側溝改修、辻団地、市ノ後団地のガス栓の取りかえ、団地内公園遊具の修繕代としての計上、その他の修繕代として計上しているところです。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費13節委託料です。小学校施設整備設計業務委託料といたしまして、各小学校に空調整備を設置するための設計委託料となっております。5 校に対しまして、108 教室を予定しております。

10 款教育費 3 項中学校費 1 目学校管理費です。こちらも財源組み替えを行うものですが、公共施設整備基金繰入金の減額補正によるものでございます。10 款教育費 5 項幼稚園費 1 目幼稚園費 19 節の負担金補助及び交付金です。私立幼稚園の就園奨励費助成金ですが、当初予算で計上いたしました助成金の不足が見込まれることから、今回増額補正をするものでございます。

18 ページです。10 款教育費 6 項社会教育費 1 目社会教育総務費19 節負担金補助及び交付金です。ふるさとづくり施設整備補助金といたしまして、広崎 5 町内公民館の建設予定がありますこの建設の補助金として今回計上したものでございます。2 目公民館費と 3 目文化会館運営費は、いずれも財源組み替えを行うものです。公共施設整備基金繰入金の減額補正に伴うものでございます。

10 款教育費 7 項保健体育費 3 目学校給食費 1 節の報酬でございます。非常勤職員報酬として今回計上しております。当初予算の計上では、葉山荘の職員分を、学校給食センターで計上しておりました。その際、非常勤職員の報酬を減らして、当初予算を計上していたものでございまして、6 月の補正で、職員給与分は正規の職員数に減額をしておりますが、その際、非常勤職員の報酬の増額補正を計上していなかったことから、今回、補正額の計上をするものでございます。

19 ページです。12 款の公債費でございます。こちらも財源組み替えを行っております。減債基金繰入金の減額補正を行ったことに伴うものでございます。

14 款予備費につきましては、歳入歳出の調整額として計上となっております。

次に、議案第38号でございます。平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1 ページをお開きください。平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,867万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億1,882万2,000円とするとしております。

6 ページをお開きください。6 ページは歳入でございます。14 款繰越金でございます。こちらは平成25年度から平成26年度への繰り越し決算見込みによります増額補正を行うものです。

7 ページが歳出でございます。11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目の償還金です。平

成25年度の一般会計からの繰入金、国庫負担金、支払基金交付金の精算返還金の計上となっております。

12款予備費につきましては歳入歳出の調整額として計上したものです。

続きまして議案第39号でございます。平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1 ページをお開きください。平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ851万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,714万2,000円とするとしております。

6 ページをお開きください。6 ページは歳入でございます。5 款の繰越金です。こちらも平成25年度から26年度への、繰越金の見込みによります増額補正を行うものです。

7 ページが歳出でございます。4 款諸支出金1 項償還金及び還付加算金3 目の償還金です。平成25年度の一般会計からの繰入金の精算返還金の計上となっております。

10款予備費につきましては、歳入歳出の調整額として計上したものです。

次に、議案第40号でございます。平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第2号）でございます。

こちらも1 ページをお開きください。平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,515万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億9,407万4,000円とするとしております。

こちらも6 ページを開きください。6 ページは歳入でございます。1 款保険料でございます。これは本算定によります増額の補正を行うものです。

5 款支払基金交付金です。1 目、2 目ともに平成25年度の精算によります追加交付金の計上となっております。

11 款の繰越金は、平成25年度から26年度への繰り越し見込み額の増額補正を行っております。

7 ページが歳出でございます。9 款諸支出金2 目の償還金です。説明にあります全てにおきましては、平成25年度の国庫負担金及び一般会計からの繰入金の精算返還金の計上となっております。

10款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上としております。

続きまして、議案第41号でございます。平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第1号）でございます。

こちらも1 ページをお開きください。平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,410万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億4,222万7,000円とする。第2条、地方債の変更は、第2表地方債の補正によると定めております。

4 ページをお開きください。4 ページに第2表の地方債の補正を載せております。1、変更、起債の目的は、公共下水道事業でございます。4,720万円を減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。理由といたしましては公共下水道

工事の請負費等の事業費が確定することから、下水道事業債を減額するものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道国庫補助金です。こちらは、公共下水道事業補助金の内示によりまして、減額の補正をするものでございます。

5款の繰入金です。1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金です。水道管移設に係ります補償金といたしまして、一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

6款繰越金は、平成25年度から平成26年度への繰越額の見込みによりまして増額の補正を行っております。

8款町債につきましては、先ほど4ページの第2表地方債補正で説明したとおりでございます。

8ページからが歳出となっております。1款事業費1項公共下水道費1目公共下水道費です。13節委託料及び15節工事請負費は、国庫補助金の減額の内示があったことによりまして、委託料、それから工事請負費の減額を行うものでございます。22節の補償補填及び賠償金です。上水道管の移設に伴います補償金の計上となっております。2目施設費19節負担金補助及び交付金です。生活扶助世帯に係ります水洗便所の改造工事費といたしまして、この工事の補助を行うものです。1件分の計上となっております。23節償還金利子及び割引料です。下水道使用料の過年度還付金でございます。還付金の予算の不足が見込まれることから、増額補正をするものでございます。

9ページ、3款の予備費につきましては、歳入歳出の調整額としての計上となっております。続きまして、議案第42号でございます。平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）でございます。

1ページをお開きください。平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,513万6,000円とするとしております。

こちら6ページをお開きください。6ページは歳入でございます。5款の繰入金です。こちらは平成25年度から、26年度への繰越金の確定見込みによりまして一般会計からの繰入金の減額補正を行うものです。

6款繰越金は、平成25年度から26年度への繰越金の確定見込みによりまして補正額の計上でございます。

16款財産収入です。農業集落排水事業減債基金利子の確定によりまして増額の補正を行うものです。

7ページは歳出でございます。1款事業費1項農業集落排水事業1目農業集落排水事業です。農業集落排水事業減債基金利子を、基金へ積み立てるものとして計上しております。3款の予備費につきましては、歳入歳出調整額の計上となっております。

最後に、議案第43号でございます。平成26年度益城町水道事業会計補正予算書（第1号）でございます。

1ページをお開きください。総則で第1条、平成26年度益城町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。資本的収入の補正でございます。収入で3,692万6,000円の増額補正の計上

でございます。

3ページをお開きください。こちらでは、平成26年度益城町水道事業会計補正予算実施計画の明細書を載せております。資本的収入の明細書でございます。

収入、31款益城町水道事業資本的収入6項補助金1目補助金1節他会計補助金でございます。平成25年度下水道工事に伴います配水管の布設替工事の補償額が確定したことによりまして、公共下水道特別会計から補助金を受け入れるものとするものです。そのための補正予算の計上となっております。以上でございます。

○議長（中村健二君） ここで暫時休憩します。

11時から再開します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、続きまして、議案第44号、平成25年度益城町一般会計決算認定についてから、議案第56号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまで御説明いたします。

まず、決算関係につきましては、一般会計、特別会計を1冊にまとめておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、議案第44号について、御説明申し上げます。まず、決算書の1ページをお願いします。議案第44号、平成25年度益城町一般会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度益城町一般会計決算について認定を求める。平成26年9月9日提出、益城町長西村博則。

2ページをお願いいたします。益城町一般会計歳入歳出決算書の歳入歳出について、御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、歳入につきましては、ここに詳しく記載をしてあるとおりでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の合計収入済額は113億2,646万1,338円となっております。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較ということで、一番下の方に金額を記載してございますので、御参照ください。

8ページをごらんください。8ページから歳出となっております。内容につきましては、ここに記載をしているとおりでございます。

10ページをお願いいたします。歳出の合計支出済額は106億3,842万5,044円、以下、予算現額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較ということで、合計金額を列記しております。

12ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は6億8,803万6,294円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしております。ごらんいただきたいと思ひます。

次に、94ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額113億2,646万1,000円、歳出総額106億3,842万5,000円、歳入歳出差引額6億8,803万6,000円、繰越明許費繰越額1億7,482万7,000円、実質収支額5億1,320万9,000円となっております。以上でございます。

続きまして、議案第45号について、御説明申し上げます。117ページをお願いいたします。

議案第45号、平成25年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度益城町国民健康保険特別会計決算について認定を求め。平成26年9月9日提出、益城町長西村博則。

118ページをお願いいたします。益城町国民健康保険特別会計決算書の歳入歳出について、御説明をいたします。

歳入については、ここに記載をしているとおりでございます。歳入の合計につきましては、120ページをお願いいたします。歳入合計、収入済額43億8,121万3,869円。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較となっております。

次のページをお願いいたします。歳出につきましても、ここに記載をしているとおりでございます。歳出合計は124ページをお願いいたします。歳出の合計、支出済額41億5,253万9,120円。以下、予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較ということで、ここに記載してある金額となっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額2億2,867万4,749円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、144ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額43億8,121万4,000円、歳出総額41億5,253万9,000円、歳入歳出差引額2億2,867万5,000円、実質収支額も同額となっております。以上でございます。

続きまして、議案第46号について御説明を申し上げます。151ページをお願いいたします。

議案第46号、平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計決算について認定を求め。平成26年9月9日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明いたします。

歳入については、ここに記載をしているとおりでございます。歳入合計、収入済額3億3,334万3,057円となっております。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ということで、ここに数字の記載をしているとおりです。

次のページをお願いいたします。歳出につきましても、ここに記載しているとおりでございます。歳出合計、支出済額3億2,203万184円。以下、予算現額、不要額、そして予算現額と支出済額と

の比較ということで、ここに記載しているとおりでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出差引残額1,131万2,873円となっています。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしております。ごらんいただきたいと思います。

162ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額3億3,334万3,000円、歳出総額3億2,203万円、歳入歳出差引額1,131万3,000円、実質収支額も同額となっています。以上でございます。

続きまして議案第47号について御説明を申し上げます。165ページをお願いします。

議案第47号、平成25年度益城町介護保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度益城町介護保険特別会計決算について認定を求める。平成26年9月9日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いします。益城町介護保険特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について、御説明をいたします。

歳入については、ここに記載してあるとおりでございます。下の方をごらんください。歳入合計、収入済額26億1,108万9,708円。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ということで、ここに数字が書いてあるとおりでございます。

次のページをお願いいたします。歳入につきましても、ここに記載をしているとおりでございます。歳出の合計、支出済額25億289万2,314円。以下、予算現額、不要額、そして予算現額と支出済額との比較、とういうことになっています。

次のページをお願いします。歳入歳出差引残額1億819万7,394円となっています。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

188ページをお願いいたします。実質収支に関する調書について、歳入総額26億1,108万9,000円、歳出総額25億289万2,000円、歳入歳出差引額1億819万7,000円、実質収支額も同額となっています。以上でございます。

次に、議案第48号について御説明申し上げます。195ページをお願いします。

議案第48号、平成25年度益城町公共下水道特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度益城町公共下水道特別会計決算について認定を求める。平成26年9月9日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町公共下水道特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について、御説明をいたします。

歳入について、歳入合計、収入済額が15億281万8,619円となっています。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ということで、ここに数字を記載しております。

次のページをお願いします。歳出につきまして、歳出合計、支出済額14億8,039万4,260円。以下、予算現額、翌年度繰越額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額2,242万4,359円となっています。歳入歳出

の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、210ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額15億281万8,000円、歳出総額14億8,039万4,000円、歳入歳出差引額2,242万4,000円、繰越明許費繰越額212万6,000円、実質収支額2,029万8,000円となっております。以上でございます。

次に、議案第49号について御説明申し上げます。213ページをお願いいたします。

議案第49号、平成25年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度益城町農業集落排水事業特別会計決算について、認定を求める。平成26年9月9日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について、御説明をいたします。

まず、歳入ですが、歳入の合計、収入済額が9,020万4,989円。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較につきまして、ここに書いてあるとおりでございます。あけていただきまして、歳出でございます。歳出の合計、支出済額8,438万3,508円。以下、予算現額、不用額、予算現額と支出済額との比較となっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額582万1,481円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

226ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額9,020万5,000円、歳出総額8,438万4,000円、歳入歳出差引額582万1,000円、実質収支額も同額となっております。以上でございます。

続きまして水道事業会計の決算書をごらんください。水道事業会計の利益の処分及び決算でございます。

議案第50号、平成25年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。地方公営企業法第30条第4項及び32条第2項の規定により、平成25年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算について、議会の議決及び認定を求める。平成26年9月9日提出、益城町長西村博則。

2ページをお願いいたします。平成25年度水道事業決算報告書、収益的収入及び支出について決算額を申し上げます。収入の決算額は4億1,943万7,156円。支出の決算額は3億7,469万4,195円となっております。内訳はここに記載をしておりますとおりでございます。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の決算額を申し上げます。収入の決算額は2億1,231万4,556円。支出の決算額は3億7,441万2,488円。資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額1億6,209万7,932円は、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

4ページをお開きください損益計算書でございます。下から3行目、当年度純利益は3,543万9,769円となっております。なお、詳細につきましては16ページ以降に記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。以上でございます。

議案第51号について御説明申し上げます。高遊原南消防組合一般会計の決算書をごらんくださ

い。

議案第51号、平成25年度高遊原南消防組合一般会計決算認定について。地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成25年度高遊原南消防組合一般会計決算について、認定を求める。平成26年9月9日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

まず、歳入ですが、歳入合計、収入済額が7億9,141万7,267円。以下、予算現額、調定額、予算現額と収入済額との比較につきまして、ここに書いてあるとおりでございます。あけていただきまして、歳出でございます。歳出合計、支出済額5億8,759万2,758円。以下、予算現額、不用額、予算現額と支出済額との比較となっております。歳入歳出差引残額は、2億382万4,509円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

10ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額7億9,141万7,267円。歳出総額5億8,759万2,758円、歳入歳出差引額2億382万4,509円。実質収支額も同額となっております。

以上をもちまして、予算決算関係議案の説明を終わります。なお、計数等について言い間違いがあったかもしれませんが、各計数等は各予算書及び決算書に記載してあるとおりでございますので、よろしくお願いたします。

議案第52号、益城町長の期末手当の特例に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

この条例は、6月議会で町長の給料の100分の10を、7月1日から任期満了までの平成30年5月4日まで減額する条例が可決され、議員提案で、期末手当も減額対象にするよう修正されましたが、給料条例であるため、期末手当は給与に当たり、現行の減額特例条例では減額対象にならないため、今回、期末手当を減額する特例条例を提案させていただきます。

内容は、議案のとおり7月1日から任期満了までの平成30年5月4日まで、期末手当の総支給額の100分の10を減額させていただきたいと思っております。なお、今回の減額も、特別職の中で、町長のみ期末手当の減額とさせていただきます。皆様方にも以上のことを御理解いただき、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議案第53号、益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

益城町広安町民第2グラウンドにつきましては、平成26年第2回議会定例会におきまして、教育長が答弁申し上げましたとおり、地権者との協議が整わず、結果としまして、平成26年6月30日までの契約となりました。そのため、今回の条例改正は、益城町広安町民第2グラウンドを廃止するものです。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第54号、益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法の制定に基づき、幼児期の学校教育や保育、

地域子育て支援の量の拡充や、質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から実施されます。

新制度の実施に伴い、町では新たな確認事務や、特定地域型保育事業の認可等を行うこととなりますが、その事務を処理するための基準を、国の省令を踏まえ、町が地域の実情に応じて定めることとなっております。

この基準は、認可保育所、幼稚園及び認定子ども園等の特定教育・保育施設や、家庭的保育事業、小規模保育事業等の特定地域型保育事業に対し、教育・保育に関する給付を行うに当たり、適切な事務手続を行っているかを確認する際の基準となります。

本条例は全54条で構成され、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、それぞれの利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準、管理運営に関する基準を定めております。なお、厚生労働省から示された省令を基本としながら、町における現行の基準や、既存施設の運営状況を考慮して定めるものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第55号、益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど、議案第54号で説明いたしましたとおり、平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が実施されます。子ども・子育て関連3法の一つである子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により、児童福祉法が改正され、子どもの成長を支援しながら、地域における多様なニーズにきめ細かく対応でき、さまざまな場所で展開される質の確保された保育を提供する事業については、地域型保育事業として、町の条例で認可基準を定めなければならないこととされました。

本条例は、全53条で構成され、定員5人以下の家庭的保育事業、定員6人から19人までの小規模保育事業、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、自社労働者の子どもに限らず、地域の子どもに開放した場合の事業所内保育事業の4つの累計に基づき、認可基準を定めております。なお、厚生労働省から示された省令を基本としながら、町における現行の基準や、既存施設の運営状況を考慮して定めるものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第56号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この議案第56号につきましても、先ほど議案第54号で説明いたしましたとおり、平成27年4月から開始される、子ども・子育て支援新制度に伴うものでございます。

子ども・子育て関連3法の一つである子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業、通称放課後児童クラブの設備及び運営につきまして、町の条例で基準を定めなければならないこととされました。

現在、町の放課後児童クラブにつきましては、町内五つの全小学校に設置しまして、それぞれ

の保護者会に運営をお願いしているところでございます。本条例は全24条で構成され、放課後児童クラブを、生活の場としている児童の健全育成を図る観点から、町の放課後児童クラブの質の向上に資することを目的として、その設備及び運営に関する最低基準を定めるとともに、それを超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないことを示すものであります。

なお、厚生労働省から示された省令を基本としながら、町における現行の基準や、既存施設の運営状況を考慮して定めるものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 議案第37号から議案第56号までの20議案についての提案理由の説明が終わりました。

ここで、濱田義紀代表監査委員に平成25年度決算審査の報告を求めます。

濱田代表監査委員。

○代表監査委員（濱田義紀君） 代表監査委員の濱田でございます。決算審査の結果を御報告申し上げます。

平成25年度決算審査は、7月11日から31日までの9日間にわたり、一般会計及び各特別会計、歳入歳出決算、水道事業会計決算、高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算の状況につき、関係各課に資料の提出と説明を求め、竹上監査委員と私、濱田で慎重に審査いたしました。

その結果、各会計の決算は、それぞれ関係法令に準拠して作成されており、それらを会計課所管の関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、正確であると認めました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適法・適正かつ効率的に執行されており、財政健全化判断比率及び資金不足比率の状況につきましても、良好な状態にあると認めましたので、ここに御報告を申し上げます。

なお、審査の細部につきましては、決算審査意見書をお配りしてございますので、ごらんいただければと存じます。以上、決算審査結果報告を終わります。

○議長（中村健二君） 監査委員の決算審査報告が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時35分

平成26年9月第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年9月9日午前10時00分招集
2. 平成26年9月10日午前10時00分開議
3. 平成26年9月10日午前11時52分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（15名）

1番 野田祐士君	2番 高橋津代美君	3番 宮崎金次君
4番 坂本貢君	5番 甲斐康之君	6番 寺本英孝君
8番 石田秀敏君	9番 坂田みはる君	12番 福永誠一君
13番 稲田忠則君	14番 荒牧昭博君	15番 渡辺誠男君
16番 山内親宣君	17番 江越信保君	18番 中村健二君

8. 欠席議員（2名）

7番 坂口政弘君 11番 竹上公也君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	内田吉十司君	総務課長	矢嶋正昭君
総務課審議員	中桐智昭君	秘書広報課長	堀部博之君
企画財政課長	西橋幸子君	税務課長	森田茂君
住民生活課長	森部博美君	子ども課長	花田博文君
健康づくり推進課長	福島幸二君	いきいき長寿課長	緒方潔君
福祉課長	田中秀一君	農政課長	山本信行君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	上田勝二君	学校教育課長	藤岡卓雄君
生涯学習課長	安田弘人君	水道課長	西村秀幸君
代表監査委員	濱田義紀君		

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

なお、質疑に先立ち申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられるようお願いいたします。

日程第1 総括質疑

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第37号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から議案第43号「平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの7議案と、議案第52号「益城町長の期末手当の特例に関する条例の制定について」から議案第56号「益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までの5議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐でございます。今ちょっと説明がよく分からなかったんですが、26年度の一般会計補正予算の質疑でよろしいですか。

○議長（中村健二君） はい。

○5番（甲斐康之君） 議案37号、平成26年度一般会計補正予算書（第2号）、これについて3点ほどお尋ねをいたします。

まず、13ページをおあげください。地方改善費、19節負担金補助及び交付金、その上の11需用費ですね、これについてお尋ねをします。

この部落解放同盟の研究集会ということですが、どのような研究集会で、どこで行われるのかということとですね、私どもがいつも主張していますけども、同和関連の特別扱いは、国の法律も失効している中で、特定の団体の集会に町の公金が出ていくと、補助を出すことについて、これは当然な行為であるというふうに考えておられるのかどうか。この点についてお尋ねをします。

それから、ページ14ページ、予防費、4款衛生費ですかね、そして予防費の中の委託料、13節、予防接種委託料というのがありますが、ちょっと説明を受けたとは思いますが、よく分からなかった点がありますので、予防接種委託、どういうものが予防接種として含まれているのか。大体どのくらいの、何名分ぐらいの委託料なのかということですね。

それから3点目が、17ページ、10款の教育費ですね。学校管理費、委託料の中の小学校施設整備設計業務委託料、空調設備ということで108教室説明がありました。いつごろの実際工事着工となるのか、予想だけでも結構ですから教えてください。実は、今、私どもアンケートをいろいろとっていますけれども、このアンケートの中でですね、中学校の空調設備について「前町長が

予算化したのに、今の西村町長になって取りやめたというふうなうわさが立っている」というふうなアンケートがあります。現に中学校の空調工事は今進行中ですので、間違っただうわさが流れているというふうに思います。そういうこともあって、今回この小学校の空調工事の時期等がですね、実行するという事ですので、分かればお聞きしたいというふうに。

この3点を第1回目の質問とします。

○議長（中村健二君） 田中福祉課長。

○福祉課長（田中秀一君） 福祉課長の田中です。5番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

議案第37号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）のうち、ページ13ページ、地方改善費の11需用費及び19負担金の中で、部落解放の研究集会がどのようなものか、またどこで行われるかという御質問でございますけれども、この研究集会は「深まる人権と平和、民主主義の危機に抗して、貧困の克服と社会連携の実現に向けた理論と実践交流を進め、今日的な部落解放運動の課題を明らかにすること」を目的として、県内各市や郡を区域とした地域で毎年開催されておりまして、本年は益城町総合体育館を主会場として、11月の22、23日の2日間開催される予定です。

当町におきましても、同和問題は人権問題の重要な柱として取り組むべき重要な課題であり、これからも粘り強く解決に向けた取り組みを推進していかなければならないものと考えております。

今回の研究集会につきましては、全体として300名ほどの予定者が参加されており、上益城郡においては地元ということで1,000名の参加協力依頼がありました。そこで、郡内5町で協議した結果、当町では約320名の参加となりましたので、町の同和教育推進協議会の構成団体及び町職員等を中心に呼びかけていきたいと思っております。

今回の補正では、参加者320名分の参加費負担金と昼食代、また管内5町で組織する事務局経費を計上しているものでございます。

御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 福島健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（福島幸二君） 健康づくり推進課長の福島です。5番甲斐議員の御質問にお答えをいたします。

一般会計補正予算中、ページの14ページでございます。

4款衛生費、1項の保健衛生費、2目の予防費の中の13節委託料、予防接種委託料で1,834万7,000円補正をしている分でございます。

中身の内容をとということでございます。これにつきましては、予防接種法の施行令の一部の改正によりまして、水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の発生及び蔓延を予防するために、10月1日より定期接種化となるため補正したものでございます。

まず、水痘の対象者でございますけれども、1歳から2歳が2回接種、3歳から4歳が1回接種というふうになっておりまして、接種者数を1,500人程度予定をしているところでございます。

それから、高齢者の肺炎球菌の対象者でございますけれども、本来は65歳の対象者でございま

すけれども、経過措置といたしまして、本年度から平成30年度までの間は65歳から5歳刻みの者を定期接種の対象とするということになっておりまして、本年度が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上ということで、1回接種となっております、接種者数を800人程度予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 藤岡学校教育課長。

○学校教育課長（藤岡卓雄君） 学校教育課長の藤岡でございます。5番甲斐議員の議案第37号、平成26年度一般会計補正予算（第2号）の17ページの学校教育費小学校費の学校管理費の13節委託料について御質問でございますが、小学校の空調の5校の設計を上げさせていただいておりますが、質問は小学校の着工時期はとのお尋ねでございますが、本年度にこの予算を上げさせていただいて、26年度、本年度中に設計を完了して、着工につきましては、どうしても音の出る教室、各教室に工事が必要ですので、どうしても夏休みに集中的にしなければならないという状況がございますので、平成27年の夏休み前までには契約したいなと思っております。ただ、五つの小学校を27年度中に全部をやるのか、または27年度、28年度に分けてするのかにつきましては、設計の状況、それから来年度の予算編成の中で検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐でございます。ただいま説明を受けました。

最初の質問の13ページ、社会福祉、地方改善費のことなんですけれども、趣旨についてはそういうことかなというふうに分かりますが、例えば同和関係ではない民間の団体の方たちが、仮に集会をしたいと、そういう場合に補助金を申請をした場合ですね、補助金が認められるのかどうか。こういう同和関係の団体しか認めないということではないのかどうか。その辺についてのお尋ねを2回目としたいと思います。

あと、衛生費については分かりました。委託料ですね、予防接種については分かりました。延べ2,300人ぐらいということのようです。

小学校の空調設備については、今、説明がありましたので、27年の夏休み前ぐらいから契約、工事という感じだろうというふうに理解をします。今言ったように、予算の関係とかがありますから、一遍にできるかどうか分からないというところについても承知をいたしました。これで町民の方にいろいろ説明をしときたいというふうに思います。

一応、地方改善費については2回目の回答をお願いしたいと思います。

○議長（中村健二君） 田中福祉課長。

○福祉課長（田中秀一君） 福祉課長の田中です。5番甲斐議員の2回目の御質問にお答えいたします。

同和関係団体以外の方も申し込んだ場合どうなるのかということですが、いろいろそのときによって状況は変わるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、町においても同和問題は人権問題の重要な柱として取り組むべき問題であるというふうに考えておりますので、今回このような予算を計上したところでございます。それから、ほかの団体がどうなるかという

のは、そのときによるんじゃないかならうかと。ちょっとこれは私個人の、1人のあれではちょっと判断できない部分もあるかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐でございます。

同和関係の予算についてはですね、国の法律も失効しておりますので、速やかに、やっぱりこういう予算の支出はですね、町としても改めるべきであるというふうに考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） おはようございます。3番宮崎でございます。

私は補正予算関係3件と、それから条例関係2件、合計5件について質問させていただきます。

まず、補正予算関係でございますが、まず1番目に、平成26年度の一般会計補正予算についてはですね、町長からる説明ございましたのでよく分かったんですけども。ただ、もう1回ですね、今回の補正予算の特色、これについてですね、担当のほうから説明いただければと思います。

それから2番目にですね、これは補正予算のページ4ページの、第2表債務負担行為の補正についてということで、ここ60万というのが出ています。これも説明はあったんですけど、なぜ本当にここに上げなきゃいかんのか。これくらいの金額であれば実行処置でできないんだろうかと、ちょっとそういうふうに疑問に感じましたので、それについて御質問をしたいと思います。

それから3番目に、いつも私質問するんですが、今回の補正後の基金、つまり決算が出て、補正が出て、その後の基金の状況について、最新の状態のやつを教えていただければと思います。

以上、3点が補正予算関係です。

続いて、条例関係でございますが、まず1点目は、議案第52号「益城町長の期末手当の特例に関する条例の制定について」について質問します。

本条例は、皆さんも御承知のように、さきの6月議会で、町長から周辺町村長に合わせた給料をとということで、「100分の1の減額をする。ただし期末手当と退職手当は除く」との趣旨の条例案が提出されましたが、周辺町村長に合わせるという意味からは、給料にあわせて期末手当と退職金も含めて減額するのが望ましいというような意見が出されまして、いろいろ検討した結果、退職金の減額は本条例を改正するのみではできないと、非常に波及効果が大きいと、別表を改正しなければいけませんもんですから。そういうことで、給料と期末手当を減額するというような条例を改正するというので、いろいろ事務局等と調整をして、その条文の「ただし」から先の「期末手当」だけ削除すればそういう趣旨で通ると、こういうふうに私らは伺って、常任委員会と本会議で提案し、その条文についての異論、これは何にも出されませんでした。ですから、てっきりそういうことでですね、町長の給料と期末手当は減額になるというのがそうだろうと、そして、議会で議決された議会の意思というのはそういうことだろうと、こういうふうに理解をしておりましたので、今回このような、先に議会の議決が示された、議会の意思が示されたにもかかわらず、こういう議案が出てきたということについて正直言って驚いております。これについ

てですね、説明はありましたけれどもよく分かりませんので、再度、本議案を提出した経緯についてですね、御説明をしていただきたいと、こういうふうに思います。これが条例第52号であります。

続きまして、議案第54号、55号、56号についての質問です。

質問に入る前に、3議案に対する、今回こういう説明資料をつくっていただきました。これは非常にですね、よくまとめられて、本当に議員の方に理解をしていただこうという、そういう意思がですね、非常にあらわれておりまして、非常に我々としては感謝しております。本当にありがとうございました。

では、条例についての3点、質問します。

まず、今回の条例、この三つの条例の背景になったですね、子育て支援制度の概要、これをですね、今後これは大きな問題になってくると思いますので、せっかくいい機会でございますので、担当課長からですね、概要について簡単に説明していただければと思います。

それから、2点目はですね、この子育て支援法は来年の4月1日施行で準備が進まれていると思いますが、その一環でこの条例が制定されると思うんですが、各益城町に所在をする幼稚園・保育園は、10月1日以降ですね、園児の募集に入ります。ですから、園児の募集についてですね、この条例とその後のスケジュール等で非常に心配をしております。ですから、今後の町としてのスケジュールについて、分かる範囲で結構でございますので教えていただきたいなと、こういうふうに思います。

3点目は、今後この制度に移行するに当たって、非常にいろいろ検討されて、問題になることが多々あると思うんですが、まだこれから検討される分野もあるとは思いますが、今後、検討するに当たっていろいろ問題が出そうだというのを、今、分かる範囲で結構ですから教えていただきたい。

この3点をですね、この3条例の制定に伴ってそのバックグラウンドとなった事項なんですが、これを教えていただければと思います。

以上、補正予算関係3件と条例関係2件について御質問をさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） おはようございます。企画財政課長の西橋でございます。3番宮崎議員の御質問にお答えいたします。3点ございましたので、順序立てて御説明したいと思います。

まず、今回提案しております一般会計補正予算（第2号）の特色は何かという御質問でございました。

まず、歳入のほうから御説明いたします。

まず、8ページの地方特例交付金、それから地方交付税、それから10ページの繰越金の決定によります増額補正をしております。また、それに伴いまして、10ページにあります繰入金、これは基金繰入金ですが、これと町債、11ページになります、臨時財政対策債の減額補正を行ってお

ります。

歳入のほうで一番の特色はと申しますと、臨時財政対策債というのを満額発行しないというのは、この臨財債が発行開始以来初めてのことでないかと思っておりますので、歳入の特色と言えるかと思えます。

また、歳出につきましては、4款の衛生費であります、水痘や肺炎球菌の予防接種の定期接種化に伴います予防接種の委託料、それから水道管移設に伴います水道事業会計の補償金支払いのために一般会計から公共下水道特別会計へ繰出金、小学校エアコン設置のための設計委託料、広崎5町内公民館建設費に対しますふるさとづくり施設整備補助金など、増額補正や新たに予算計上いたしましたものでございます。住民の安全で衛生的、さらには健康的な生活を送る上で必要な措置を講じております。また、教育環境の整備やふるさとづくりの目的を達成するための予算編成となっております。

それから、二つ目の質問でございましたが、4ページにあります債務負担行為補正でございます。債務負担行為を起こした理由はということでございますが、この債務負担行為は今年度までに実施いたしました「桜」写真コンテストから、「益城町四季を通じた魅力」写真コンテストへ、被写体の対象を拡大するものでございます。今議会で御承認をいただければ、今年の冬から来年の秋までの写真を募集するということになります。

予算は平成27年度当初予算に計上することとなりますけれども、あらかじめこの事業に対しまして議会の承認を得ることで事業を滞りなく進めることができることから、今回債務負担行為を起こしたものでございます。今までに募集いたしました優秀な作品につきましては、町が発行しております計画書などの表紙に活用したり、それから、くまもと県民交流会館パレオなどに展示いたしましたして、益城町の紹介をしているところでございますので、次回の「益城町の四季を通じた魅力」の被写体につきましても、いろんところで活用していきたいというふうに考えております。

それから最後に、基金の状況についてでございます。

今回の補正につきましては、10ページの20款の繰入金のところ基金の繰入金がございます。

まず、残高といたしましては、今年5月31日現在が実残高となっております。これは決算報告書の中に入れておりますので、後ほど御確認いただければいいと思っておりますけれども。

まず、財政調整基金につきましては、第1号補正、これは6月に起こしておりますが、1億6,000万円の基金繰り入れを行いましたけれど、今回の2号補正で戻し入れをしております。ですから、残高については、決算書の記載のとおりが現在の残高となっております。

減債基金は、1号補正で5,000万円の基金繰り入れを行いましたので、5,000万円減った状態でしたが、こちら今回第2号補正で基金の戻し入れをしておりますので、実残高につきましては決算書のとおりとなっております。

ふるさと基金、土地開発基金、社会福祉振興基金、地域福祉基金については、そのままの金額で変わりはありません。

公共施設整備基金、これは1号補正で3億5,100万円の基金繰り入れ、取り崩しを行っております。

ます。今回、第2号補正で2億1,000万円の基金の戻し入れを行いましたので、現在高、これはあくまでも予算ベースでございますけど、9億5,688万4,000円となっております。

中山間ふるさと・水と土保全基金につきましては、変化はございません。

公共下水道基金につきましては、当初予算で基金繰入金8,000万円を取り崩す予定にしております。また、1号補正で1億7,000万円の基金繰り入れを計上いたしましたので、現在高が3億2,831万円となっております。

公園整備基金につきましては、1号補正で900万円の基金繰り入れ、取り崩しの計上をしておりますので、7,735万1,000円の残高に変化しております。

最終的に、合計金額が、5月31日現在の決算書の報告では、38億1,168万1,000円という計上をしてございますけれども、今回2号補正後につきましては34億1,168万1,000円、4億2,000万円の減額となる見込みでございます。以上です。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。3番宮崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、52号の経緯について御説明いたします。

52号は益城町長の期末手当の特例に関する条例の制定ということでございまして、前回、6月議会で審議したのがですね、益城町長の給料の特例に関する条例の制定ということで、町長の給料の100分の10を7月1日から任期満了までの平成30年5月4日まで減額するという条例で出しておりました。その中で議員のほうから提案がございまして、「ただし書きを削ろ」と「削ったらいんじゃないか」ということで修正動議が出ました。ただですね、前回の場合、町長の給料の特例ということで、これも全員協議会の中で説明したと思いますが、町長等の給与及び旅費に関する条例の第2条に「給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当」ということで、給与といった場合はこの四つ入るということで、給料と、それから期末手当は別物であるということでございます。そのために、前回、町長の給料の特例に関する条例では減額に期末手当がならないということでございまして、議員の思いを重く受けとめまして、今回新たに期末手当を減額する特例条例を提案させていただいたということでございます。

御了解いただきたいと思います。よろしくお願ひしときます。

○議長（中村健二君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。3番宮崎議員の質問にお答えします。

議案第54号、55号、56号、これは全て来年度から始まります子ども・子育て支援制度に係るものでございます。

まず1点目の、今回出された条例の背景となっている子育て支援制度の概要についてでございます。

現在、子ども・子育てを取り巻く環境は、急速な少子化の進行、それから子育ての孤立感と負担感の増加、深刻な待機児童問題など、さまざまな課題を抱えております。そういう中で、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て

関連3法が成立しまして、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度がスタートします。

この新制度では、一つ目が、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供ということで、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園について、財政支援の充実・強化などによりその普及を目指す。

それから、二つ目が、保育の量的拡大・確保するため、小規模保育事業などのさまざまな手法による保育への新たな財源措置を行い、保育の量や種類を増やすことにより、待機児童の解消を目指す。

それから、三つ目が、地域の子ども・子育て支援の一層の充実ということで、全ての子育て家庭を対象に、子育て相談の場や親子が交流する場、一時預かりの場を増やすなど、地域におけるさまざまな子育て家庭のニーズに対応した子育て支援のより一層の充実を目指す。

以上、申し上げましたように、新制度におきましては三つの大きな柱のある内容となっております。

また、新制度の主なポイントといたしまして、市町村が実施主体ということで、町が制度の実施主体として権限と責任が大幅に強化されております。それぞれの地域の特性や課題に即して子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、計画的に教育・保育・地域子育て支援を提供する責務が課され、また、介護保険制度の要介護認定に準じて保育の必要性の認定の制度が導入されまして、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されております。

町におきましては、この新制度の実施主体として、現在地域の実情を反映した益城町子ども・子育て支援事業計画を策定しているところでございます。

それから、2点目の今後の町のスケジュールについてでございますが、これは事務的な話になってくると思います。

まず9月、今月ですけれども、子ども・子育て支援事業計画を今つくっております。それを県に中間報告をします。それから、私立幼稚園について新制度への移行意思の確認ということで、今、益城町にはあじさい幼稚園がありますので、その辺のですね、新制度に移るかどうかの確認が必要になってきます。

それから、10月になりますと、新規開園予定の保育所ですね。これは来年度、空港保育園というのができます。それから、現在やっておりますけど、保育ママですね、その辺のところの確認。今回の条例を適用しましてですね、確認申請が必要になってきます。それから、新しい空港保育園の定員等についてですね、県との協議もまた必要になってきます。

それと、町立幼稚園の入園申し込みを広報誌に掲載もします。

それから、あとは、今、幼稚園・保育所に入園している子どもの保護者へですね、新制度への周知も必要になってくるかと思えます。

それから、10月末になりますと、町立幼稚園の入園申し込み、それから入園説明会、抽選会ということでやっていきたいと思えます。

それから、今、幼稚園・保育所に入所している児童についてですね、来年度に係る意思確認を

行いまして、支給認定が在園児も必要になってきますので、これもやっていきたいと思います。

それから、11月になりますと、認可保育所の申し込みを広報あたりに記載したいと思います。

それから、11月下旬にですね、認可保育所についての一斉申し込みを実施したいと、それからまた同時に、支給認定申請もやっていただきたいと思います。

それから、12月になりますと、今度は保育所・幼稚園の在園児に対してのですね、支給認定証の交付ということになるかと思っています。

それから、来年明けまして1月ですけども、1月に保育所のですね、入所希望者についての入園の調整を行いたいと思います。

それから、3月に、子ども・子育て支援事業計画の県への最終報告を考えております。

ちょっとずれるかもしれませんが大体のスケジュールでですね、今のスケジュールでいくと思います。

それから、3点目の、今度この制度に移行するに当たって問題になることが予想される事項についてのお尋ねでございますが、今からいろんなことが出てくるとは思います、今のところですね、一番頭を痛めているのは町立幼稚園の授業料でございます。新制度におきましての幼稚園の授業料は国が示しております利用者負担額を上限として世帯の所得の状況によって定めることとされております。国の利用者負担額は市町村民税額をもとに5階層に分けられまして、2階層で9,100円、3階層で1万6,100円、4階層で2万500円、5階層で2万5,700円が示されているところです。町の現在の幼稚園授業料は、一律に今3,000円ということになっています。これを比較しますと、保護者にとってはですね、かなりの負担増となります。そういうことで現在、町立幼稚園の授業料につきましては、国の限度額の範囲内で定める、それから現行の水準を十分考慮する、それから世帯の所得に応じて定めるなどと、総合的にですね、検討を今行っているところでございます。また、あわせて授業料を変更した場合ですね、経過措置、1年後に上げるのか、2年後に上げるのか、その辺のところをですね、十分考慮しなければならないというふうに思っております。いずれにしても、激変緩和の措置はですね、必ず必要になってくるとは思います。以上です。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） それぞれ1回目の質問に対する回答ありがとうございました。

では、まず補正予算関係についてはですね、特に今回の補正予算の特色をお尋ねしました。いろんな歳入歳出の特色から、いろいろ丁寧に御説明いただいたんですが、やっぱり一番の特色は、今回新たな町長のですね、意思である「なるべく臨時財政対策債を減らしなさい」と、これがですね、この補正予算の中に一番あらわれているんじゃないかと、これが従来の補正予算と随分違うのかなと、やっぱり私としてはそういうふうに感じました。

あと2番目のですね、債務負担行為についてはよく分かりました。ただ、なんか80万というのがちょっと気になるんですけど、そういう経緯であればやむを得ないのかなと。

それから、3番目の今回の補正後の基金、これについてはですね、あんまりこれを掘り下って質問しますと、あした私の一般質問でこれをするもんですから、きょうはこれくらいにしときま

す。現状は分かりました。

続いて、条例関係なんです、これはですね、今、総務課長のほうから回答をいただいたんですが、やっぱり我々としてはですね、さきの6月議会で議決したのは何だったんだろうと、これがどうしても残ります。確かにですね、途中で修正しましたから時間もないし、あれもいろいろ問題点があったんだろうとは思いますが、一応議会が議決をして、議会の意思を示したんですよ。そしたら、その条文がですね、おかしいんだったら、その条文のおかしいところを直した修正案が出てくるのが一般的じゃないかなと、こういうふうに私は思います。

この間のこの間の、またこれは宮崎議員の意思を尊重して、御丁寧に尊重して、次の条例として出してくる。じゃあ、前の条例は何だったんだと、改正したのは。私はそういうふうに思いますので、再度ちょっとここんとこのすり合わせ答弁、いろいろ担当は苦慮されたんだろうと思うんですけどね。ちなみに、もう少し具体的に言うならば、町長の給料及び町長の期末手当に関する云々とかですね、そこのところでも中身も、主語をそういうふうに変えればいい話で、修正案のですね。何かこの間の議決は議決、そのかわりまたこっちはこっちで新しくですね、むしろ前のやつを否定はしてないだろうけど、否定するのと一緒ですよ、議会の意思を。

それから、次の質問はですね、もう1回そういうのも含めて回答していただくんですが。じゃあ、こういうのを今後ですね、起こさないためにはどうするんだと。今後、またいろんな議案が提案されて、一部修正をしたり、何か解釈の違いでいろいろ手をつけたりすることがあるかと思うんですけども、そのとき議決されたのがまた次のときですね、修正なり、何か別の形で出されるというのは、正直言ってあんまり品のいい話じゃないと思うんで。そういうのをなくすためにはどうしたらいいのかということについて、分かる範囲で、考えられる範囲で、お答えいただきたいと、こういうふうに思います。これが条例の52号関連です。

続いて、54号関連についてはですね、本当に丁寧に細かく説明していただきましてありがとうございました。子育て支援制度の変更によってですね、町としてはちょっと大きな波をかぶるといことが、大体私としても認識ができました。一番やっぱり心配するのはですね、今後、従来は授業料といって誰もかれも所得にかかわらず一定だった町立幼稚園の授業料がですね、すぐ変わるかどうかは分かりませんが、いずれ国の施策としてはですね、変更する方向に動いていくんじゃないかなと、こういうふうに思います。ただ、あんまりすぐ変わるとか何とか言うんですね、父兄は心配されますから、今後十分検討されて、その結論を出されればいいと思いますけど。ちょっとそういうふうな心配事があります。ほかの私立、もしくはほかの保育園関係もですね、非常に制度が変わると、やっぱり中身が若干変わるところがありますので、よくよく詰めてですね、いつていただきたいなと思います。大体先ほどの回答で分かりました。

2回目の質問は、先ほど言いましたように、条例の52号関係で、こういうのを今後なくす、1回議会が議決したのをですね、後でもう1回修正するようなことがないようにするためどうするかという観点でですね、よろしく回答をお願いします。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。3番宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

ただいま話されていることは十分承知しております。修正のとき、委員会のほうで「ちょっとこれじゃできないんじゃないですか」というふうな言葉も言ったかと思っております。ただ、「そこを酌んでどうにかやれよ」というようなことがあったと思います。今後こういうことがないようにと言われますけども、一応あのときの条例の修正というのはそれなりの修正であって、内容的にちょっと不備だなというのは、うちの委員会の中でも執行部のほうからいろいろと申し出ていたかと思っております。ただ、出されるのがですね、議員さんのほうから出されるものですから、うちでこうこうというふうな、そういうあれを受ければやりますけども、自分たちのほうで出してこられるということもありますんで、そこんところがですね、今回初めてだったということであまりよくいかなかったのかなと思っております。

今後ですね、修正等ございましたらですね、うちも自信を持って出している議案でございますので、なかなか修正に応じたくはございませんが、そここのところはですね、お互いちょっと話し合いといいますか、それをやってですね、完璧な条文にしていくべきかなと思っております。ただ、今回の場合は時間もございませんでしたし、内容的にですね、やはりうちとして「どうしよう」という相談といいますか、相談はあったんですけど、「こうしなさい」というふうな、「したほうがいいよ」というふうな結論を出さなかったと。それはあくまで議員さんをお願いしたということで、こういう案件になってしまったかなと思っております。

今後はですね、そこんところをできるだけ修正はしたくありませんが、そういう案件がございましたらですね、事前にちょっと相談をしていただいて、完璧な条例文をつくっていきたく思いますのでよろしくお願ひしときます。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございました。ただですね、ちょっと気になるのがですね、この間の委員会で、もし執行部のほうですね、我々が一生懸命審議しているやつが「これはそのままいってもですね、意味をなしませんよ」というのがあるんだったら、当然それはですね、やっぱ教えてもらわないと、何のための議会、何のための議決か全く分からないと。今後は注意するという話なんですけども。私はですね、議員は一生懸命、我々も勉強します。だけど、やっぱりこういう文書用務ですね、そういう法律用語とか条例用語、それから条例のあらわし方、これはどうしてもやっぱり実務を担当している皆さんのほうが、これはやっぱり格段上なんですよね。ですから、どこの各県議会でも、どこでも、議員さんたちが全部1から10まで文面をつくって議会に上程するなんちゅうことは、やっぱりちょっと難しいんじゃないかと思うんですよ。やっぱり皆さんの力をかりて条文をつくり上げていく。もしくは、修正の必要が議会でそういう意志であれば、それに応じる条例文を修正する、これはそうしてもらわないとぐあいが悪いんじゃないかと思っておりますけど。

3回目の質問はですね、ともかく何と言うんですかね、議会と執行部が一体、車の両輪としてですね、町の行政に携わっていくんだしたら、それぞれの持ち分、餅屋、これをやっていかなきゃいかんのじゃないかと思っております。それがためには、執行部から上がってきた議案を厳しくチェックをして、ぐあいが悪いところはそれを修正したり否決をしたりするのは我々の義務です。そ

れがなかったら、この議会はですね、執行部がみんな提案したのがそのまま丸通過するんだったら、附属機関になってしまいますから。車の両輪じゃなくて、片輪になってしまいますよね。ですから、今後も執行部のほうから提案されたやつについては厳しくチェックをして、ぐあいが悪いときはやっぱり修正をします。修正したやつで、条文については皆さんの知恵をかりて、うちの事務局ももちろんいろいろ頑張ってもらって、修正をして問題がないようにしていきたいと思えますけども。それでよろしいですか。それを質問とします。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。宮崎議員の3回目の質問にお答えします。

理解いたしました。はい、そういうふうに対処したいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

8番石田議員。

○8番（石田秀敏君） 8番石田です。

1点だけお尋ねいたします。委員会で尋ねても結構なんですけど、この場でちょっとお尋ねしたいと思えます。

議案第41号、7ページですね、歳入に関係しまして、一番上の公共下水道補助金4,990万減額となっておりますが、減額された理由ですね、それとその内容。

それで、次のページに関係ありますが、15節と13節、減額になっております。減額することによってですね、現在、津森校区、飯野の一部を残すだけとなっております下水道の整備事業、これに影響が出ると思うわけでございますが、その影響が出るとすればどこら辺に出るのか。津森に出るのか、飯野に出るのか、そこら辺をちょっとお尋ねしときます。

○議長（中村健二君） 上田下水道課長。

○下水道課長（上田勝二君） 下水道課長の上田です。8番石田議員の質問にお答えいたします。

議案第41号の益城町公共下水道特別会計補正予算書（第1号）中ですね、ページの7ページ、歳入の3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、1節の下水道事業補助金、減額補正の4,990万円、これにつきましては補助金の内示額の確定による減額でございます。

続きまして、ページの8ページです。

歳出の公共下水道費の中の委託料の減の1,850万円、それと工事請負費の8,280万円の減額ですけど、これに伴う影響はということですけど、一応飯野地区におきましては今のところ平成27年度で完成の予定でございます。この結果、津森地区におきましては、平成30年度の完成予定になってまいりました。以上でございます。

○議長（中村健二君） 8番石田議員。

○8番（石田秀敏君） もうようございます。

○議長（中村健二君） もうよかですか。ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですから、次に議案第44号「平成25年度益城町一般会計決算認定について」から議案第51号「平成25年度高遊原南消防組一般会計決算認定について」までの

8議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

1番野田議員。

○1番（野田祐士君） 1番野田です。議案44号についてお尋ねさせていただきます。

まず1点目が、ページ21ページになりますけれども、住宅使用料の部分に不納欠損額が出ております。これについてまずお尋ねです。経緯等について教えてください。

二つ目が、95ページの、財産に関する調書の中の普通財産の土地の部分ですけども、山林の部分で5万1,767平米の減となっております。これについて内容といいますか、中身を教えてくださいたいと思います。

もう1点、これは最後になりますけれども、99ページ等に一般会計決算の状況がありますけれども、この経常収支また一般財源等の比率、前年度に対する比較等が出ておりますけれども、全体的なものですので、それをどういうふうな所見を持っているかというのを町長でも結構ですけどもお答え願えればと思います。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦でございます。1番野田議員の質問にお答えいたします。

決算書の中でのページ21ページ、歳入で土木使用料、不納欠損額633万9,300円、これにつきましては不納欠損処理しておりますけれども、既に町営住宅を退去している者で居住の不明、連絡がとれず5年経過をしているということで、連帯保証人関係もですね、死亡しているとか、不明であるという部分がありましたので、使用料につきまして民法上の5年を経過したら一応取れないという部分がありましたので、今回の部分につきましては、不納欠損の不明者等をしております。

これは、対象者はですね、5人です。大体5名で633万、平均してですね、100万を超えるということがありますが、民法上のにもですね、この請求しても取れないということがあり、決算のほうの監査委員のほうからも「取れないのであれば、不納欠損処理をしとくのが妥当ではないか」という前回の報告にもありましたので、うちのほうも裁判とかですね、そういうのも一応考えたんですけども、弁護士と相談の上に不納欠損処理ということをさせていただきました。以上です。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。1番野田議員の質問にお答えいたします。

ページ95の5万1,767平米減った理由というところでございますが、これはですね以前から持っておりましたゴルフ場ですね、インターナショナルというところが持っておられました。そのゴルフ場を今度太陽光発電施設というのができます。町有地がございましたので、その分を売却して不動産鑑定をかけた上で、売却した土地の面積でございます。以上です。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。1番野田議員の御質問にお

答えいたします。

平成25年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書中、99ページ、経常的収入についての所見をどのように考えているかという御質問でございました。

経常収入といいますと、ここに書いてあるとおりでございまして、経常的な収入、毎年度継続的に収入されるものでございます。109ページで、ちょっと参考として見ていただきたいんですけど、この中で経常的な収入と申し上げますと、町税でありますとか、地方譲与税、それから11の地方特例交付金や、12の地方交付税がこちら辺に当たるものでございます。これを見ていただきますと、前年からの変化というものがさほど大きくはないというふうに見てとれるかと思っております。ただ、地方交付税でありますとか、こういった国の動向によって大きく変わるものもございまして、一般的には町税あたりをできるだけ自主財源の確保というのを図っていく必要があるかなということは考えております。

大体、経常的収入については以上でございまして。

○議長（中村健二君） 1 番野田議員。

○1 番（野田祐士君） 済みません、1 回目の回答ありがとうございました。

まず、633万9,300円、住宅使用料ですけれども、この民法上の5年というのはちょっと私も弁護士、法律家じゃないんで分かりませんが、住宅明け渡し訴訟料として、前回、24年度ぐらいから300万ぐらい組んであったと思うんですけども、これは使わないままに。もちろん、今、課長から御説明があったとおり、払ってもらいたくても払えない状況にあるということが答えだとは思いますが。

ただ、今回は住宅使用料ですけれども、今言った、民法上の法律的なものは法律的なものとして、今回、先ほど同僚議員から一つ質問があったとおりですね、多分今度私立保育園等ですね、保育料は町が徴収するというふうに変わっていくと思うんですけども、その辺になった場合ですね、町が徴収するものについて、要するに払わなかったから、また取ることができなかったから、不納欠損でいくんですよというふうになりはしないのかという心配がございまして。特に私立保育園等に関してはですね、来年度からの流れになっていくんだろうと思いますけれども、その辺もありますので、民法上の法律的な5年とか、訴訟をわざわざ組んでいるのに使うことなくいいですか、不納欠損にするというのはですね、考え方もよいかもかもしれませんが、どういうものかというのが、今後のことを考えると心配になるということでもありますので。その訴訟料について、組んでいたものについても、あわせてお答えを願えればと思います。

それと、森林の5万平米についてですけども、済みません、ゴルフ場だったところの太陽光については、再三ですね、御説明をいただいたんですけども、それについての5万平米の売却については、これは何か上がったんですけども、ちょっとそれについてもできれば御説明ください。

全体的な決算の所見については町長にお尋ねしたかったんですけども、これは企画財政課長のほうからお答えいただきましたので結構です。ありがとうございます。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。1番野田議員の2回目の御質問についてお答え申し上げます。

使用料につきまして不納欠損、じゃあ5年たったらば払わずにいいという、町が不納欠損ということで落とすこと自体について今後も不安視があると。払わない者勝ちというふうな形で、多分そういうふうにならないかということの思いだと思います。

今、弁護士ともですね、いろいろ相談しております。今回の5人の対象者のうち、税のほうも一応この人たちに関しましては不納欠損の処理をしていると、そういうのも確認しまして、住民票も職権消除されているということで、不明の人たちに関してのみを今回行ったということでございます。

今後の取り組みにつきまして、5年以内、もうすぐ5年になるとかいうふうなやつに関しましても、弁護士とですね、今、相談をしながら、時効の中断というふうなのがあります。時効の中断をするためには、いろんなその入居者に対してどういうことをやったのかというふうな、いろんな段階的なものがありますので、段階的なものを今やっているという状況です。何しろ時効の中断をすれば、その中断したときからまた5年というふうな法律的なのがあります。だから、使用料につきまして、先ほど保育園・幼稚園のほうも言われましたけれども、これにつきましても法律的には使用料ですので一緒という解釈でよろしいかと思えます。

今後ですね、弁護士と今しながらやっているんですけども、今度、弁護士名でですね、町からのやつではなくて弁護士名で通知をやったり、それに伴って支払い命令等も準備しながら、配達証明つきとかですね、そういうのでやらないとどうも効力がないみたいですので。そういうふうなことをやって、訴訟のほうの手続きができるものにつきましてはやっていくと。今、長期にわたってですね、何百万というふうな高額の方がいらっしゃいますけれども、その方も呼び出しをしながら、「払っていきますよ」と、「少しずつでも払っていきます」という意思が出て、誓約書とかもですね、とった方もいらっしゃいます。そういう方に関しまして、少しずつ払う分につきましてはですね、考慮するという形も弁護士と話しながらですね、やっていきたいというふうに思っております。何しろこの郵送関係、文書のやりとり関係は、ちょっと長くなりながらやっていくといけないということで、5年の使用料の民法上の規定の部分できるだけ早い時期に取るような形で、新しくそういう長期滞納者がないように、電話催促等、会社に電話したりとかもしております。「会社に電話するな」と言われる方もいらっしゃいますけども、厳しくやりながら、少しでも新しいものを増やさない、今あるものは減らしていくという思いで一応やっておりますので。今後とも一生懸命努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 1番野田議員の1回目の質問にお答えいたします。

平成26年3月31日で専決処分を行っております。前回の6月の議会で議案としては承認をいただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 1番野田議員。

○1番（野田祐士君） 済みません、3回目の質問です。

今、都市計画課長のほうから説明がございましたので、納得というわけではありませんけれども、説明については理解しております。ただ、1人頭100万平均ぐらいだったものですから、100万、町営住宅の金額がばらばらありましようけれども、平均数十カ月ぐらいの滞納になるわけですので、電気・ガスでも数カ月でとまるとかですね、いろいろありますので、その辺も考慮しながらですね、考えていっていただきたいと思っております。

山地の件については結構です。以上です。ありがとうございました。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 決算関係について、2点ほど質問をさせていただきます。平成25年度の益城町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の中から2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、平成25年度益城町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の中から、IV番目、結びです。ページは24ページになります。2の財政運営の適否の総合判断の項で、財政運営を計画性・弾力性・積極性から検討した結果について、企画財政課長にお尋ねをします。

ページ26ページの下から6行目の実質収支比率、これは適正が大体3～5%のところを25年度は7.4%、経常収支比率、これは75%以下が適切と言われているのに、当町は83.5%と高かった。それぞれの原因は何だったんだらうか。これからこれを修正するとすれば、どういうところに気をつけていけばいいんだらうか。これが第1点目であります。

それから、2点目は、不用額についてお尋ねをします。

意見書中のページ10ページの、一般会計歳出第13表歳出の目的別決算状況表の不用額合計4億6,080万7,000円について、不用額として多いのか、少ないのか、適切なのか。結局、予算で執行して残った額が不用額と、こういうふうに一般的になりますから、不用額が多いということは非常に予算の要求は若干多目にやっている。ただ、きちきちとして無駄遣いをしないで残したという面では、そういう言い方もできるかと思うんですが、この額が適正なのか。

以上、2点について質問をします。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長、西橋でございます。3番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

平成25年度益城町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書でございます。まず、10ページのほうからお答えしたいと思います。

歳出の目的別決算状況の中で、不用額の合計が4億6,080万7,000円、この金額が多いか、少ないか、適切かという御質問でございました。

指標等はありませんので、この残高が適切であるか、多いか、少ないかというのは、判断に苦しむところではございますけれども、年度中の当初予算を組んで、このときは当然必要な金額を各課が出してまいりますので、それについて当初予算編成を行っております。

また、補正予算では、必要な部分があれば増額補正をいたしますし、不必要な部分については随時減額補正を行っているところでございますけれども、年度の最終まではっきり支出がつかめ

ないような部分もございますので、当然不用額としては幾らかの金額は出てくるものというふうに理解しております。適切な予算編成に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、26ページの下から3行目でございます、実質収支比率、経常収支比率という文言の部分でございます。

まず、実質収支比率のほうから御説明申し上げたいと思います。実質収支比率といいますと、標準財政規模、これは地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源になりますので、これこれを足したからこの金額になるというようなものではございません。人口規模でありますとか、その町の産業構造、土地の広さ等にも関係してまいります。ここに占めます実質収支額、決算で報告しております実質収支額という欄がございますけれども、翌年度への繰越額ですね、ここの割合をあらわしたものでございます。

平成25年度の実質収支比率が7.4%となった原因といたしましては、標準財政規模、経常的な一般財源ですが、これは平成24年度と比べましてもほとんど変化はございません。しかし、実質収支額におきましては、約2億1,200万円程度多くなっております。繰越額が、昨年度と比べると、約2億1,200万円多くなったということです。実質収支比率がこのように大きくなった原因といたしまして、繰越金が多くなったということが一番の原因というふうに挙げられるかと思えます。

実質収支比率は、先ほど議員がおっしゃいましたように、3%から5%が望ましいというふうに一般的にはされております。24ページの表、第32表でございますように、平成24年度までの比率、大体4.4、4.9、5.3、4.1と平成21年度からなっておりますけれども、ここまで下げるためには、標準財政規模の額を上げるか、もしくは翌年度への繰越額を3億円程度、3億から4億円程度に抑えるようにもっていく必要があると思っております。標準財政規模の額を上げるには、定住促進などによる人口の増加対策、もしくは企業誘致による税収の増加を図ることが必要であるというふうに考えております。また、繰越額を抑えるためには、歳出規模の拡大、もしくは基金への積み立てなどによるというふうに考えております。

次に、経常収支比率でございますが、経常的な一般財源の収入、地方税でありますとか、普通交付税などですが、ここに占める経常的な一般財源の支出、ですから人件費や公債費、扶助費などが当たります。この割合をあらわしたものでございます。経常収支比率を望ましい数値の75%程度に抑えるには、収入額を増やすか、もしくは支出額を減らすということになります。

収入額を増やすには、実質収支比率の場合と同じように、定住促進による人口の増加、または企業誘致などによる自主財源の確保。そして、支出の場合は、人件費や扶助費、公債費の抑制を図ることが一番になります。

先ほどの補正予算のところでも若干御説明いたしました、平成26年度の予算では臨時財政対策債の借入れを抑制しております。これは先ほどちょっと説明不足だったかもしれませんが、減額したというのは、満額借入れをする可能額から減額したという意味でございます。この金額を抑制しておりますが、仮に今年度の支出が昨年度と同額程度、90億から100億となった場合は、起債を抑制することで、臨時財政対策債を減らすということで、来年度に報告いたします経

常収支比率が上昇することが考えられます。非常に複雑に絡み合っておりますので、一つを改善したから一つがよくなる、それで全てがよくなるというものではないということです。理由といたしましては、経常的な収入の一般財源が減少いたしますので、元金の返済が始まる3カ年程度は利息分だけの返済にとどまってしまうことから、公債費の償還額に変化がないということが見込めることから、大体1%から1.2%程度、来年度に報告する26年度の経常収支比率が上がる可能性があるということをお伝えしておきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。質問の1番目の実質収支比率、それから経常収支比率、これのそれぞれ高かった原因及びこれを改善するための方策、これについてはよく分かりました。せっかく今回ですね、決算をして所見をいただいておりますので、それを何とかですね、反映して、少しでも是正していくと、こういうふうをお願いをしたいと思っております。

それから、不用額についてですが、これはもともとはですね、単年度予算で、単年度に全部消化してしまうと、こういうことでずっと流れてきたのが、それじゃあ無駄が多いということで、「じゃあ、無駄になるやつは、残も3月末で使い切ってしまうので残したらどうか」という話になりまして、多分。それでこういう不用額というのが出てきたんだろうとは思んですけども、大きくですね。その際、特に不用額がこういうふうにだんだん多くなるということはですね、ともかく予算要求のとき少し多目に要求しときゃあいいと、そしたら後で困らんだろうと、こういうのがですね、私この3年間議員やっとして、つくづくとそういう感じを受けるんです。もうちょっとみりみりと詰めてですね、予算要求をしていかないと、当初の予算の段階から予算の修正ですね、これにどンドン膨らんでいくと。そして、それが全部町債のほうに流れていって、金融機関が喜ぶだけと、何かそういう構図が見えているような感じで。もう少しですね、やっぱりこの不用額を出さないようにきちっと見積もりをして予算要求をする方法にとられたらどうかと思います。特にこの額は、4億6,080万7,000円というのは、前年度に比べて非常に高くなっています。いろんな要因があるとは思いますが、そういうことを注意されたいかということをお2回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。3番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

全課長がこの場で今の宮崎議員のお話を聞いておりますので、予算編成に当たってはしっかりとした予算を組み立てて計上したいと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） ここで暫時休憩したいと思います、ほかにありますか。

ここで暫時休憩いたします。35分から再開いたします。

（自席より発言する者あり）

いいですか。

（「続けてよかばい」と呼ぶ者あり）

13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） 13番稲田でございます。議案第44号、平成25年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書について、歳入につきまして1点と、歳出につきまして3点ですね、ちょっと伺いいたします。

歳入のですね、27ページをお願いいたします。

27ページのですね、3項県委託金6目土木費委託金のですね、1節土木費委託金のですね、中で、収入済み額がですね、569万8,000円と計上されております。これは備考のほうにですね、護岸雑草処理業務委託費ほかとしてあります。これはですね、毎年県のほうからですね、益城町にあります河川ですね、秋津川、木山川、岩戸川、もろもろある中で、雑草のですね、草刈りといいますか、それに対して委託金がですね、こういう形で毎年計上されておると思います。昨年も、24年度も同額でございました。その中で町のほうもですね、多分同額ぐらいのお金を収支しながらですね、この河川のですね、雑草を切っておられると思いますけども、今ですね、皆さん方も御承知だと思いますけども、秋津川ですね。そこの秋津川がですね、特に馬水橋から下流のほうですね、特に益城中学校周辺ですね、物すごく草がですね、大きくなってですね、本当に見苦しい状態になっております。この前、夏祭りの前にですね、縁のほうはですね、切られてきれいになっておりますけども、中のほうがですね、今年は1回も切ってございません。そういうことでですね、以前は中のほうもですね、切っていただいてきれいになっていたわけでございますけども、いろいろ聞きますと、シルバーの皆さん方がですね、「もう片づけるのは大変だから」ということで、昨年からですね、中のほうは切らないということですね、お聞きしております。私がつ懸念しますのはですね、やはり特に益城中学校のですね、周辺ですよ。やはり学校にはですね、よその町村あたりからもですね、視察また研修にいろいろ来られると思います。その中でですね、やはり学校のですね、前の秋津川が、今は本当に見られるとびっくりするような状況でございます。そういうことでですね、やはり以前は4回ですね、切っておられたと思いますけども、今はですね、今年は2回今切っておられます、縁のほうをですね。ですから、今後ですね、この秋津川につきましては、やはりいろいろ検討しながらですね、やはり草刈りのほうもやっていかなければならないと思いますけども、これにつきましてですね、担当課としてどのように考えておられるのかをですね、ひとつ伺いたいと思います。

それから、歳出のほうです。35ページをお願いいたします。

35ページのですね、これはですね、2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費の中でですね、19節負担金補助及び交付金、支出済額2,105万9,213円という形で計上してございます。これはですね、備考の欄には上益城広域連合負担金ほかとしてありますけども、この中にはですね、結婚対策協議会補助金というやつもですね、入っているかと思っておりますけども、25年度ですね、実績、何回そういう企画をされたのか、それとそういう形の中で結婚された実績が何件かあるのかをですね、お知らせいただきたいと思っております。

それから、37ページです。37ページのですね、19節負担金補助及び交付金、これがですね、支出済額が4,568万9,683円、これが地方バス運行等特別対策補助金という形でですね、計上されて

おります。これがですね、昨年度から24年度決算からしますとですね、約500万以上ですね、増額になっております。今ですね、地域の町民の皆さんが言われるのはですね、熊本市から、熊本高森県道ですね、以前は木山のバス停が終点のやつがかなり多うございましたけどもですね、今は秋津経由でですね、秋津のほうに、大きい交差点のところ、秋津のほうに回って、秋津の車庫のほうに行くバスが多いそうでございます。それから、福田地区はデマンド型ですね、タクシー利用ということであつちは廃止になりましてですね、そういう中でやはりバスも多分ですね、この便も少なくなっていると思います、熊本高森県道もですね。そういう中で、毎年、毎年ですね、この地方バスの運行等特別補助金ですね、これが増額になっております。これにつきましてですね、やはりもちろんバス会社が赤字だからということですね、町に対してそういう補助金の申請があると思いますけども、これについてですね、町としてどのようにですね、担当として考えておられるのかをですね、1回お聞かせいただきたいと思います。

それから、69ページです。69ページですね、これは節ですね、この中に入っているのかなんか、ちょっと私も確認をしておりますけども、15節の工事請負とかですね、この中で明許繰り越しがここに845万4,110円という形で計上されておりますけども。この中でですね、昨年度、25年度ですね、小峯広崎線ですね、今、町が買いました第1グラウンド、旧山本山の跡地ですね、その半分を買収されました西日本システムさん、あそこですね、ちょうど北側のところがですね、小峯線の道路沿いがですね、ちょうどカーブになっております。そういうことですね、地元からもですね、早速その陳情がですね、昨年も上がっておりまして、そういう中で工事費もですね、昨年とっておられたかと思いますが、まだいまだにですね、改修があっておりません。また、そういう中で、今年度ですね、予算の中にもですね、あそこ西日本システムさんですね、小峯広崎線の改良という形で予算はとってありますけども、用地代ちゅう形でとってございません。ですから、この決算につきましてですね、そのできなかった理由をですね、お知らせ願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。よろしくお願いたします。

13番稲田議員のですね、質問の4点のうちの第1点目の、議案第44号、平成25年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の27ページ、6の土木費委託金ということで、1節の土木費委託金、備考欄にですね、護岸雑草処理業務委託金ほかということで収入済み額がありますが、これが河川のですね、除草作業に使うものであるが、一部分、秋津川のですね、益城中学校の前が伸び放題になっているということで、担当課の考えはどうかということだったかと思っております。

実は、この河川のですね、護岸の雑草ということで作業を行っております。御指摘の額が県のほうからですね、いただいております。25年度でですね、対応いたしております河川の本数、木山川、秋津川、それから金山川ですか、4河川、箇所数にして18カ所の対応をしております。金額がですね、先ほどの県の分をちょっと上回っておりますが、602万480円。延長にいたしまして、大体19キロ。それから、面積ですね、面積が28ヘクタールほどを刈っております。

問題は、この場所で、どこを切ったかということだと思います。この部分におきましてはですね、木山川、まずこれが切り始めが4月の12日ですね。それから、終わったのが金山川、これが今年ですけど2月の20日ぐらいにわたって、1年を通じて切つとるわけなんです。先ほど議員も申されましたように、河川の中におきましてはですね、うちのほうといたしましては、なるべく堤防道路、車が通るときに河川のほうから草が覆いかぶっておりますので、その対応を中心にやっております、河川の中におきましては、数年前はですね、切ったということでしたが、25年度においてはですね、おっしゃるとおり、秋津川におきましては切っておりません。確かに益城中の前がかなり生えております。この前の子ども議会でもですね、いろいろな問題があったんで現場に何度も行きましたけど、かなり生えております。一番問題になっておりますのは、切った後搬出すると、場外にですね、それが今の予算ではなかなか厳しいのかなというふうに思っております。それでですね、河川における通路とかがあればですね、もうちょっと簡単にできるのかなと、シルバーさんとかですね、ほかの業者の方でも簡単にできるのかなと思っております。今後ですね、河川を管理しておる県のほうにですね、例えば「切りやすいようにしてください」とか、あと「町のほうでは、この川の中は何かできません」とか、そういうふうなお願いをしていきたいと。既にそういうお願いはやっておるんですが、なかなかですね、取り組みがまだなされていないということがございます。来年度予算編成に向けましてですね、その辺のところは河川管理者と十分検討しながら行っていきたいというふうに考えております。

もう1件のほうでございます。4点目のですね、西日本システム建設さんですかね、あその件なんですけども、25年度予算計上しとって落とされたということで、できなかった理由は何なのかということがございます。路線名でいきますとですね、ちょうど小峯広崎線ということで、改良工事ということなんですけど、ちょうど交差点部分からですね、南のほうに大体70メートルぐらいをですね、改良の計画としております。幅員がですね、今4メートルから4メートル50ぐらいなんですけど、見通しが悪いということで、今、土手になつとるところをですね、よろしければ交渉してお願いしますということで。始まりましたのが、平成24年度にですね、計画が起こっております、私が平成25年度から現職ということで、それから何度か交渉にお伺いいたしまして、お話をしております。交渉の中身のことについてですね、小さいことまでちょっとお話ができかねますが、いろいろ地権者の方のですね、会社の条件といいますか、そういうのがなかなか今のところ折り合いがついていないということがございます。現場についてはですね、危険性については、地元の方、それからPTAの方、いろんな関係者の方から「もう早くやってくれ」という要望はいただいておりますので、早急にですね、改良を行いたいんですが、今のところまだ交渉が成立していないというところがございます。

今後でもですね、予算計上してございますので、交渉は続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。13番稲田議員の質問にお答えいたします。

結婚対策協議会の件なんですけども、これは毎年130万、町のほうから補助を行っております。

この25年度は各校区から4名ずつ、約20名を委嘱しまして活動しております。活動内容的にはです、25年度は7月に七夕交流会とあって、ボウリング等で男性、女性交流ということで、23名の方がですね、交流を行われております。

それから、10月にリング狩り交流会ということで阿蘇市のほうへ行きまして、これも22名の参加がございました。男性10名、女性12名ということでございます。

それから、12月にクリスマス交流会ということで、ボウリング等交流をやっていただいたということで、これは18名参加されております。

こうしたイベントが主体となっております。昨年度、結婚の祝い金というのがございますけども、祝い金のほうは1件だったということでございます。

今回は、特にイベントをいろいろ盛り上げてですね、相当一生懸命活動されているようでございます。以上です。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。13番稲田議員の御質問にお答えいたします。

平成25年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書中、37ページでございます。

一番上にあります負担金補助及び交付金の支出済み額の中から、地方バス運行等特別対策補助金を25年度は4,302万6,000円支出しております。当初予算が3,000万円でございますので、3号補正、12月で1,300万円程度の増額補正をいたしまして、御承認をいただいて支出をしたというところでございます。

この補正のときにも若干御説明申し上げたと思っておりますけれど、産交バス、九州産交バス全体で利用者が、全体ででございますけれど、10万人を超える前年度と比べると利用者の減があったということです。バスといいますと、町内だけを走るバス、これは福田地区を走っておりましたバスにつきましては、益城町内だけで始発から終点まで町内で完結いたしましたので、デマンドタクシーという形に移行することができました。しかし、ほかのバス路線につきましては、他市町村へ当然運行を継続しているわけがございますので、益城町だけでこの対策をどうかしようというふうに考えるのは非常に難しいということです。バスの事業者におきましても、利用者の減に伴ってダイヤの改正等も行ってございますので、先ほど議員がおっしゃいましたように、以前は産交バスまで行ったけど、最近は途中から曲がって行ってしまうというような現象も、当然できてきております。何とか市町村からの補助金を適正な金額に戻そうという事業者のほうの判断で、利用者の少ない路線については廃止したり、または時間の変更を行ったりと、相当努力はしておりますけれども、なかなか利用者が増えないということで、このような大きな補助金の額になっていっているというのが現状だと思っております。

町といたしましては、やはり住民の方の大事な移動権の確保という観点から考えますと、バス路線を間引いてしまったりとか、全てなくしてしまう、この補助金を減らす方策としてそのような手段をとるとするのは非常に厳しいのかなというふうに考えておりますので、事業者とともにですね、できるだけ利用者を増やすような方策も立てながら、何とかこのくらいの金額でとどまれば

いいなというふうには思っております。今回支出しておりますのは、平成24年の10月から25年の9月までのバスの運行に対する補助金でございますので、そろそろまた今年度、26年度に補助金を出すための資料が提出されるかと思っておりますけれど、先日もバス運行業者が訪ねてみえましたときには、あまり思わしくないようなことをおっしゃっておられましたので、ちょっと覚悟が必要かなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） 1回目の質問に答弁ありがとうございました。今ですね、いろいろ説明受けましてですね、内容的には分かりました。

その中でやはりこの護岸雑草処理につきましてはですね、今、課長のほうからですね、説明がございまして、やはり町のほうもですね、600万からですね、支出をしているという中でですね、延長しますと19キロということがございます。そういうことですね、予算的にかなり厳しいちゅうのはですね、やはり分かっております。ですけれども、以前も大体そのくらいの予算でですね、切っておられたと思います。やはりですね、草刈りはシルバーの方たちがよう言われるのは、「何せ町が頼みなときは、物すごく大きくなってから頼まれるけん切るのが大変」ということですね、結構聞きます。そういうことで、秋津川につきましては、さっきも言いましたようにですね、以前はですね、4回切っておられましたけれども、今は2回でございます、今年はですね。ですから、私がですね、思いますのは、やはり惣領橋からですね、益城中学校の前ぐらいはですね、やっぱり中を切って今はですね、ただかんとですね、本当によそから来てびっくりさるっと思いますよ。これは多分ですね、教育長さんとか学校教育課もですね、それは痛感されておると思います。ですから、やはりあそこだけでもですね、やはりこれは対応をですね、考えていただかんとですね。本当にですね、この益城町がですね、いろんな教育関係も県下のトップをいくというような町の中でですね、すぐ学校の横の川がですね、ああいう草が生い茂っているというのはですね、私はよくないと思いますので。やはり要望としてですね、やはりそこはですね、どうにかやっていただきたいというふうな要望をしておきます。

それから、35ページのですね、結婚対策につきましては、やはり25年度もですね、3回のいろんなこういう催しをされてですね、祝い金は1組ということございましたので、これがひょっとすると0組かなと思いましたがけれどもですね、1組あったということはいいことだと思っております。

それから、地方バスの件につきましてはですね、やはり課長が言われましたようにですね、バス会社もかなり苦慮はしておると思いますけれどもですね、やはり利用される方たちがかなり減になっておるという中でですね、やはり今利用されている人たちが言われるのは、やはり本当にイタチごっこですよ。「秋津のほうに回るけんですね、交通センターとかいろいろ途中から乗って、しっかり見とかんとですね、益城に帰るのに秋津のほうに回りなるけんですね」ちゅうことですね、ようお聞きしておりますので。そういうことですね、特に木山線あたりがですね、これ以上便が減らないようにですね、要望していただきたいと思います。

それから、あその西日本システムさんのですね、ところにつきましてはですね、先ほど課長

も言われましたようにですね、70メートル程度を改良ということでございます。あそこはですね、西日本システムさんがですね、車が物すごく多うございます。朝と夕方はですね、本当にあその車がですね、小峯広崎線をですね、空港道路のほうに行ったり、高森県道のほうに出られます。やっぱり町民の方はですね、この西日本システムさんから高森県道に出られる町道は狭うございます。4メートルしかございません。ですから、迂回あたりばですね、考えていただくように、町あたりとも相談していただいて、やはり西日本システムさんあたりもお話をしていただけませんかというお話はよくあります。これはですね、広崎の区長会のほうでもですね、そういう話が今あっております。ですから、そういうことでですね、この件につきましては、本当に担当の方も大変苦慮してですね、交渉に当たっていただいておりますけれども、何せ今年も予算はとってありますのでですね、今年はできますようお願いをいたしまして質問を終わります。以上でございます。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですから、これで議案第44号「平成25年度益城町一般会計決算認定について」から議案第51号「平成25年度高遊原南消防組合一般会計決算認定について」までの8議案に対する質疑を終わります。なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第37号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から議案第56号「益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までの20議案につきましては、皆様方のお手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり各常任委員会に付託いたします。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から議案第56号「益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までの20議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時52分

平成26年9月第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年9月9日午前10時00分招集
2. 平成26年9月11日午前10時00分開議
3. 平成26年9月11日午後4時10分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 3番 宮崎 金次議員
- 17番 江越 信保議員
- 9番 坂田みはる議員
- 5番 甲斐 康之議員
- 1番 野田 祐土議員

7. 出席議員（16名）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 野田 祐土君 | 2番 高橋 津代美君 | 3番 宮崎 金次君 |
| 4番 坂本 貢君 | 5番 甲斐 康之君 | 6番 寺本 英孝君 |
| 7番 坂口 政弘君 | 8番 石田 秀敏君 | 9番 坂田 みはる君 |
| 12番 福永 誠一君 | 13番 稲田 忠則君 | 14番 荒牧 昭博君 |
| 15番 渡辺 誠男君 | 16番 山内 親宣君 | 17番 江越 信保君 |
| 18番 中村 健二君 | | |

8. 欠席議員（1名）

- 11番 竹上 公也君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 吉崎 博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-----------|---------|----------|--------|
| 町長 | 西村 博則君 | 教育長 | 森永 好誠君 |
| 会計管理者 | 内田 吉十司君 | 総務課長 | 矢嶋 正昭君 |
| 総務課審議員 | 中桐 智昭君 | 秘書広報課長 | 堀部 博之君 |
| 企画財政課長 | 西橋 幸子君 | 税務課長 | 森田 茂君 |
| 住民生活課長 | 森部 博美君 | 子ども課長 | 花田 博文君 |
| 健康づくり推進課長 | 福島 幸二君 | いきいき長寿課長 | 緒方 潔君 |

福祉課長	田中秀一君	農政課長	山本信行君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	上田勝二君	学校教育課長	藤岡卓雄君
生涯学習課長	安田弘人君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。

あらかじめ質問の順番を申し上げておきます。

1番目は宮崎金次議員、2番目に江越信保議員、3番目に坂田みはる議員、4番目に甲斐康之議員、5番目に野田祐士議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、宮崎金次議員の質問を許します。

3番宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） おはようございます。3番宮崎でございます。

今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

また本日も傍聴席に保護者の人たちを含めたくさんお見えであります。本当にありがたいことだと思います。

さきの6月議会では、町長の議会対策、財政の見直し策、さらに広安町民第2グラウンドの代替地、以上3件について質問をさせていただきました。今回は町の財政から基金について及び住民からの要望（陳情）の条例化について質問をさせていただきます。

では、質問席に移動します。

本日も元気いっぱい、爽やかに質問したいと思います。

では、早速1番目、基金から質問に入らせていただきます。

私は、年度予算及び補正予算の審議の場を通じて、基金について、これまで何回か質問させていただきましたが、執行部の考え方がいま一つよく理解できませんでした。と申しますのは、町の借金、つまり町債が95億円にもならんとしているのに、町の貯金といわれる基金が40億円弱もあるのに、なかなかこの基金を取り崩して借金を減らそうとすることをしないことへの疑問でした。

例えば、私たちの家庭においても給料等の入ってくる金と今自分が持っている貯金とを頭に入れて、物を買ったり、生活費に回す金を決め、さらに将来の子どものために貯蓄されておられることと思います。そして、もし予定以外の金が必要になった場合はそうそう高い利息の金融機関

から金を借りないで、自分の貯蓄をまず充てると思います。

そういう観点から、私はこれまでも、年度予算や補正予算の審議時、基金の説明がありませんので、私は過去に予算書の付録でもいいから基金の現状を付記していただきたいと申し上げたことがありますが、もちろん一蹴されました。

でも、このたび町から発行された平成26年度益城町予算説明書、この本でございます。非常に、中身は非常に分かりやすい解説してあります。このところ毎年非常にいい本、解説書だとは思いますが、この本の中に緊急時に備えるため適正な額を基金として確保する必要があるとして、平成25年度末の基金残高を37億6,000万円の見込みと、この平成26年度のこの予算書、それには全くそういうことをうたっておりませんけれども、あえてここにはつけ出して説明がなされております。要は1ページを使ってですね、基金の状況をきちっと説明されてます。これは非常に基金の状況についてはよく分かります。

私は決して予算書の説明で、この説明で基金を説明するのが悪いと、つまりこの予算の中で審議をしてない基金をここにあって説明するのが悪い、こういうことを言っているのではありませんが、予算を編成する場合は基金の状況を知っておくことが必要であり、予算の説明時には当然基金も説明されるべき事項と思います。ですから、予算書の末尾にでも入れてほしいと願っています。

また、基金の捉え方で気になることは、さきの町長選挙のときでしたか、基金が何年前に比べて減っているとかいう言葉がよく聞かれましたが、基金が少なくなれば、いかにも財政上問題になっているかのような言い方をされておりましたが、基金というものは、ある目的のために積み上げられた貯金で、当然その目的に応じて残高は変化するものであり、一概にその残高の増減をもって財政を評価することは不適切だと考えます。つまり、基金は確かに貯蓄の要素を持っておりますが、あくまでも目的に応じて蓄えられたもので、一般の貯金とは異なる性格の貯蓄といえるものであります。

そこで、町債と基金の利息を比べてみますと、借金、つまり町債の利率は一昔前には年5から7%であったそうですが、今はかなり下がっておりまして年0.4から1.2%の範囲とのことでした。一方、基金の利息は年0.025%前後であり、例えば町債を年1%として1億円を1年間借りた場合の利息は100万円で、同じく1億円の基金を1年間預けた場合の利息は1万5,000円となります。もし、基金を10億円取り崩して借金を少なくした場合は1,000万円が捻出でき、私ども念願のましき野公民館建設費用も軽々と捻出できることとなります。そううまくはいかないかもしれませんが、基金の運用に当たっては、より効果的な運用が求められることとなります。

そこで、基金について話を進める上で、まず2点質問します。

第1点目は、各基金の目的と我が町の平成25年度末現在の残高について、第2点目は各基金の適正額と、その理由について。以上、2点について第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。平成26年第3回益城町議会定例会も3日

目を迎えております。本日は一般質問ということで、5名の議員の皆様の質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、傍聴席には、早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、3番宮崎議員の町の基金についての御質問にお答えさせていただきます。

平成26年5月末現在の町の基金は、一般会計、特別会計合わせて13区分の基金を保有しております。一般会計に係る基金は10区分設けておりまして、合計金額は38億1,168万1,000円。特別会計に係る基金といたしまして、国保財政調整基金が9,038万4,000円、介護給付費準備基金が1億3,565万円、農業集落排水事業減債基金が801万1,000円となっております。一般会計、特別会計の基金合計は40億4,572万6,000円となっております。各基金残高につきましては、今議会で報告しております平成25年度決算書に記載のとおりでございますので、御確認いただきたいと思います。

次に、各基金の目的と適正額及びその理由についてお答えいたします。

一般会計では、財政調整基金、減債基金、ふるさと基金、土地開発基金、社会福祉振興基金、地域福祉基金、公共施設整備基金、中山間ふるさと水と土保全基金、公共下水道建設基金、公園整備基金の10の区分について基金があり、それぞれについて御説明をいたします。

まず、財政調整基金は、その条例の設置目的で災害復旧、地方債の繰り上げ償還、その他財源の不足が生じたときの財源を積み立てるためと規定しています。予期しない収入減による年度間の財源の不均衡を調整するためや、災害などの緊急時の財源として必要不可欠な基金といえます。

次に、減債基金の目的は、町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資することとしております。町の歳入の減少等に関係なく支出しなければならない、すなわち義務的経費である公債費の償還を計画的に行うために設けられています。町債の償還の財源に充てる以外の運用はできないこととなっております。

ふるさと基金の目的は、みずから考え、みずから行う地域づくり事業の財源を積み立てるものとしております。この基金は昭和63年から平成元年に国から市町村に対して地域振興に使える資金1億円が交付されました。このうちの一部を基金として積み立てたものです。

土地開発基金は、本町の土地開発に充てる財源を積み立てるものです。一般的には、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地を、あらかじめ取得する資金に充てることを目的としており、町が行う土地開発事業の財源、土地の総合的高度利用のための開発の財源に充てる場合に限り処分できるとしてあります。

次に、社会福祉振興基金ですが、高齢者及び障害者の在宅福祉の充実、生きがい、健康づくりの増進並びに快適な生活環境の形成等に要する経費の財源に充てることを目的としています。保健福祉センター建設時の財源3億1,000万として活用しました。

地域福祉基金は、高齢者の地域保健福祉の増進を図るために設置しているものです。基金の運用から生ずる収益である基金積立金利子は、一般会計の歳入に計上して高齢者等の地域保健福祉の増進に係る事業に要する経費とするほか、基金に繰り入れるものとしてあります。基金の処分について制限を設けており、基金の属する財産のうち、積立金額の相当する額は処分することがで

きないとしています。

公共施設整備基金についてでございます。益城町の公共施設の整備のための経費の財源にのみ基金を充てることができるとしています。保健福祉センター建設時の財源1億円として一般会計に繰り入れました。

中山間ふるさと水と土保全基金について御説明いたします。中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援事業を行うために設置しています。基金の運用益は、基金設置目的を遂行するための調査、研究及び研修に関する事業に要する経費に充てるほか、基金の管理に要する経費に充てるとしています。

公共下水道建設基金は、公共下水道建設に伴う特別会計への繰り出し金の財源として積み立てるものです。

公園整備基金は、町の公園整備を図るために設置しているもので、飯田山自然公園や潮井水源自然公園などの整備に活用していく予定です。

以上が、一般会計に係る基金として設置しているものです。

次に、特別会計に係る基金について御説明いたします。

国保財政調整基金は、国保特別会計に係る保険給付費、保健事業費等に財源の不足を生じたときの財源として積み立てています。

介護給付費準備基金は、介護保険特別会計に係る介護保険財政の健全かつ円滑な運営を図るために設置しています。

農業集落排水事業減債基金は、農業集落排水事業に伴う下水道事業債の償還に必要な財源を確保するために設置しているものです。

このように、全ての基金において設置目的に沿った運用を図ることを、各基金の設置条例で定めています。

最後に、各基金の適正額とその理由についてでございますが、国、県からの適正額の指針等はありませんが、先ほどお答えいたしましたように各目的に沿った基金積立を行っていることから、事業計画に財源の不足が発生するような場合は、当然のこととして基金を処分する必要性が生じることもあると思います。処分後においては、その基金の目的に沿って再度基金の積み立てを行い、現在の金額程度は確保をしていく必要があると考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 第1回目の答弁ありがとうございました。

各基金の目的と我が町の平成25年度末現在の残高についてはよく分かりました。ただ、各基金の適正額については、ほとんどお答えがありませんでしたので、この点を含めて質問させていただきます。

各基金は、先ほど説明がありましたとおり、それぞれの目的に応じて金額を積み上げられているわけでありますから、その目的意識を明確にして基金を積み上げ、目的に応じて使用していくことが、まず大切だろうと思います。また、基金の性格から今後必要になるどここの建設、または修理のために数年かけて積み上げていくもの、突然に発生する自然災害等に対して備えてお

く予備の金のようなもの、あるいは基金の利息を目的に一定額をプールしておくもの、さらに年度当初等の経費のやりくり等のために使用されるもの等、いろいろその目的はあると思いますが、基金を運用する場合は基金の目的、つまり原点に立ち返って運用することが大切だろうと考えます。

そこで、2回目の質問ですが、まず第1点目は、基金の中の財政調整基金と減額基金、公共施設整備基金、通常言われております財政調整用基金、この3基金について、それぞれの適正額、これは先ほど町長は今の金額が適正だと、こういうふうに言われましたけども、その根拠について再度確認したいと思います。

ちなみに、これは先週、1週間ぐらい前にですね、熊日新聞の中に出ていたんですが、長洲町の状況です。長洲町は非常に財政的に今厳しいと、こういうふうに使われているんですが、この財政調整基金と減額基金、これは現在合わせて1億5,000万しかないそうです。あそこの人口は1万6,000人、そして適正額は、この新聞によりますと、その両方で8億円と、こういうふうに使われています。何らかの基準というかですね、それなりの尺度を持って、皆さん基金をためておられると思うんです。これが、第1点目の質問は、その3基金についての適正額とその根拠について。

第2点目は、これらの基金の目的から考えるならば、当然町の総合計画、特に実施計画、つい最近出されました第5次益城町総合計画、この26年から28年度、この3年間の実施計画でありますけれども、中に基金が記述をされておられません。なぜ基金が考慮されていないのか。

以上、2点について2回目の質問とさせていただきます。もう一回繰り返します、質問は、3つの基金について、その適正額。それからもう1点は、この実施計画の中に基金という項目が全く上がっておりません。これはなぜか。この2点について質問をします。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） まず、宮崎議員、2回目の質問についてお答えをしたいと思います。

まず、財政調整基金当たりの適正額というのがございましたが、なかなか適正額というのは難しいものだと思いますが、ひとつ参考までにお話しさせていただきますと、国民健康保険、平成20年度基金が4億8,200万ございました。そして繰り越しが3億9,400万ということで、8億7,700万あったということで、それを見越して、じゃ、値下げをやろうということで、平成22年度に値下げをやっております。ただいきなり、その年から医療費がいきなり上がりまして、基金が4億、そして繰り越しが8,200万ということで、4億8,300万に翌年度への余裕がなくなっております。1年間で4億円ぐらい下がっております。そういったことで、平成24年度におきまして、逆にまた国民健康保険税の値上げをしております。

説明会を、皆さん方、議員さんたち、非常に御協力いただいて町内36カ所説明をさせていただきましたが、やはり値上げするとなると非常に厳しいものがありまして、ちょうど東日本大震災があったころということで、あんたたちが至らん値上げばするけん、至らん箱物ばつくるけん、道路ばつくるけん、そんなことでたくさんお話をいただいたところです。そういったことで、やはり適正な基金額というのは持つておったほうがいいのかということ考えております。

それと、県内の同規模市町と比較しておりまして、合志市さん、大津町さん、菊陽町さん、やはり当町と同じぐらいの基金保有は持っております。やはり緊急時の対応ということで備えているんじゃないかということで考えております。

それともう一つ、25年度において基金から繰替運用というのがあります。基金の現金に余裕がある場合、基金の取り崩しでなく、地方公共団体、町、いわゆる私ですね、の長の判断により、歳計現金への繰替運用が認められるということで、年度内に、そして返還するというので、今回も一般会計にちょうど現金がないということで、その基金から一時借用して運用しております。一般会計公共施設整備基金から4億3,700万、財政調整基金から4億3,830万、それから公共施設整備基金から11億2,030万ということで。それと国保会計についても、やはり4月、5月は現金がないということで、国保財政調整基金から9,000万、繰替運用をしております。公共下水道についても、公共下水道建設基金から5億6,700万借りて繰替運用しております、この合計が17億7,730万、基金からお金を借りて運用をしているところでございます。そういったことで、ある程度の基金の保有は必要であると私は考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございました。

ただ私の質問には、ほとんど答えていただいておりますので、もう3回目の質問になります。3回目の答弁のときにあわせてですね、答えていただければありがたいと思います。

基金の必要性とか効果、その意義、これについては、もう今、町長が語る言われたようにですね、必要というのは、私もほかの議員さんも皆さんがお持ちだろうと思うんです。ただ、今持っている基金が本当に適正なのか、少ないのか、多いのか、ここをきちっと詰めておかないと、先ほどからる私が前提条件を言いましたけども、非常に無駄な金になる可能性もあります。ですから、基金を絶対0にしるとか、そういう話じゃありません。必要な額は、基金は持つとかなきゃいかん。その必要な額が幾らなんだと、この町は、今の社会情勢から。それをよくよく詰めていただきたいというのが2番目の質問です。

時間がありませんので、次に進めさせていただきますが、基金についての質問はこれが最後になりますので、少しまとめる意味も含めて最後の質問に入らせていただきます。

私は、これまでの2回の質問を通じて、素人の私なりに基金に対して感じていることを申し上げましたが、これらをまとめると次の3点になります。

まず1点目は、基金は一般の貯金と異なり、その目的に応じて運用されるもので、その目的に応じて当然残高は変わるもので、その残高で評価をすべきではないではないということ。

2番目に、予算を編成する場合は、基金との連携は当然考慮されるべき事項であり、特に町債をできるだけ、町の借金をできるだけ少なくする上からも、予算書の末尾にでも入れてほしいということ。

3番目に、基金の目的からして、町の総合計画中の数年間の予算の前提になる実施計画と基金は、相互に調整されて計画に反映させておくべき事項で、それがなければ財政の健全化などほど遠いものになってしまうということ。

以上を一口にまとめると、基金は決して予備の金ではなく、その目的に応じて、中期的な計画のもとに効率的に運用することが財政の健全化のために特に必要であると私は考えます。

以上、基金についての私の考え方について町長から御所見をいただきたいと思い、町長からの御所見をいただくことを第3回目の質問とします。

質問をもう一度繰り返します。基金は決して予備の金ではなく、その目的に応じて、中期的な計画のもとに効率的に運用することが財政の健全化のために特に必要である。これが質問であります。終わります。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、3回目の質問にお答えいたします。

基金について御指摘をいただいております。私たち、今、非常に厳しい財政状況で少子高齢化も進んでおります。そういったことで、雇用も非常に安定しないということで、やはり基金と借金の方というのはバランスとしてやっていかなきゃいかんということで考えておりますが、今おっしゃられたことですね、やはり幾つも基金がありますが、それぞれやはり、今言われたことを検証してまたやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 第3回目の答弁ありがとうございました。

突然ですね、いろんな質問をしたので町長も非常に困りだったかと思いますが、基金についてはいろんな考え方があろうかと思いますが、私が申し上げたことも一考されて、どうぞさらなる効果的な財政運営をお願いして、この質問を終わり、次の住民からの要望（陳情）の問題に入らせていただきます。

私は、議員になってたしか3回目の議会だったと思いますが、一般質問で当時の町長に、誰が町長になっても、誰が課長や担当になっても、地域住民からの陳情については、きちんと受け付け、町として真摯に対応するためには明文化した条例が必要ではないかというような質問をしたことがあります。

当時の町長の答弁は検討をするとのことでしたが、あれから3年、全く一步も前進しておりません。そこで、今回、区長さんたちからもいろいろお話を聞いて、改めてこの陳情について取り上げることとしました。

この質問に入る前に、先日、友人から言われて、改めて陳情という言葉の意味を国語辞書で調べましたところ、陳情の意味するところは実情を述べて、公的機関、つまり官庁や役所に善処を要請することと説明されておりました。つまり、住民から役所に実情を述べて改善をお願いすることを陳情と日本語ではあらかずそうであります。ですから、会社や一般の人に改善をお願いすること、これは陳情という言葉では言いあらかずしません。

それはともかくとして、早速本題の質問に入らせていただきますと、さきの6月議会でも同僚議員から陳情の手続の変更問題についての質問があり、変更された理由が、区長さんたちへの配慮のために変更されたのか、役場の都合で変更されたのか、いま一つよく分かりませんでした。

従来は、秘書課で町として受け付けをし、区長さんから直接町長をお願いされていた陳情を、

今年度から名前を要望書と変えて、各課で受け付けられ、その後各課で検討され、事後、町長を入れた課長会議で陳情の可否を決定するように変更されたそうであります。

そこで、私は、まず以下の3点について質問をいたします。

まず一つは、区長さんの一部からは、町長は住民からの要望（陳情）を直接聞くことをせず、各課長さんたちに任せているのは、住民からの要望、陳情を少し軽視しているのではないかとの声が出ておりますが、いかがですか。

それから2番目に、住民からの要望書（陳情）ですが、受け付けた各課は当然現地を確認したり、資料をつくったり、そして検討し、優先順位の案をつくられることと思いますが、その際の業務処理の根拠、これは準拠でもいいんですが、について教えていただきたいと思っております。

3番目に、誰が町長、課長、担当になっても、住民からの行政への要望をきちっと業務処理するために、条例化しておくことが必要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

以上の3点について、2問目の第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番宮崎議員の2問目の質問にお答えをいたします。

今、陳情のお話でしたが、ほとんど使われているのは、やはり地方公共団体とか国あたりにおいてお願いに行くというのが陳情というのがよく使われているようでございます。

これまでは各嘱託区等から陳情を提出していただき、担当課で調査、検討し、概算の経費を出し、陳情が出そろったところで区長さんをはじめ、嘱託区の幹部の皆さん、地元議員さんに日時を決めて役場、応接室に出てきていただき、対応をさせていただいておりました。

本年5月9日にありました新旧嘱託員会議の中で、陳情ということではなく陳情のかわりに要望を提出いただき、担当課で調査、検討をし、要望提出嘱託区等にはわざわざ大勢で役場まで出てきていただかなくても、担当課と町長で検討をするということになりました。

今までの陳情というシステムは、どのような規模の陳情が何本出るかも分からず、予算の積算もできないものです。宮崎議員、常日ごろおっしゃっているように予算の執行には計画性が必要だと思っております。町民の皆さん方の安心や福祉に関し、緊急にやらなければいけないものについては適宜担当課で実施しておりますが、それ以外のものについては年次計画で対応し、予算に反映させるべきだと考えております。年次計画で対応できれば、国、県の補助を利用できる可能性もあり、町の持ち出しも少なくなります。

嘱託員の皆様は、その嘱託区のまとめ役であり、その地区の実情を一番よく把握していらっしゃると思います。嘱託員の皆様からの要望は、その地区の住民の要望を一番反映していると思っておりますので、今までどおり嘱託員の皆さんの要望や意見は、町として大事にしていきたいと思っております。

1番の住民の要望を直接聞かず、少し軽視しているのではとの声が出ているとのことですが、そういったことは一切ございません。むしろ要望書を提出していただくことで、地域の意見や要望が集約され、嘱託員さんを通じて町に届くこととなります。町と嘱託員さんで認識を共有でき、ひいては地域と一体となった行政が執行できるものと考えております。

2の、住民からの要望に対する町としての業務処理の根拠についてですが、はっきり言いまして、根拠は今何もないような状態です。ただ、予算規模、緊急性、そこあたりは考慮をしているところです。現在は今までの慣例で続けているだけでございます。

ただ、先ほどにも述べましたように、地域や囑託員さんと意見や要望を共有でき、町の均衡ある発展には有効な手だてだと思います。しかし、予算の計画や積算ができず、町の予算を預かる者にとっては、これほど難しいものはないと思っております。今後、要望書を提出いただいてから町の対応をどうするのかについては、もっと研究が必要だと思っております。

3の、陳情の条例化の必要性についてですが、県下もしくは全国で陳情を条例化しているところはないのではないかと思っております。少なくとも郡内ではございませんでした。そのような状況ですので、陳情を条例化するのは難しいのではないかと考えますし、条例で対応できない案件だから、あえて陳情、要望という形なのかなということも考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 第1回目の答弁ありがとうございました。

陳情についての、陳情といいますか、要望書の変更について、要望書、紙で報告すれば区長さんたちの考え方はよく分かるという考え方もありますけども、区長さんたちも高齢だし、いろいろ文書については同じになりません。直接会って、いろんなことが飛び出るといふ話も多いと思うんですね。ですから、直接会って話をするちゅうのは、これも非常に大事なことだろうと思っております。時間とその効果、費用対効果の問題はいろいろあるかと思っておりますけども、私はそう思います。

それから、2番目の問いに関してはですね、いろいろ大変だとは思いますが、ちなみにですね、住民からの要望を全て町として行うこと、これはなかなか難しいと思うんですね。予算と、その陳情との関係については後でまた申しますけども、ちなみに、私たちの安永1から4区の1年間の陳情数は平均して6から10件です。その中で、経費の大小もありますけども、町に行ってもらっているのは大体2から4件です。程度で、それでも、安永の人たちはですね、当然町からこうやってやっていただいたということで大変感謝しております。

その中で、ちょっとやっぱり気になるのはね、気になりますのは、その際採用されなかったものが果たしてどんな理由で不採用になったのか。例えば、引き続いて来年もですね、要望しているんだろうかと。そういう業務処理及びその結果が要望元に回答されていない場合が多く、地域住民側としては、ぜひその点を改善を希望しております。

それから、3番目の陳情の条例化については、これはなかなか難しい問題で、私も近隣市町村を確認しました。条例等で。一部のところはですね、住民基本条例等に含めている自治体も一部ありますが、今のところ陳情単独での条例化をしているところはないようです。なぜこんな大事なことが条例化にならないんだろうかと、こういうふうに考えたんですが、執行部の仕事を増やして、条例制定により、みずからの首を絞めることになるからだという、うがった見方もありますけれども、いずれにしても住民からの行政に対する陳情は、これは住民の権利であり、陳情を受けた行政側はきちっと業務処理するのは、行政側の義務であると思っております。その観点

からすれば、陳情については、その目的、手続、業務処理の概要等を条例として、明文化しておくことは必要なことじゃないかと私は考えます。

そこで2回目の質問ですが、まず一つは、これまでの陳情時のように陳情にこだわらず、やっぱりですね、これまでの陳情にこだわらずですね、町長が区長さんたちから直接話を聞いてもらえるような機会をつくってもらえないかということです。もちろん全区長さんや校区ごとの区長さんを集めて懇談されておられるのは承知しておりますが、ぜひ地区、または部落ごとなど、少ない人員を対象に、直接区長さんたちの話を聞く機会をつくっていただきたい。こういうふうに思います。

それから二つ目は、陳情の条例化については執行部の動きを見ながら、余り腰が重い場合は、議員の皆さんと相談して議員提案で条例をつくることを目指したいと考えていますが、当面要望書を出された区長さんたちが一番困っておられる、もしくは心配されておられるのは、出した要望書が聞き入れてもらえたか否かの回答でありますので、ぜひ今年度末の経費の残高が見えた段階、つまり2月の中、下旬ですね、実行の可否と、できればその理由を要望をもとに回答していただきたいと思います。

以上2点を、第2回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、2回目の質問にお答えします。

陳情につきましては、役場のほうに以前かなり多くの方が見えられておりましたが、やはり来られている方も、やっぱりどうにかならないかという方も、やっぱり評議員さんとか、地域のほうの評議員さん、役員さんがずらっと来られていたと思うんですが、なかなか日程が合わずということで、仕事をされている方も多いということで、こういった形をとらせていただいております。

やはり、今、職員のほうには、私自身、町民の皆さん方の生命にかかわること、そして職員が体を動かせばできること、費用が要らないことといったことについては、すぐにでも対応しなさいということで命じているところであります。既に町民の皆さん方の安心・安全に関するカーブミラーの設置や消火栓、防犯灯、交通標識の設置などは、要望があつてすぐに実施しているところでございます。

先ほど、要望の回答ということだったんですが、それについては、ほとんど要望にあつたこと、できなかったことは次年度に回してということで、やはり今回も予算規模が1億で、出ている全ての要望を積算してみますと2億8,000万ぐらいになるということで、そういったことで中身については3年度か5年度に、予算が大きなきはちょっと割ってするとかですね、年度計画でやるとか、そこあたりはやっているところです。ただ、皆さん方にそれを、結果を示すというのはまた検討をやりたいと思います。

それと、要望を区長さんたちに聞いてほしいということで、これは、これもありますが、今検討しているところで、マニフェストでお話しました移動町長室ですね、ここあたりで地域を回ろうかということで考えておりますので、そこあたりも含めて考えていきたいと思っております。以上で

す。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の2回目の答弁ありがとうございました。

ちょっと歯切れの悪いところもありましたけども、一応いろいろ検討していただくということでございますので、ぜひですね、区長さんたちとの、なるべく区長さんのいろいろ苦労話をですね、聞いていただくというのが非常に大事かと思えます。

ただ、つけ加えて言うておきますけども、前に確かにですね、陳情で役場の応接室にですね、その地区の区長さんや役員さんたちが一堂に会して、役場からも各課長さんたちも集まってですね、関係課長さん集まって、いろいろ陳情をやっていましたけども、これが全ていいとは思いませんけども、ただやっぱりですね、区長さんの中でも15世帯とか20世帯、30世帯の区長さんと、300、400の世帯を持ったところを抱えている区長さん、これじゃちょっと意識もまた違うんですよ。少ないところはまたか、今年もか、またかと、こんな感じを受けられるかもしれませんけど、やっぱり多く抱えとられるところは悩みも多いし、そしてそれが一つの、何というんですかね、区長さんのやりがいというか、士気高揚にもなります。

ですから、なるべく先ほど言いましたように、少ない人数の区長さんたちを集めてですね、いろいろの悩みを聞いてやる機会、それは直接、やっぱり町長さんしかできませんもんですからですね。よろしく御検討いただきたいと、こういうふうに思えます。

では最後の、今回最後の質問となりますが、まず、先ほども出ましたけども、陳情と予算との関係について申し上げますと、私の感覚では、住民からの陳情に対して町当局でその必要性を検討され、町として処置しなければならないと判断された場合は、特に緊急を要するものを除いて、次年度の予算要求として計上されるものと考えておりましたが、どうも現行では当年度の予算、先に決められた確定された額の中で、上がってきた陳情を処置されているように感じます。

つまり、予算要求と事業計画がかみ合わないというように思えます。その結果、当然大きな経費を必要とする陳情はもちろんのこと、先に決められた予算の中でしか陳情は実現が難しくなっているように感じました。こう難しいことを言っても、陳情を受けた処置する各課は、できるだけどこからも不満が出ないように、いろいろと気を使い知恵を絞っておられることは承知しております。

次に、陳情をして感じることは、陳情に対する業務処理の基準、内規、これがあるんだろうかと。これは先ほど町長もいみじくも言われましたが、それはないということでしたが、町民からいろいろと質問や突然の横やりを入れられたとき、場合、この規則を準拠にして処理していると胸を張って説明できるのではないかと思います。

そこで最後の質問は、要望書なり陳情なりの業務処理をできるだけガラス張りの中で、公明正大に、さらに町民に十分理解していただけるような陳情等の業務処理の準拠を定めていただけないかということを、私の最後の質問とさせていただきます。

繰り返します。要望書なり陳情なりの業務処理をできるだけガラス張りの中で、公明正大に、さらに町民に十分理解していただけるような陳情等の業務処理のための準拠、これは内規でも結

構ですが、を定めていただけないかということ私の最後の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、3回目の御質問にお答へします。

まず、陳情を受けて、翌年度に予算は回せんとだろうかという話だったんですが、私、全く同感でございます。それが本当の行政のあり方であると考えております。

今回の質問を受けて、近隣の町にいろいろなやり方を確認したところでは、やはり以前の益城町のように区長さんをはじめ、たくさんの方が役所、役場を訪れ、陳情を受けて事業を実施しているというところではございませんでした。やはり要望書や申請書を受け付けて実施しているということで、各地区の意見集約を行っているということでした。ただ、やはりどこでも一緒です。生命にかかわるようなことはやっているということで、すぐにでもやっておるということでは、

ただ、近隣の町、やはり予算が、陳情予算というのは、やはり500万から3,000万ぐらいということで、一応うちは1億ありますので、やはり要望を受けて、よその町は翌年度に回して実施をしているようでございます。ただ、一番問題になるのは、やはり今年度受け付けて来年度分について大規模な改良工事や老朽化した舗装、今、舗装はかなり老朽化しております。で、ここはやはり近隣の町は、原則、補助工事でないとやらない対応をしているということで、やはり予算を有効に使うということで、やっております。

やはり、最少の経費で最大の効果が出るようにするのが、私たち行政の務めであるということでは、思っております。やはり予算の計上というものは、先ほど宮崎議員がおっしゃられたように、その裏づけをして、その事業に補助金が見つからないかなどをきちっと検証して計上すべきであると思っております。また、予算にも限度があります。

現課で、今、担当課で計画している事業、たくさんあります。そこでの整合性、そして担当課においての5年度、10年後、20年後を見据えた独自の計画も尊重してやっていくべきであると考えております。そういったことで、私は、担当課、今、やはり行政のプロです。その担当課職員の見地も踏まえて事業をやっていききたいということで考えております。

それから最後になりますが、議会の終了後、今度、陳情箇所全て見て回りたいと考えております。予算、緊急度等を職員と一緒に回って検討します。それから、必要によって区長さんあたりも立ち会ってもらってという形に考えております。何度も言いますが、やはり担当職員、専門家集団でございます。そういったことで、私は担当課職員、そこあたりと任せて、また一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江越信保議員の質問を許します。

17番江越信保議員。

○17番（江越信保君） 17番江越信保でございます。

本会議におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝をいたします。また傍聴者の皆様は大変早くからおいでになってくださりまして、当議会に関心を持っていただいたことに大変敬意を表します。ありがとうございます。

さて、町長も就任されてはや5カ月になります。この間、種々の責務に向かい合ってこられたことと思います。今後の町づくりに対する方向性も具体的に見えてこられたこととございましょう。そうした中で、さきの6月議会におきまして、私がこの席で一般質問で確認をいたしました緊急時や災害時に役立つヘルプカードについては、早速本議会の補正予算に計上されているようでございます。ありがとうございます。

今回も町長には一つ提案をさせていただきます。西村町長が常々財源の使途についてしっかり審議し、使い道を検討することを申されておりますが、今回、私は多くの自治体が独自のアイデアをもとに財源確保や独自のブランド化を求め、町の発展のために努力をしていますが今日の姿でもあり、当町も町独自で広告の事業を推進して、財源確保に役立てようとする図書の月刊誌や週刊誌に対しまして、雑誌スポンサー制度の導入及び住民向けに発送される納税通知書や各種封筒、広報紙やホームページなどに広告を掲載し、財源確保の一環としてはいかがかと、こういったことを提案をさせていただきます。これが1点目でございます。

次に、2点目でございますが、教育長にお伺いをいたします。

今、パソコンや携帯電話でインターネットに熱中する余り、健康な生活や学業に支障を来すネット依存の青少年のインターネット依存対策及び携帯の所持、使用について、教育長にお尋ねをさせていただきます。

以上、この2点について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは質問席に移らせていただきます。

早速、1点目の財源向上について、各種広告の掲載についての質問をさせていただきます。町長、よろしく願いいたします。

その中の一つ目でございます。

雑誌スポンサー制度の導入であります。当町におきましても、すばらしい図書館が建設され、今は町内外から多くの方々が利用をなさっております。図書の数も年々整備され、大変充実した図書館になりました。その中で、週がわりや月がわりに入れかえる、いわゆる週刊誌及び月刊誌も約100冊があると聞き及んでおります。先日この雑誌を拝見したところ、表紙はビニールのカバーで覆われております。こうした週刊誌や月刊誌の表紙を覆うカバーに広告を掲載する、いわゆる雑誌スポンサー制度の提案でございます。

スポンサーの皆様は、それぞれの雑誌の1年間、これは1年、1会計年度になりますけれども、1年間の購入費用を負担していただくかわりに、提供していただいた最新号雑誌のカバー、裏表紙にスポンサーの広告掲載ができる制度でございます。雑誌は回転率が高い資料で、多くの利用

者の目に触れる機会があり、広告効果は高いと思われます。町で購入する雑誌の年間費用が節約できることとなりますが、当町として御検討していかかがか。このことを町長にお伺いいたします。

次に、二つ目でございます。

二つ目は、町が発送いたしております封筒などや広報紙、またホームページなどに広告を掲載し、財源確保につなげてはという提案でございます。

とうとい町民の血税を無駄にすることのないように、しっかりとした審議を行い、使い道を検討することは当然でございますが、町独自で財源の確保に努めることも今の時代、重要ではないでしょうか。当町の予算からすると微々たることかもしれませんが、既に実施しています八代市においては約1,000万円の収益を上げております。福岡市においては、広報紙で4,500万円、ホームページで2,000万円の収益が報告されております。当町において、このような数値は出るわけはございませんが、せめて何百万円かは見込まれるものではないかと思えます。既に、熊本市でもホームページに広告が掲載されているのは御存じだと思います。

今、今議会初めの益城町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書が監査委員から提出されておりましたけども、その結びの中に自主財源を高める努力がより一層必要となり、町政の執行において一つでも税収につながるものがあれば、その方向へ向かって全職員が一丸となり、努力していく必要があるとの所見が出されております。職員の皆様方も営業マンの覚悟で、知恵と汗を出し合い、財源確保に取り組む姿勢が大事ではないでしょうか。

今後、さまざまな資産を活用した積極的な広告事業の推進による財源確保について、町長、どのようにお考えなのか、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番江越議員の1回目の質問に答えさせていただきます。

町政運営におきまして、町の新たな自主財源を確保する一つの手法として、町の資産を広告媒体として活用することは有効なものであると思えます。

まず、図書館の月刊誌などに対しまして、雑誌スポンサー制度の導入につきまして、お答えをさせていただきます。

この雑誌スポンサー制度とは、図書館にある雑誌にブックカバーをつけ、そのブックカバーに企業名の広告を掲載するかわりに、その雑誌の代金を広告主に肩がわりしていただく制度です。現在では、中核市程度の一定規模以上の自治体で増加傾向にあるようです。熊本県内では大津町が平成26年度から取り組んでおり、その他導入を検討している図書館が数館あるようですが、現在大津町ではまだ雑誌スポンサーの応募はないとのこと。

次に、住民向けに発送される納税通知書や各種封筒、広報紙やホームページなどに広告を掲載し、財源確保の一環としてはいかがかと質問ですが、近隣町村では御船町が今年の3月に広告掲載取扱要綱及び掲載基準を定め、運用を開始し、平成25年度中は町広報紙に6件の掲載があり、6万円の収入があったと聞いております。例えば、A4サイズの角型封筒3,000枚を制作した場合、4万円から5万円、ホームページへの掲載1枠1万円など、町内の企業などの広告を掲載することにより、歳出の削減または財源確保につながっていくと思われます。

本町では、この制度ではありませんが、住民生活課の窓口で町内企業の広告入り封筒を使用しております。これは町商工会からの寄附によるもので、若干ですが、経費の削減の一つの方法だと思います。

いずれにしましても、今後、広告事業を推進して財源確保に役立てることについては、どれくらいの企業などから賛同いただけるかということも含めて、広告掲載の相手方の基準、広告の内容と社会的に信用度の高いものではないと考えると考えております。他の自治体の状況なども参考にしながら、今後、前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） ありがとうございます。

今、私が町の媒体を通じての広告等を掲載し、そして、それを町の財源につなげていってはどうかという質問をさせていただきました。今、町長から御答弁をいただきまして、結論は、余り現在のところ効果がないんじゃないかと、各市町村の状況からしますと、そういう結論じゃなかったかなと思います。

ところが、視点を変えてやると、近隣が効果がないから我が町もそうかということにはならないというふうに思います。例えば、こういうことをする前にしっかりと我が町の商工会あたりと調整をして、その事業に入るというようなことをして、マイナス面がないようなやり方をしたらどうかというふうに思います。今、町長は前向きにこの二つの件については検討していこうということでした。

少し内容について、この雑誌スポンサー制度の内容について詳しく述べさせていただきますが、先ほども町長、大津町の件をちょっと申されまして、確かに大津町が昨年から実施したようでございますけども、今、私も初めて聞きまして、大津町ではまだないんだというようなことを聞きました。今ですね、北海道から沖縄に至る各自治体の実施しているようでございます。この中には非常に成功した事例もございますので、後ほど、前向きに検討するというものに入れて、そのプラスになっている実施市町村の概要を検討していただければいいかというふうに思います。

広告の応募対象は、町内外の企業や商店、組織など、個人を除く各種団体。スポンサーとなった企業等は、図書館が作成した週刊誌や月刊誌などのリストの中から提供する雑誌を選び、書店と年間講読契約を結んだことで発売日に図書館に雑誌を納入すると、こういう方式でございます。この町内外の企業や商店、ここの方々と、まず、どのくらいの方々が希望をなされるのかなと、そしてまた、我が町の商工会あたりとその調整をしていただきまして、そうやってやってみようという商店、企業等が出てくるか。これは、私は町の活性化、商店の、あるいは企業の活性化につながっていくというふうに考えておりますので、こういったところから入り込んでいって、ぜひ検討していただきたいと思っております。

また、納入されました雑誌の最新号に装着された透明のカバーに、スポンサーが作成した広告を掲載するというところでございますが、雑誌の裏面には縦4センチ、横13センチ以内の大きさでスポンサーの名も表示されるということでございます。この雑誌カバーというのは、多くの町民の目にとまりますし、広告効果が高いということで、私も一部のところから聞いております。

この町内の企業、商店等の活性化につながれば幸いだと思って、このことを提案をさしていただきました。財源の節約はこうした側面から、できることは実施するべきだというふうに思っております。ただただ、今後やはり、同僚議員が先ほど財源の件でしっかり質問をしておりましても、どのようにしたら私たちはこの財源を捻出することができるのか、わずかな金でも捻出していこう。ただ、町民の皆様方の血税だけに頼ることじゃなくて、やはり努力するべきことは少しでもやってみようということでございます。

封筒でございますけれども、これはやはり、今、商工会のほうからの分をやっているってことでございまして、御船町もやったということでございますが、この資産を活用した新たな財源確保でございますし、または経費削減を図る事業でもあることには変わりはないと思います。経済活性化に一定の効果があるものと考えますけれども、当初は少ない収入かもしれません。定着することにより大きな成果につながると思います。

私の手元に、数年前からでございますけれども実施しております八代市の封筒がございます。大封筒と中封筒を用意させていただきました。それぞれに4社の広告が掲載されております。このほかにも、納税通知書や各種封筒も掲載されているようでございます。これがそうでございます。大封筒、中封筒ですね。これが八代市ですね。こういった、皆さん、こんな状況でございます。これが今、八代市で掲載されている封筒でございます。この封筒は広告主の協賛により寄附されたものです。地域活性化と自主財源の確保のために広告を掲載します、このように書いてございます。御承知のように、当町もこの種封筒が用途によって使用されておりますし、恐らく年間には相当数の封筒数だと思いますが、いかがでしょうか。広告を掲載する企業や商店を通じた新たな財源確保でございますし、検討する価値があると思います。

ただし、町民の共有財産を活用した広告の掲載でございますので、企業を選定する場合は、この過程から公平性や透明性には十分配慮する必要があります。しかしながら、自治体の広報紙やホームページは地域住民に密接にかかわる情報紙でございますし、住民の関心が高くエリアマーケティングに最適であり、広告の掲載を希望する企業が多いと聞き及んでおります。当町でもぜひ検討する必要があるのではないのでしょうか。

まだホームページ等には、まだ当町の宣伝等はあっておりませんので、こういったことも考えて、この封筒は今、商工会のほうである程度の準備はされているならば、ホームページですね、こういったことでもやっていくべきではないかなというふうに考えております。このことについて、もう一度町長の所見を聞きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 江越議員、2回目の質問にお答えをいたします。

まさに、先ほど基金と起債の話が出たんですが、本当に、これを、基金を増やして起債を減らすということになってきます。今の質問をしていただいて、まず感謝を申し上げます。

やはり私が思うに、これはもう額の大小ではないと思います。やはり、常にこういった税収を増やすアイデア、これは私たち行政側、職員側も、常に江越議員のように考えておくべきであると思っております。非常に勉強になります。やはり、考える自治体、提案し合う自治体になって

いかないと、定住促進、いろいろ、企業誘致、あります。ただ、それ以外にこういったふう知恵を、アイデアを出していかなければ税収は増えていかないということで考えております。

皆さん方、御承知のように少子高齢化、そして社会保障費の増大、その一方で、介護サービス、ほかのサービス、たくさんのサービスが高度化をしております。そういったことで、自分たちの町は自分たちで守るという意識が大事です。自立した自治体、ここを目指すべきであると考えております。

先ほど、お話がありましたが、現在、行政改革推進委員会に諮問しており、第4次行政改革大綱案の中に広告による財源確保の項目を上げております。これはもうぜひしっかり、江越議員さんから提案いただいた、アイデアいただいたことを今後に活かしていきたいということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） ありがとうございます。

私の場合は提案でございまして、3回目の質問ということじゃございません。町長が今、しっかりとした、この財源確保について取り組もうという姿勢を聞かさせていただきました。この一環として、今私が申し上げた提案でございまして、やるからにはしっかりとした準備も必要ですし、地元の商工会との協議も必要だと思います。そしてまた、ホームページあたりも今後準備等もあると思いますので、どうか早い時期にこういうことで、少しでもその財源確保につながればという思いで、町長に提案をさせていただきました。どうかよろしく、取り組みをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2点目の質問でございまして、これは教育長のほうにお尋ねをさせていただきます。

青少年のインターネット依存対策について教育長にお尋ねをいたします。

御承知のように、近年ネットの発達急速な成長を遂げまして、旅行や買い物から、あらゆる情報を居たままにして入手できます。さらには、世界中の国々の情報が瞬時にして閲覧できることはもちろんですが、使用の仕方次第では、自身のブログ等が不特定多数に配信されることも大きな問題でございまして、その人の人生に影響を与えることとなります。今や携帯電話やスマートフォンなど、小中学生までも所持している現状でございまして、ネットを通じたいじめや出会い系サイトによる青少年の事故も多発していることも事実でございまして。

そこで、まず1点目の質問は、パソコンや携帯電話でインターネットに熱中する余り、健康な生活や学業に支障を来すネット依存について、教育長の御所見をお伺いいたします。

ネット依存の傾向にある人は推計で全国421万人で、2008年の調査と比べ約1.5倍に急増したと8月末の熊日新聞に掲載されておりました。これはスマートフォンの普及などが背景にあると見られ、特に若年層での増加が目立っております。さらに、中学高校生が全国で51万8,000人に上るとの調査報告書でございまして、健全な小中学生の教育にどこよりも熱心で、また教育環境も充実されているこの益城町、このネット依存について、教育長の所見をお伺いいたします。これが一つ目でございます。

次に、二つ目でございますけれども、こうしたネット依存の子どもに対する周囲の正しい関与が必要だと思います。情報時代の今日において、ネットは非常に便利であり、教育にも大いに生かされていることや、現代社会においてはなくてはならない情報手段でもございます。しかしながら、健全な生活や学業に影響を及ぼすことになる悪影響であり、いわゆるのめり込み状態になる前に、一刻も早く保護者や教師は依存のサインを見逃さないようにする必要があると思います。こうした啓発や、依存者を出さない取り組みはどのようにしておられるのか、お伺いをいたします。これが二つ目でございます。

三つ目の伺いですけれども、今、青少年を狙った犯罪が全国で多発しております。こうしたことから、子どもにGPS機能付きの携帯を持たせる家庭もございます。テレビ、新聞等を見ますと、学校帰りの幼い小学生、学童が及ばないような事件、事故に巻き込まれた、こういうことで保護者の方々は大変不安だとは思いますが、そういうことから、GPS機能のついた携帯電話を子どもに持たせている、これが警察の捜査に非常に役立っていることも事実でございます。ところが、この使い方でございますけれども、このGPS機能付きの携帯を持たせる家庭もありますが、現在当町における、この益城町における小中学生に対する携帯電話、スマートフォン等の傾向、使用についての規制はあるのでしょうか。あるとすればどのようなようになっているのでしょうか。

この以上3項目について、教育長の所見及び取り組みについてお伺いをいたします。一つはネット依存に対する教育長の所見、二つ目は保護者、教師はそのサイン、ネット依存になる前のサインを見逃さないようにするためには、どういうふうな啓発や取り組みをなさっているのか。あるいは3点目は、小中学生に対する携帯電話、スマートフォン等の傾向、使用について規制はあるのか、あるとすれば、どのような規制をなさっているのか。この3点について、教育長、よろしくお伺いをいたします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。17番江越議員の御質問にお答えをいたします。

3点ございましたので、まず1点目から、教育長の所見を問うところからお答えをしたいと思います。全国の高校生、中学高校生が51万人を超えるようなネット依存に対して、そういう調査報告書に対して、教育長はどう思うかというところでございますが、大変深刻な状況になっていると、そういう危機感を抱いているのは事実でございます。インターネットを通じてさまざまな情報を調べたりすることは学習の手段として活用していることでありまして、これは全部の子どもが基本的に使える状況に持っていくことが必要と考えております。

問題は、次から次へと開発されます便利な通信手段への人間関係を含めたかかわり方、そして大変危険な状況にあることを実感しないままに有害サイト等へ接続してしまうなど、使う側のルールやモラルをどう教えていくかだと思っております。急速に問題化したために、対応の方法等の研究が追いつかない現状の中で、国や県が中心になって広範囲の共通した取り組みが必要と考えておりましたが、今年3日の熊本日日新聞には、熊本県教育委員会がスマホ利用の5カ条ルールのチラシを、小学6年生から高校生までの児童生徒に配布するという旨の報道がございました。

この5カ条ルールでは第5条を空欄としまして、家庭や学校等でそれぞれの立場でみずから考えてもらうようになっております。

先ほども申しましたが、子どもたちに情報通信機器を使うなどということではなくて、利用する中でさまざまな危機を回避する力、そして使用時間を自分でコントロールする、できる力、そういうことを育てていく必要があると考えております。

二つ目の御質問でございますが、一刻も早く保護者や教師への依存サインを見逃さないような啓発など、ネット依存者を出さない取り組みについて伺うという質問でございます。

この問題につきましては、教職員や保護者が十分な状況把握や、あるいは指導のあり方を学ぶことが重要と考え、昨年11月に熊本県警から熊本県教育庁高校教育課に出向しておられます課長補佐を講師に招きまして、スマートフォンや携帯電話等の深刻なトラブルや利用に係るリスク対応等について、教職員向け、そして保護者向けにそれぞれの教育講演会を開催いたしました。また本年7月にも、益城町学校保健会で「スマホ社会の子どもたち、心と体はどうなる、どうする」というテーマで、保護者や教職員を対象に講演会を実施したところでございます。

このような教育講演会等を通じて啓発を図りますとともに、現在各小中学校では各学年の発達段階に応じて、道徳の時間あるいは総合的な学習の時間、各教科等の授業の中で児童生徒への情報モラル教育を行っているところでございます。

また、県内のある高校の生徒会においては、使用のルールづくりを行った結果、決めた時間以降は校内の友達への返信が不要になったという、生徒みずからの取り組みが成果を上げている例もありますので、今後は生徒会、児童会でのルールづくりにも指導していく必要があると考えております。

さらに保護者に対しましても、学級懇談会や地区懇談会等を通して、各家庭において携帯、スマートフォン等のフィルタリングの設定、あるいは時間制限も含めた使用のルールづくりを実践していただくように依頼をしているところでございます。

3番目の御質問でございますが、町内の各小中学校においては、現在、携帯電話、スマートフォンの学校への持ち込みは原則禁止しております。ただ、登下校時に保護者との連絡が必要な場合等には、その理由が妥当であるか、あるいは使用許可の期間は適切かと、そういうことについて確認した後に許可をしております。現在、その件数は町内の全小中学校で20件程度でございます。

また、児童生徒の所持状況については、小学校の高学年から中学生においては、自分の携帯電話、スマートフォンを持っている割合が約4割と把握しております。親のものを使用できる児童生徒を含めると6割以上になるのではないかなと考えております。このような状況の中で本年8月26日の熊日新聞には、スマートフォン等の使用時間と文部科学省が公表した全国学力テストの正答率の関係が報道されておりました。

町教育委員会といたしましても、家庭での使用ルールづくり等について、今まで以上に学校が積極的にかかわっていくよう指導助言をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） ありがとうございます。

2回目の質問でございます。今、教育長の答弁をお聞かせ願ひまして、全般的に、全て聞いた私の所見、逆に所見でございますが、安心をいたしました。非常に安心しました。野放しではないということにつきまして、今、安心して、今ここに私は立っている状況でございます。

教育長もおっしゃいましたように、所見の中で、非常に使える状況は便利であるけれども、その中でやっぱし使い方によって深刻に思っておりますと、使う側のルールやモラルが大事である、コントロールが大事である、私も全くそのとおりでございます。それがために、やはり教育の現場、私たち保護者の側もそうでございますけれども、保護者は第一に子どもに接する一番の、接する、寝食をともにしておりますので、一番大事でございます。そしてまた、次に、大半を学校で時間を過ごしております児童生徒、その教師、保護者がしっかりとした目を持って、使うな、使えないようにするっちゅうことじゃなくて、使うからにはルールをしっかりと決めて、そういったいじめや非行に走らないようにさせていくってことは、非常に大事だというふうに思っております。

そしてまた、こういった依存症のサインを見逃さないようにするため、どのようにされておりますかということにつきまして、保護者や、あるいは学校、教育者が指導のあり方をみずから学ぶことが大事であるということでございます。そしてまた、そういう県や、あるいは郡のほうで学ぶ機会もあるようでございます。これを学年に応じて、また、その子どもたちに教育をするというお話をさせていただきまして、非常に安心しております。

また、我が町では、原則として持ち込みが禁止ということございまして、特別なものを除いて持ち込みが禁止だと。だけど、その中で、やはり4割の子どもさんたちは携帯電話を持っているということでございますが、こういったことで、やはり携帯電話、この時代に持つっちゅうことは無理でございますので、私たちがしっかりと、やはり見ていかなきゃいけないと思います。

先ほど、教育長が言いました9月3日のスマホ利用の5カ条ルール、私もこれ見ましてですね、全くそうだなと。やはり、どこの、もう日本全国、これは世界全国かもしれませんが、どこもこのことで悩んでいるんだということで、早速スマホ利用に5カ条ルールちゅうのを県の教育委員会、チラシで今月ぐらいには出すようでございます。

そしてまた、この隣には御船高校生徒の携帯使用の自主ルール決定ということで、御船の高校生が自分たちでルールづくりをしている新聞が9月8日、8日付に載っております。このようにやはりしっかりと、私たちが目を光らせながら、そしてまた、使い方に対するルールづくりというのをやらなきゃいけないというように思います。

これはちょっと内容がダブってしまいますけれども、1日の利用時間が12時間を超えるようなネット、要するにゲーム依存症の重症者は昼夜逆転の生活になると。偏頭痛を起し、学校へも行けなくなります。そして、その子どもたちは、人間が生きていく上で必要な食事、睡眠、適度な運動をおろそかにするため、ひどい場合は健康面で栄養失調、それから視力低下、骨粗鬆症、静脈血栓塞栓症等を起し、体がむしばまれて、韓国では死亡事故も起きております。これが社会問題になっているのが現状でございます。そしてまた、日常生活にも、引きこもり、学業成績の低下、不登校、さらには窃盗等の犯罪にも手を染めるケースもあるようでございます。

こういったことで一刻も早い対策が必要であり、とりわけ早期発見が何よりも重要ですし、遅刻や欠席を繰り返したり、無気力だったり、日常生活の中で発する依存症のサインを見逃さないことが、保護者も教師も大事だというふうに思います。子どもたちもその怖さをしっかりと認識させることが重要でありますので、今、教育長からおっしゃいました、学年に応じて教育をしているとは非常に大事だと思います。

6月の県議会におきまして、同様のインターネット依存対策について一般質問がございました。その中で、環境生活部長の答弁に、昨年、少年保護育成条例を改正し、携帯電話から不適切なサイトへのアクセスを遮断するフィルタリングの普及促進に取り組んでいるというような環境生活部長の答弁でございました。また、県の教育長は、1日に3時間以上使用する子どもは中学生8.8%、高校生18.3%であり、家庭でのルールがないのが中学生で47.8%、高校生で65.8%という現状を強く危惧している、このような御答弁がございました。

また、今、申し上げましたように、9月3日、9月8日の新聞にスマホ利用5カ条ルールということで、小学6年生から高校生に県の教育委員会がチラシを配布するようでございます。この中で4カ条はつくってあって、最後の1カ条、5カ条目を自分たちで考えてつくりましょうという趣旨であるようでございます。さきの県教育長の答弁にもありましたように、家庭でのルールがないのが4割以上であり、PTA関係者から統一した基準を示してほしいという声が出ていたようでございます。

いずれにしても、私たちの町では、中学生、小学生、児童生徒に対する持ち込みが禁止であるというふうに、今、教育長がおっしゃいまして、特別な理由がある子どもさんには許可をしているということですが、この許可をなさっている子どもさん以外、あるいは自宅でやはり持っている方が4割ぐらいいるんじゃないかということでもございましたので、やはり学校へ持ってこないからルールづくりが必要ないっちゅうことではございませんので、このルールづくりについて、今、教育長として、どういう形で準備なさるのか、あるいはどういう取り組みをなさるのか、そのあたりをお答えしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2回目の御質問にお答えいたしますが、ルールづくりは、いわゆる益城町だけで、こういう特別なルールをつくるということは今のところ考えておりません。やはり広い範囲で、このルールづくりというのは要ると思うんです。ネットというのは非常に広範囲につながりますので、やはり私は、県とか国がまず大きな、一つの大きな流れのルールをつくっていただいて、それをそれぞれの個別化するというようなのが基本だと考えておりました。そういう中で、県教委が出してくれたというのは非常によかったなと思っておりますので、それを基本にしてですね、細分化していきたいと思います。

私が一番気にしているのは、いわゆる子どもの、何と申しますか、扱う力と、親、教師が、何と申しますか、使う能力と申しますか、もう子どもがはるかに先を行っているところなんです。ですから、いろんな研修会をしっかりとしながら、我々ももっと子どもに近づいていくというような、そういう今、時代だと思っております。

私、この前の研修会でびっくりしたのは、携帯、スマートフォンだけじゃないです、そのフィルタリングだけでは間に合いませんと。今、ゲーム機からもインターネットにつながるんですよ。このゲーム機からインターネットにつなげた経験のある子どもは9割ぐらいおりますというような話も聞きました。もう本当に、いろんなところから、いろんなルートがあるということがございますので、なかなか一つのことを決めても、全てをそれで解決できるという状況ではありません。ですから、まず我々も勉強しなければならない、先生たちも親も勉強してほしいというのが今、非常に強く思っているところでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） ありがとうございます。

ちょっと私、聞き忘れましたので、また教育長、立っていただくのが大変恐縮でございますが、3回目でございます。このラインというのが結構はやっておりましてですね、このラインの、けさもテレビを見ておりましたら、ラインの乗っ取りから振り込め詐欺につながると、これ、私たち大人もそうでございますが、お子さんたちも非常に今、子どもさんたちはラインをやっている方が100%に近いようでございますし、こういったことの怖さというのも一つございます。

今、私、教育長に聞き忘れたというのは、4条は夜10時から朝6時までには使わない、それからフィルタリングを設定する、三つ目が人を傷つける書き込みはしない、四つ目が個人情報を安易に乗せない、この四つは県教委あたりで決めてあるようでございますが、最後の五つ目でございますが、この五つ目については、皆さん自分で決めましょうでございますが、この五つ目について、当町でもルールづくりをつくられる予定でございますでしょうか。お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 私がこの5カ条を読みましてですね、この県教委の意図というのは、やはり一人一人の子どもにここをしっかりと考えてほしいということだと思います。町や学校、一つの大きな集団の中でこう決めるということよりも、一人一人の子どもがここを自分はどうしたいという、それぞれの個性に応じた内容がいいのではないかなと思っております。したがって、町として、ここを決めて子どもたちに伝えるということは、今のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（中村健二君） 江越信保議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

○議長（中村健二君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

なお、7番坂口議員から、遅参する旨の届け出がっております。

次に、坂田みはる議員の質問を許します。

9番坂田みはる議員。

○9番（坂田みはる君） 皆様、こんにちは。9番坂田みはるでございます。

西村町長が御就任なさいまして、私、今回初めての一般質問をさせていただきます。ただいま、大変緊張しておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、午前中に2名の同僚議員の皆様からの一般質問が終わりまして、それからというもの、1時間半という時間、待ち時間がございましたが、その間、テレビを見ておりますと、本当に、先日から皆さんも御存じのとおり、広島での災害、そしてまた東京での冠水をしています大雨、そして北海道の、もう大変な状況ということとあわせまして、何と今日は、未曾有の被災をいたしました東日本大震災を迎えて3年半がたつということ、先ほどニュースで流しておられました。いまだに御家族のもとに戻ることはできない方々、そしてまた、本当につらい仮設住宅での生活を強いられている方々のお姿を見ましたときに、いかに私たちが、この益城町に生まれ育って恵まれた中で生かさせていただいているのかということが大変痛感した、そんな時間となりました。そういった思いを込めて、真摯な思いで、私も精いっぱい一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そしてまた、傍聴席にも、今日午前中から、そして午後にも多くの皆様がおいで下さっております。この益城町の傍聴席は30席あるということで、せんだって、益城町の第3回子ども議会が開かれました折は、傍聴席からあふれるほどの傍聴者の方がおいでになりましたので、本議会でございますが、私どももこの傍聴席が満員になるような、そんな姿勢で取り組んでいけるよう、負けないよう頑張っていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

今回、私は、町政運営から2点、教育環境から2点伺ってまいります。

西村町長が5月7日初登庁をされて以来、早くも4カ月余りがたち、着実に益城町町長としての職責を果たされているものと拝察いたしております。町内での各種行事への出席はもとより、町内外でのさまざまな会議等、また、町民の皆様と膝を交えた会合への出席と、多種多様の事柄と向き合う毎日、本当に相当なエネルギーを消耗されていることかと思っております。

時に町内行事は重なることもございますが、西村町長が御就任後の5月の益城町町内の行事、数多くあったと思います。実は、その中で中学校や小学校の体育祭や校区の催し事に町長が出席できなかったとの理由が、町民の皆様にもうまくはつきりと伝えられなかったことへの不満の声が聞こえてまいりました。町長名代として出席された方が来賓挨拶をする中で、町長は本日他校の体育祭に出席しているため、あるいはまた、他の行事と重なりこちらに出席できないなどの旨、そういったことを、きちんと報告とおわびの挨拶が毎回抜けてしまっていたことで、町民の方々からは「なぜ町長は来られないのか」「歴代町長は来て挨拶しておられたのに」などといった声が寄せられる結果となりまして、私は非常に残念な思いがいたしました。新町政が船出をしたばかりのところ、町長名代の不十分な挨拶一つで、町民の皆様の不満につながったとなると、町長にとっても不本意なことではなかったのかと。このような事柄が、ほんのささいなことと思わ

れるのか重要なことと思われるかによっては、町長と町民の皆様との気持ちに温度差が出てしまうと考えますが、いかがでしょうか。

このようなことが、今後続かないためにも、私は、副町長の存在が十分に必要になるのではないかと考えております。

6月議会、同僚議員から副町長選任についての質問が出ておりましたが、そのとき、町長の御答弁では、私、その当時、答弁を聞きながらメモをしておりましたので、聞き間違いのままメモしたかもしれませけれども、もし、以下の申し上げますことで間違っておりましたら、後に訂正をお願いいたします。

国や県の職員ほか、いろいろな方の中から、町長にかわって職務代理者として町政を行う副町長選任の検討を考えるとのことをございました。副町長の存在が及ぼす影響は、西村町長の確固たる信念が、より町民の皆様には伝わるような、距離感を縮めてくださるような、公正な発言と公平な行動力のある方であってほしいと願います。町長の右腕となる副町長の必要性について、町長のお考えを伺います。

次に、2点目は、女性登用の現状について伺います。

平成21年9月、男女共同参画都市宣言を行いました益城町であります。それ以降、町管理職18名中、女性課長2名の11.1%、町議会議員定数18名中女性議員2名の11.1%は、変わらずのまま現在に至っております。また平成25年11月発行資料の、第2次益城町男女共同参画計画の女性登用の状況を見てみますと、平成25年4月1日現在の資料として、教育委員会5名、選挙管理委員会4名、監査委員2名、農業委員会19名、固定資産評価審査委員会3名と、五つの委員会において女性は教育委員会委員の一人となっております。大変寂しい限りです。

7月、農業委員の改選が行われ、選挙によりまして、今回は無投票となりましたけれども、委員さんが15名と、農業団体推薦委員の3名、それから議会推薦から3名を含め、21名全員男性で決定されました。特に、農業委員に関して言えば、益城町が男女共同参画都市宣言を行う以前の平成20年7月の段階で、議会推薦で2名の女性農業委員さんを誕生させた経緯があります。にもかかわらず、その後、2回の改選は、ともに女性委員さんの誕生を見ることなく現在に至っていることに対しては、本当に女性登用の難しさということを痛感しております。

今後、3年後の改選時、再び女性農業委員の誕生を見ることができることになるのか、町長はどうお考えでしょうか。もちろん農業委員に限ったことではなく、町長が各種審議会などへの女性委員を積極的に登用し、30%を目指していらっしゃることは存じておりますが、男女共同参画都市宣言をした益城町が、その名に恥じないよう前進するためにはどうあるべきかを、どうお感じになっているのかを、あえて伺いたいと思います。

まず、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番坂田議員の1回目の御質問にお答えします。

まず、傍聴席の方、皆さん方も午前中に引き続き傍聴いただきまして、まず厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

1 問目、町長の右腕となる副町長が今後必要になると考えるが、町長の考えはいかがかということで、まず、坂田議員、御心配いただきましてありがとうございます。

運動会につきましては、飯野小を除いて全て参加させていただきましたが、今年は全て好天に恵まれて、全ての運動会が本当に素晴らしい運動会ということで、各学校の特色を生かされておりました。これはもう、教育長を含めですね、皆さん方、学校の皆さん、現場の皆さん方に厚くお礼を申し上げたいと思います。

そして、学校につきましては、幾つか重なった部分がありまして、昨年、前町長が、一番最初に、行けてないところに私が今年に行ったということで、その後、各学校必ず、おくれてでも行ってるような状況でございます。

まず、御承知のように、副町長は、地方分権や地方行政改革の流れに沿うと同時に、町長の町政運営、政策立案体制、いわゆるトップマネジメントを強化、再構築するべきとの、地方制度調査会、内閣総理大臣の諮問機関の答申を受け、それまでの助役の権限の強化、明確化を目的として、助役を廃して新たに副町長が設置されることになりました。従前の助役の職務は、町長の補佐及び職員の事務の監督、町長の職務を代理するといったことのみが規定されていました。一方、副町長におきましては、副町長は町長を補佐し、町長の命を受けて政策・企画をつかさどり、補助機関たる職員の担任する事務を監督するとされております。また、町長の権限に属する事務のうち委任を受けたものに対し執行すると規定をされております。さらに、町長に事故があったり長期出張等により意思決定ができない状態のときに、職務代理者として町の業務を行います。

御存じのとおり、益城町は県内最大規模の町で、5月に就任以来、さまざまな行政課題を抱えていることを実感しております。特に、政令市熊本市に隣接し、熊本空港や益城空港インターチェンジを抱えているとはいえ、町の発展も、独自の視点やアイデアがなければ、今以上の発展は望むことはできないのではないのでしょうか。区画整理事業も十数年来取り組んでいますが、結果が出せていない状況です。

また、将来は人口減との人口動態の調査結果も出ており、税収も減少することが予想され、このまま副町長不在の状況が続けば、町の発展は非常に難しいものがあると感じております。

益城町独自の発展策や人口増対策、区画整理の早期事業実現に向けての、特に副町長として、また町長の補佐役として、なるべく早い時期に議会に御提案をし、承認をいただけるよう人選をしていきたいと考えております。その際は、議会議員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、2問目の質問でございますが、現在の女性登用の現状はどのように感じているかということですが、国の第3次男女共同参画基本計画において、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大につきましては重要課題とされています。

本町におきましても、昨年11月に作成しました第2次益城男女共同参画計画の中で、女性職員の管理職への登用及び審議会等への女性の積極的登用を主要施策の一つとして位置づけをしております。

現在、町の審議会等の女性の登用状況は、審議会等数18うち女性委員のいる審議会等数15、委員総数244人うち女性委員数50人で、女性委員割合は20.5%です。平成25年度の熊本県内市町村

の平均値が20.8%ですので、ほぼ平均値となっています。また、委員会等については、教育委員の1名のみと少ない状況にあります。

今回、基本計画に、審議会等の女性の登用率が平成29年度に30%以上という具体的な数値目標を掲げております。今後は、さらに政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、各課等において、各種審議会や委員会委員の改選の際は女性委員の登用を積極的に進めてまいります。以上です。

○議長（中村健二君） 坂田みはる議員。

○9番（坂田みはる君） ただいま、町長から丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございました。まさに副町長なくしては、今後さらなる大きな区画整理等の問題、町の発展のためにはというお言葉もいただいておりますけれども、慎重なる人選をされることかと期待いたしております。よろしく願いいたします。

そしてまた、ちょっと前後いたしましたけれども、運動会の件に関しましては、そのように全ての学校にお顔を出されたということでしたけれども、できるだけ、そういった場合に、きちんとした、来れなかったというよりは午後に来られるとか、どちらに行っておられるとかいうような、きちんとした御名代の御報告が必要だということは、改めてもう一度申し上げておきたいなと思っております。

そしてまた、女性登用の30%目標におきましては、その審議委員関係におきましては県の平均値ということで、今、お伺いをいたしまして、平成29年度までには30%を目指しておられるということでしたから、来年度から、また着実な女性登用に向けて頑張っていかれるかなと思っております。町にかかわる大きな審議会ですとか、また人権擁護委員さん、民生児童委員さんなどなど、あらゆる分野で女性のお顔がたくさん見えることによって、益城町の優しさといいますか、高齢者の方、また子どもたちに対しても、安心、そんな笑顔を振りまける、そういう人たちが多いほうが、できるだけ優しいまちづくりの一步になるのではないかというふうに私は思っております。よろしく願いいたします。

そしてまた、この益城町に、陸上競技協会の皆さんの中からですね、ちょっと声としていただいた一例を紹介させていただきたいんですけれども、会長、副会長、理事長、17名理事、そして2名の幹事さんと2名の顧問さんと、事務局長さん、事務局と、多くの方が陸上競技の振興を図るために、スポーツを通じて地域社会に貢献するためにと、益城町のナイター陸上記録会、それから小学生駅伝大会、ロードレース大会など開催されると聞き及んでおります。

ちょっと見ておりましたときに、以前、町長が顧問としてお名前が上がっていたような気もいたしましたが、この陸上競技協会の体育推進委員さんのほうからですね、少しお話をいただいたんですが、青少年育成に御尽力をいただいておりますけれども、町の記録会に参加してくる子どもたちに陸上競技の楽しさを伝える努力をされているときですね、どうしても一つの壁にぶつかることがあるとおっしゃいます。男子を指導するに当たってはですね、御自身の、御自分の子ども時代のことと重ね合わせながら考えることによって、苦しい状況の中、ここまでの無理はきつときくはずだとか、この苦しさを越えるためにも、もう一踏ん張り頑張れという声もかけること

ができるし、指導することができるという、そんな思いがあるそうなんです、その指導ができるという部分と、もう一つ、今度、女子の指導になりますと、体力的なことと、そのつらさに直面をしたときの乗り越え方ですとか思い方などが御自身を通して重ねにくく、そんなとき、どうしても女性の指導者がいてくれば、もっと女子の陸上競技の楽しさを伝えられるのではないかなど、とても残念でならないというお話が来ておりました。小学生の間は走ることを続けながらも、中学生になるとランナー人口が減ってしまい、部活も他の競技に移ってしまうことが多いと感じていらっしゃるようですね。指導できる女性の必要性を望んでいらっしゃるんですが、町長御自身は、このような場面のお考え方として、女性の登用についてはいかがお考えかということをお2回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 坂田議員2回目の質問にお答えします。

女性の指導者ということなんですが、その前にですね、9月3日に安倍改造内閣が発足しております、5名の女性閣僚が登用されております。政府のほうも2020年までに、うちと一緒に、指導的地位を占める方の割合を3割にするという目標を掲げておまして、政府のほうも本腰を入れたということで、一方、職員においては、きのうの新聞だったですかね、ごらんなられたと思うんですが、4月1日現在の熊本県の管理職、4.6%で、市町村平均は10.5%となっております。当町においても、益城町ですね、17.5%と、まだまだ少ない状況であります。

今後は、少子高齢化が進んで、生産年齢の人口の減少ということで、働く女性が増えることにより食いとめることができると思っております。また、社会や経済を維持していくためにも、女性の就業拡大及び登用を推進する必要があると考えております。そのためにも、各種委員会等への参画や、しやすい仕組みづくりを推進するとともに、企業などへの働きかけや、町職員におきましても、女性のためのリーダーの育成研修など、スキルアップのために環境整備に努めまして、意欲と能力のある女性を積極的に登用をしていきます。また、先ほど出ましたが、第4次行政改革大綱、これは益城アクションプランでも案ということで上げておりますが、平成29年度までに女性委員の確保30%ということで入れております。ただ、その取り組みについても、益城町男女共同参画推進懇話会において定期的に検証をしていくところでもあります。

女性を積極的に登用する環境づくりを行うことにより、男女雇用機会均等につながり、女性の視点に立った新しい発想を生み出し、組織の活性化が期待できるということで、先ほどの陸上競技協会、ここもやはり、何年か前に、やはり男性指導者のセクハラ問題とかが起こっているようでございます。そういったことで、やはり女性の指導、体の変化とかいろいろあってきます。そういったことで、女性の指導者の育成が、これからは望まれてきます。これは陸上競技協会においてもですね、たくさんの女性の役員がおります。その方たちにも、これからは総合型スポーツクラブとか、そういったことも頭に視野に入れておりますので、そこあたりで、女性の指導者の育成、選手の育成、あわせてやっていきたいということで考えております。走ることは全ての基本ということで、陸上あたり力入れておりますが、そういったことで、女性の育成、登用、これを積極的に進めてまいります。以上です。

○議長（中村健二君） 坂田みはる議員。

○9番（坂田みはる君） ありがとうございます。

2回目の質問に対しまして、本当に積極的な女性登用、その陸上競技協会の皆さんたちの御努力というのも、これからまた期待が寄せられるというところで、きっと、私のほうにお話をいただきました推進員さんのほうも、この町長の御答弁聞かれまして、また少し安心なさったかなというふうに思っております。

まず1問目の質問は、以上で終わらせていただきます。

続いて、2問目の質問、2点でございますけれども、今回は教育長のほうにお願いしたいと思います。

益城町のホームページ開いてみますと、子育て、教育から入ってきまして、学校給食のきょうの給食を紹介しますと、給食献立カレンダーを見ることができますね。私、それ見て、とてもうれしくなりました。大変おいしそうな給食の写真と、そして使われている材料についての豆知識、それから、おいしく食べてほしいという願いのこもった文章が載せられておりまして、給食を通して児童生徒が御家庭とのつながりをつくる工夫をされているんだなということをとっても感じ、給食センターの皆さんの御苦労と御配慮にとっても感謝するような思いで拝見いたしました。

小学校5校それから中学校2校分で、その中で3,200食分を提供しているとの御紹介でございました。以前、平成22年の9月、同じように学校給食について、私、質問をさせていただきました折に、給食センターでは3,500食ほどつくっているとの御答弁を教育長からいただいておりましたので、当時より300食ほど少なくなっているという分は、先生方の分が、この紹介の数の中に含まれていなかったのかなと、それとも、あれから4年たっておりますので、その間に児童生徒数が300人も減ってしまったのかなというところがちょっと気になりましたものですから、これは補足の部分なんですけど、後ほど含めたところで御答弁をいただければなと思っております。

それでは、2問目の、まず1点、学校給食における食物アレルギー対策のその後と現状について伺ってまいりたいと思います。

当時、食物アレルギーのある児童生徒数というのは、7校で19名在籍し、そのうち4名について、除去及び一部代替食での対応を実施しているとの御答弁をいただいておりました。また、給食センター調理場には、昼1昼ほどの特別食コーナーが設けられまして、そこでアレルギー対策をとられていたと記憶しております。

あれから4年経過しておりますその後、益城町で、食物アレルギーの児童生徒の数が、いまだ増加傾向にあるのかどうか、また特別食コーナーの広さで、安全かつ十分にアレルゲンを取り除くなどの作業が可能であるのかどうかについてのお尋ねです。

そして次に、2点目では、このところよく皆様も耳にされるかと思いますが、アナフィラキシーという言葉ですね。食物や薬物、ハチの毒などが原因で起こるアレルギー反応の総称だということなんですけど、やはり、食物アレルギーはアナフィラキシーを発症するという、とてもリスクを抱えている、生命にかかわるような重篤な状態になることもあるといえます。

2012年の12月、東京都の小学校で、乳製品にアレルギーのある女児が、給食を食べた後、亡く

なったという悲しい事故がございました。このことは皆さんも記憶に新しいのではないかと思います。給食に出たジャガイモのチヂミは粉チーズ入りであったために、その女兒の分は除去食が用意されておりました。女兒は、調理員から専用のトレーに乗った給食を受け取っていたようなのです。また、その食器にはふたにちゃんと名前も書かれていたということだったんですが、残念なことに、このときの事故というのは、おかわりをしたときにチーズ入りチヂミを食べてしまったことの悲しい事故であったと聞いています。

この事故を踏まえて、アナフィラキシーショック、これについて学ぶ研修会が、今年の2月22日、天草市の天草地域医療センターで開かれたそうです。参加者が学校医や養護教諭といった方々だったそうなんですが、益城町から研修会参加があったかどうかをお聞かせいただきたいということが一つ。

そしてまた、4年前の御答弁の中で、食物アレルギー対応マニュアルの策定を急ぎ、手順に従い実施したいとのこととございましたので、そのマニュアルが作成されたか、また、内容については、どのような決め事がなされているのか、一部でも報告いただきたいと思っております。

また、緊急時の対応に、アドレナリン自己注射薬のエピペンの使用を含めた対応についてもマニュアル化されたのかどうかを伺っていききたいと思っております。

まず1回目の質問です。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。9番坂田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1番目の、学校給食におけるアレルギー対策のその後の現状についてということとございますが、先ほど、ちょっと確認したいことがあるということと人数のことをおっしゃいましたので、まずそれを申し上げたいと思います。

ほとんど児童生徒数の変化はございません。少し下り坂でしたけど、また最近持ち直しておりますので、ほぼ横ばいというところがございますので、職員を入れれば、やはりそういう数になります。そういうこととございます。

議員におかれましては、いつも本当に教育問題に対して関心を持っていただきまして、また御提言をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げます。

この学校給食におけるアレルギー対策につきましても、先ほどおっしゃいましたように、22年の9月に御質問いただきました。そのときの答弁内容について、再度確認をいたします。

まず、食物アレルギーを持つ児童生徒は、小中学校7校で19名が在籍しており、そのうち4名の児童が、アレルギーの原因物質を除去したり一部代替食での対応を実施している状況であるということをお答えしました。

次に、これらのアレルギー原因物質の除去や一部代替食調理のために、学校給食センターの一部を改良して特別食のコーナーを設置したこと、また食物アレルギー対応マニュアルを策定中であること等について答弁したところでございます。

その後の状況としましては、平成26年の5月1日現在で、食物アレルギー原因物質を除去する

必要がある児童生徒は、小中学校7校で14名が在籍しており、そのうち完全除去、いわゆるエキスまで除去するという完全除去が4名、一般的な除去が9名、児童生徒が自分で除去するのが1名という状況でございます。

また、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを平成23年1月に作成したところでございます。今ここに持参しておりますが、こういうものをつくりまして、この中に詳しく、保護者への対応から、調査から、そして、いわゆるアナフィラキシーショックが起きたときにどう対応するか、全てこれに載せております。そういうものをつくったところでございます。

次に、アレルギー対応食の調理コーナーにつきましては、限られたスペースでの改良を行っているところでございます。このスペースの問題につきましては、さらに拡張するという考え方がなくて、25年度に益城町公の施設のあり方検討委員会から答申がありました中に、給食センターについては、施設自体の建てかえの実現可能性について早急に検討することとの答申を受けておりますので、学校給食センター自体の建てかえを検討する中で、しっかりと確保していきたいと考えております。

それから、2番目の御質問でございますが、まず、議員御指摘の研修会につきましては、熊本県教育委員会等から開催通知文が届いてるかどうかを確認いたしました。この講習会に関しては、平成26年1月に東京で開催された文書以外に見当たりませんでした。そこで、上益城教育事務所に確認しましたところ、先ほどおっしゃいましたように、2月22日に天草市の天草地域医療センターで、熊本県小児科医会の主催の研修会が開催されたという新聞記事を送付していただきました。この講習会は、県からも通知文書を送付していないということでございますし、本町からは出席しておりません。

それから、先ほど議員もおっしゃいましたが、24年12月に東京で発生した死亡事故につきましては、当日の学校給食献立にあったチーズ入りチヂミについて、当該児童にはチーズを除いた除去食が提供されたが、おかわりの際に、チーズが除かれていないチヂミが誤って提供されたことによるアナフィラキシーショックの、それが原因であるということでございます。このような場合の教育現場での対処について、教職員の研修の必要性はどのように考えてるかという質問だと思いますが、このような命にかかわる問題につきましては、当然のこととして研修が必要と考えております。さきに述べましたこのマニュアルに、その中にも緊急時における基本的な手順を定めております。全職員にこれを配付しておりますので、再度確認するよう指示したところでございます。

学校での対応で、まず初めに大事なことは、保健調査票により食物アレルギーの有無の確認、アレルギーがある場合には食物アレルギー調査の実施、そして保護者との面談を行い、万が一のときには全ての教職員が共通理解のもとに対応できる体制をつくっておくことが必要だと考えております。また、対象の児童生徒のプライバシーには十分配慮しながら、議員が22年の9月の質問で触れられておられますが、周りの児童生徒への指導として、アレルギーという病気に対して理解を持たせることも非常に必要だと思っております。誰でもアレルギーになる可能性があること、好き嫌いや偏食ではなく疾患の一つであること、自分にとっては何でもないものが人にと

っては命にかかわることにつながるものがおそれもあると、そういうことをしっかり認識させまして、対象となる児童生徒が悲しい思いをすることがないように配慮していかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 坂田みはる議員。

○9番（坂田みはる君） 教育長より御丁寧なる御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そうしますと理解の仕方としては、ホームページに載せられておりました3,200人は、本来はつくられている量としては3,500名分ということで理解をしてよろしいですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

それから、アレルギーの、現在、先ほどおっしゃいました、前回、4年前は19名のお子さんたちがおられたのが、14名ということは、少し少なくなったということで理解してよろしいわけですね。その中で、ちょっとですね、この完全エキスの除去は4名いらっしゃる。そして一般除去の方が10名いらっしゃる。お一人は、給食をもらった時点で自分で取り出すというふうに理解していいわけでしょうか。ということは15名いらっしゃるということですね。

（「14名です」と呼ぶ者あり）

14名。

（「自分で除去も入れて14名」と呼ぶ者あり）

自分の除去を入れて14名。あら、私、どっか勘違いしましたかね。完全エキスの方が4名ですね。それから一般除去の方が10名。

（「9名」と呼ぶ者あり）

9名。失礼いたしました。じゃあ、ちょっとあがっております、聞き間違えておりました。ありがとうございます。

このようにして、研修会の件も、県のほうからなかったということでの、御案内がなかったということで参加がなかった中にも、これまで、この4年間の中で、既にもうきちんとしたマニュアルをつくっていらっしゃるということだったんですけれども、本当に、このマニュアルといっても、ひとくくりに、先ほど私、申し上げたんですけれども、本当、食物アレルギーを持つ児童生徒さんというのは、個々に条件が違いますよね。その中で、やはり、医師の診断書に基づいての申請を受けていらっしゃるのかということと、また、保護者からの申し出のみで、先ほど、保健調査票の中に、保護者との面談などがあるというお話もございましたけれども、その中に、保護者からの申し出のみの対応を根拠としているのかということと、安全管理の観点から非常に大きな問題があると思うんですね。そういった場合に、やはり、医師による正しい診断をいただいて食物除去をしていくことというのがとても望ましいと聞いておりますが、お子さんに関する食物アレルギーの、現在、学校側と、先ほど、保護者の方との正確な情報把握と共有ということは、もうきちんとされていると理解してよろしいでしょうか。これを1点お尋ねですね。

そして、先ほど、エピペンの使用の件なんです、このマニュアルの中に、その使用についても、このようにするという指示等がきちんと、その手順の中に含まれているのかどうかというこ

ともお聞かせいただきたいと思います。本当に教育現場の先生方にとっては、もう本当に目配り気配り、それからですね、もちろん授業を進めていくことはもとよりなんです、子どもたちの安全な学校生活、生徒さんたちの学校生活を送らせるという、その基本的なことに基づいた場合に、本当に多種多様な側面から、マニュアルに従わなければいけないところの難しいところがあると思いますが、そこの徹底を、先ほど、教育長がされるということでしたので、今一度、ちょっと先ほどの、医師によるきちんとした診断のもとなのか、お母様方からの申し出のみなのか、子どもさんの申し出で、もう完全にアレルギーと思い込んでいらっしゃるのかという、そういったところでも手順が変わってくると聞いておりますので、ちょっと再確認をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2回目の質問にお答えいたします。

まず、状況把握でございますけれども、これは本当に、アレルギーと自分で思い込んでおられる方も多うございます。それで、まず把握する場合に、入学時に、児童生徒の、特に小学生が入学するときに調査をいたします。その中に「アレルギーがありますか」というような問いをしまして、そこでまず、第1回目の拾い上げをいたします。そして、その後、面談等を通してですね、やはりお医者さんのきちんとした診断書はないと、やはりいいかげんな対応になってしまいますので、一番大事にしているところが、その医者の診断書、指示書でございます。これを持ってこられて初めて、給食センターでの対応食につなげるということにしております。

そして、毎月献立表をその家庭にはお送りして、何日にはどういう献立がありますと。この日は除去します、この日は弁当を持ってきてくださいというような、いろんなことで、学校あるいは給食センターが家庭とやりとりをしておりますので、十分その辺の意思疎通はできてるんじゃないかなと思っております。

それから、エピペンのマニュアルはあるかということでございますが、いろんなところでございます。例えば、緊急時における基本的な手順ということで、児童生徒の健康状態の把握はどうする、それから誰がどうするというのは、全部書いておりますが、エピペンを、今ちょっと調査しましてですね、大体、この14名の中で4名の子どもさんが、いわゆるアナフィラキシーが可能性があるということで、エピペンを実際学校に預けておられます。そういうのはちゃんと家庭から許可を得まして、養護教諭あるいは担任が、子どもにかわってそれを使うことができるという了解もっております。そういうことを、この手順の中にも定めておりますし、そのとおり学校のほうでもやっているとございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 坂田みはる議員。

○9番（坂田みはる君） 教育長から、本当にそつのない、きっちり、安心して御答弁を本当にいただきましてね、安心しておりますけれども、4名可能性のあるお子さんがいらっしゃるということを聞いて、少し動揺しました。やはり、現場に、もう本当、一刻の猶予もきかないというような、30分から1時間の間に、この処置をしないと、本当に救える命が救えないというのが現状であるということを知ったこともございますので、本当に、このマニュアルがマニュアルで

終わってしまうのではなく、いざといったときに本当に機能するような状況を持っていくことが、また大切なのかなと思います。

質問というわけではないんですが、せっかく3回目のチャンスをいただいておりますので、この食物アレルギーを持つ児童生徒が、本当に給食を楽しめるように、そして安全に学校生活を送れるようにという、その環境整備がとても重視されると思うんですね。この献立作業での保護者との、先ほど、確認事項はできているということ。また配膳の段階での工夫。先ほどの事故があったところではトレイに名前が書いてあった。食器のふたには名前を書いてあった。チヂミは、しかしながら、おかわりのところで事故が起きたという、一番末端のところで事故というのが起きてしまうということについての、ぎりぎりのところでの指導ですね、その部分において、例えばチヂミには粉チーズを入れてますよ、粉チーズが抜いてありますよとかいった声かけをすとか、そういうようなやり方をしたらいいよというような指導などを含めて、今、給食センターのほうで、書類上とか、いろいろなお顔合わせとかはできているとは言えますけれども、そのトレイのことですとか、そこら辺は、お名前確認とか、そういったところはどうでしょう、今後見習っていかれる方向性にあるのか、防御対策としてですね、その一つとして考え合わせるきっかけになるのではないかなと、私思ったのですが、いかがでしょうか。

それから、やっぱりそのチェック機能を幾つも入れていくということが、とても大切になると思うんですけれども、とにかく、この短い時間に症状が出てしまって、血圧の低下ですとか意識障害などを引き起こしたときにですね、生命にかかわる危険な状態のことをアナフィラキシーということで教えてございますけれども、このエピペンの使用が、本当に教職員の皆さんが体験しないと分からないということもあるかもしれませんけれども、今、担任の先生、養護の先生が打てる状況にあるということでしたけれども、今後、次々にまた担任がかわられたり、そういったところでも、漏れなく全ての先生方が共有できる情報、プライバシーはありますけれども、命にかかわる部分の情報公開というのは、先生方のほうで本当に共有していただきたいなと思います。ですから、その注射の打ち方の指導ですとかね、そういったところも、きちんと医師からの研修を受けていただくなどのことを、今後される予定があるのかどうかを含めて、最後になりましたけれども、町としてさらに安全対策への考え方を、教育長のほうから、もう一度御答弁いただければ、なお一層安心するかなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 3回目の御質問にお答えいたします。トレイ等にきちんと名前が書いて、はっきり分かるようになってるかということですが、実際、その各学校の確認してはいますけれども、それは、いわゆる特別食をつくる段階から、別な食缶に入れて、その子ども専用で配っているということ聞いております。ただ、おかわりのできるような量を入れてないと。もちろん、あの狭いスペースでつくりましますもんですから、主菜、いわゆるおかずではなくて主菜についてはですね、代替食で、もう家庭から持ってきてもらう場合も結構あると。いわゆる全てをあそこで対応してですね、100%いわゆるパン、御飯、そしておかずが全部供給できているかということ、そこまでは、今、行っておりません。そういう除去食等で対応しながら、場合によっ

ては、もうどうしても、いわゆるおかずの体をなさないもんですから、家庭から持ってきていただくということもあっております。

それと、エピペンのいわゆる情報を共有するかということですが、これはもう学校の研修の中できちんとを位置づけてやっておりますので、全員が把握しているものと私は理解しております。またその辺については、改めて、特に学年が変わったときの申し送り等が遺漏がないようにするように、また指導を改めて行いたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 坂田みはる議員の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。2時30分から再開します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

5番甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 傍聴に来られている皆さん、こんにちは。5番日本共産党の甲斐康之でございます。

9月になり、秋の気配は感じるものの、本日もまだ暑い日が続いております。暑い中、傍聴にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。私どもは、今、町民の皆さんにアンケートをお願いしております。安倍政権による消費税増税による生活への不安、集団的自衛権行使容認の閣議決定による、戦争に巻き込まれるのではないかと、このような不安が大きく寄せられています。また、町政については、新町長への期待や住環境の改善など、私たちが予想以上の御意見が寄せられています。皆さんの貴重な御意見を今後の議員活動や町政に届けていきたいと考えております。

それでは、事前に通告をしておりました3点につきまして質問を行います。

まず、第1点目の質問を行います。

集団的自衛権行使容認問題について、町長はどうお考えかということについて質問をいたしたいと思っております。

今、安倍政権は、国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の閣議決定を強行いたしました。閣議決定は、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換をし、海外で戦争する国への道を開くものとなっています。アメリカがアフガニスタンやイラクでの戦争を引き起こした際に、従来の海外派兵法に明記されていまして、武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならない、こういう歯どめを外して、自衛隊を戦地に派兵することです。さらに、戦闘地域とされてきた場所でも活動ができるとしています。戦闘地域での活動は、当然、相手からの攻撃に自衛隊をさらすことになり、当然、攻撃されれば応戦をすることになり、武力行使を行うことになり、それが何を

たらずかは、アフガン戦争に参戦をいたしましたNATO諸国の人たちがおびたしい犠牲者を出したことに示されています。

このような、閣議決定で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものであります。

60年前につくられました自衛隊は、今まで他国の人を一人も殺さず、また、一人の戦死者も出すことはありませんでした。それは、憲法9条が存在をして、そのもとで、海外での武力行使としてはならないという憲法上の歯どめが働いていたからであります。米国の戦争のために日本の若者の血を流すことを強要し、米国と一体に他国の人々に銃口を向ける、このようなことを強要するものにほかなりません。日本が武力攻撃を受けていないのに、他国のために武力攻撃を行うという、集団的自衛権行使を禁じました憲法解釈の見直しや解釈改憲への動きに対する国民の不安や怒りが大きく高まっています。

今、安倍政権は、政府の判断で、いつでも海外で自衛隊の武力行使ができるような具体的な法制化を準備しております。

先日、山形市の市長は、9月議会で、山形市平和都市宣言の全文を読み上げ、集団的自衛権行使容認は山形市平和都市宣言に逆行すると述べております。益城町は、既に平和都市宣言を行っている町であります。また、現役の自衛隊員、自衛隊OB、自衛隊員の家族の方々がたくさん住んでおられます。平和都市宣言を行ってる自治体の長としての、今回のこのような閣議決定は受け入れられないものだと私は考えますが、町長、どうお考えでしょうか。1回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番甲斐議員の御質問にお答えします。

集団的自衛権の行使容認問題についてということで、この問題に関する町長の見解を問うということで御質問があつております。

この集団的自衛権の行使容認問題は、まず、国政レベルの問題であり、自治体の長としては意見は差し控えさせていただきます。以上です。

○町長（西村博則君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） まあ、予想どおりといえは予想どおりですけども、前町長もですね、私が原発問題を取り上げたときに、ここに国会議員のこの、常にあれば、ちゃんとお答えするんですけども、それが無い。国政レベルでは話せられないというようなことをおっしゃってました。ところがですね、私たちが町民の皆さんにアンケートをですね、お願いしております。この集団的自衛権行使容認にですね、益城町の方は、反対と回答した方が、今、7割以上に上っております。その理由の多くはですね、海外で自衛隊員、若者が、自分の国のためではなくて他国のために血を流すことは許されない、こういう本当に率直な意見であります。そして、日本がテロの目標になる可能性があるのではないか、このような意見もあります。

日本は今、原発を相当数持ってますが、仮に原発がテロのためにですね、一つでも二つでも攻撃されると、ますます日本ではですね、住みにくくなっていきます。そういうような状態であ

りますので、また、益城町は平和都市宣言もやってるし、自衛隊員の関係の方もたくさんいます。やはり、町長がこういう問題についてですね、しっかりとお答えする。山形の市長はすばらしい人だと思います。そういう答えを希望しておるんですけども、いかがですか。

またですね、私ども共産党のほうにですね、自衛隊員の家族からも、共産党に、海外での戦闘行為に参加させたくない、こういう訴えがですね、いろんな地域で起こっております。

今、日本は憲法9条で戦争を放棄しています。今、憲法9条にノーベル平和賞をとというような市民運動も起こっています。そして、ノーベル賞候補になったということも聞いております。

今後、自衛隊の海外での武力行使を進める関連法案が国会に提出されますが、やはり、平和都市宣言の立場を堅持し、はっきりと集団的自衛権行使の容認は反対の立場を堅持することを求めたいと思います。

再度、町長に質問をいたします。どうでしょうか。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員の2回目の質問にお答えをします。

私自身の考えはございますが、町長として、この場では表明できないということで、国政レベルの問題でありまして、自治体の長としての意見は差し控えていただきたいと思います。町長が見解を述べることによりまして、町政の場で、この場で焦点化すれば、政策以外で対立が生じたりとか、町民の利益を損なうことも考えられますので、意見のほうは差し控えていただきます。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 国民の過半数ですね、益城町民でのアンケートの回答での7割以上が、やっぱりそういう反対を意思表示しておりますので、できればしっかりと意見を言っていたかかったというふうに思います。今後ですね、いろんな事態が出てくるかもしれません。まさに自衛隊派兵のですね、法案が提出されて、その審議が始まると思います。そういった中でもですね、やっぱりしっかりとした反対のことをですね、考えていただきたいというふうに思います。次の質問に移りたいと思います。

2問目に移ります。

情報公開の完全開示を行って疑惑の解明を、これについて質問いたします。

これについてはですね、山本山跡地、現在、広安町民グラウンドの購入に関する疑惑について、町が株式会社山本山の工場跡地を広安町民グラウンド用地として購入する際に、東京のクラモチ鉄工株式会社が、転売目的で山本山から平成24年5月10日に購入。同日付で、この用地はクラモチ鉄工を債務者として肥後銀行から極度額2億6,000万円の根抵当権設定が行われています。翌日の11日に、町とクラモチ鉄工との間で土地売買仮契約書が締結をされています。5月の24日が、臨時議会が開かれました。そして、賛成多数で、この土地の購入を可決。翌29日に、クラモチ鉄工と町との間で3億3,574万円で売買契約がなされています。

この売買の流れの中で、町民から、なぜ株式会社山本山から直接購入せずに、東京の業者が仲介をして、その購入をしたのか。通常、仲介業者はですね、転売目的で仲介をしておりますので、

仲介料が発生し、利益をそこに得るとというのが不動産の取引事例からでは常識であります。そのことにより、購入価格が通常の売買よりも上乘せされる。高く購入しているのではないかと、この疑問は、当然町民の間からは起こり得るものであります。

こういう町民の方の声を受けた形で、今年の1月15日に、町民の代表である2名の方から、事務監査請求書が、600名以上の署名を添えて、なぜクラモチ鉄工が仲介したのか、山本山は幾らでクラモチ鉄工に売却したのか、この点を明らかにすべきであると請求がなされました。

1月15日の請求の中で、回答があったのが、前町長の任期中であります5月1日、監査委員会は、請求されていた項目について資料を取り寄せ、関係者も呼んで調査を行ったが、違法性、不当性は見られないと、請求代表者が主張する徹底した検証の必要性がないと判断したとする回答を行っています。

それにちょっと疑問を感じた請求者の方が、本当にきちんと調査をしておるのかということを書いておられました。この請求された2名の代表者の方は、やっぱり監査委員会は誠実に調査する意思がないというように思っております。これに納得できない請求代表者の方から、クラモチ鉄工が山本山から購入した価格を町は明らかにすべきだと、そういう資料公開しなさいということの不服申し立てがなされているはずであります。8月上旬に申し立てをしたと言っておりますので、もう既に1カ月たっております。情報公開予定期日を過ぎても、この回答がまだなされていないようです。

益城町の情報公開条例によると、開示義務の中で、不開示情報として、公にすることで個人、法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものとありますけれども、この情報は、もう既に2年前に取引が完了しております。公開することによって競争上で利益を害するものではないと、当然判断できます。

町が購入したお金は町民の大切な税金であります。町は、資料を取り寄せて、高買いたたいたのではないかというこの疑惑を、町民の前に明らかにすべきであると考えます。西村町長には、このことが強く求められているわけです。町民は疑惑解明を期待しています。いかがでしょうか。1回目の質問とします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番甲斐議員の質問にお答えします。

情報公開の完全開示を行い疑惑の解明をということで、まず、甲斐議員御質問の情報公開の件について御説明を申し上げます。

町民の町政への参加を進め、公正で開かれた町政の発展などを目的として、町には情報公開条例が制定をされています。この条例では、町民の皆さん方の知る権利を尊重して、開示請求に対しては原則開示することが定められていますが、あわせて個人に関する情報や法人などの正当な利益を害するおそれがある情報などは不開示にすることも定められています。よって、町民の方などから町が管理する公文書の開示請求があった場合は、町情報公開条例に基づいて粛々と事務を進めているところでございます。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 今、町長が情報公開条例ということで説明をいたしました。私のほうが考えるのは、競争上の地位その他正当な利益を害するというところがありますけれども、先ほど言いましたが、既にこの取引は2年前に完了しております。競争上の地位その他の利益を害するものではないというふうに判断しております。町民の皆さんも、多くはそういうふうに理解していただいているのではないのでしょうか。それで事務監査請求をしたり不服請求をしたりということがあるわけがございます。

やっぱり町民はですね、前町長時代のいろんな疑惑について説明をして、町民の前に明らかにしていくということを期待し、また求めて、西村町長を選出しておるのではないのでしょうか。清潔な町政の実現を目指すためにも、思い切った判断、行動が求められています。

私どものほうも、知り合いの弁護士にこの点での問題についてもちょっと照会したことがありますが、特に問題ないと。もう過去の事例でありますので、そして、私たちがこの東京のクラモチ鉄工、皆さんどのように内容を知ってらっしゃるか分かりませんが、ほとんど知らない。それを公開したことによって、クラモチ鉄工が不当な、不当といいますか、まあそういう損害を受けるということは、まずあり得ないということでもありますので、やはり、関連資料を取り寄せて、町民の前に明らかにすることが強く求められているのではないのでしょうか。

町長が公約しておりました、地域に出かけて皆さんの意見を聞く移動町長室、こういったものを早期に具体化して取り組むことで、このような、多分、意見が出てくるというふうに思います。やっぱり、そういった面ではですね、真摯に町民の期待に応えると、こういうことで臨んでいただきたいというふうに考えております。町民の意見を、そして、町民が主役のまちづくり、これを本当に目指していただきたいというふうに思います。

もう一度、答えをお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員2回目の御質問にお答えを申し上げます。

町民の皆さんが元気に笑い合えるまちづくりを目指して、マニフェストを作成しまして、その中で、行政情報の公開について、積極的に公開するとお約束をしております。

しかし、その一方で、情報公開条例におきまして、皆様の税情報など個人情報につきましては、最大限に保護されるべきであると規定をされております。

その中で、今回のケースは、民間企業同士の売買に関するものであり、先ほど甲斐議員おっしゃられましたが、町としては、情報公開条例第7条第3号、アに規定する、販売又は営業活動上の秘密に関する不開示情報と理解をしております。

この前後に、開示請求をいろいろやりとりはあっております。あくまでも、今回のケースは、その情報が出せるか出せないか。その前後のやりとりじゃなくて、その情報が出せるか出せないかということで判断しております。やはり、今回のケースは、販売又は営業活動上の秘密に関する情報に当たり、あくまで、その中の販売高契約内容等に関する情報であり、不開示としております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 専門家の話でもですね、特に開示をすることで不利益はないというようなことであります。やはり、町民の皆さんは、この疑惑をですね、今の状態では吹っ切れないと、吹っ切ることができない、いつまでも疑惑を持ったままであるというふうに思います。本当にそういう疑惑がなければですね、しっかり開示をして、その疑惑を取り除く、これは新町長の役目ではないかというふうに思います。

事務監査請求をした方からですね、実は、自分たちを議会に呼んでくれと、いろいろ表に出せないような話もいっぱい持っているのと、そういうような意見もあります。やはり、今後ですね、疑惑の解明をですね、すべきではないかというふうに考えておりますので、町長ですね、英断を求めたいというふうに思いまして、次の質問に移らせてもらいます。

3問目の質問です。

これも、医療介護総合法案ということで、国が定めた法律が町及び町民の皆さんにどう影響を及ぼすのかというような点をですね、執行部のほうからしっかりお答えいただいて、サービスが低下しないようにということをお願いしたいということで質問をいたしました。

国の介護保険制度が6月18日に改悪をされました。それを来年の4月から実施される見込みであります。

今回の介護保険制度の見直しは、介護の社会化、この理念を完全に放棄して、公的給付を削り込んで、介護の責任を再び家族や地域に押しつける、いわゆる介護の自己責任化というべき方向を徹底させる内容と言えるものであります。困難を抱える利用者や介護現場に視点を当てた見直しじゃなくて、保険財政の事情を何より優先させた、持続可能性の追求であります。自助自立を土台に据えて、社会保障制度の解体を実施させようとしている点に特徴があります。

具体的には、さらなる給付制限、給付の削減、負担増を図るものになっています。

具体的には、市町村への丸投げによって、要支援1から2に認定された人に対して、訪問介護や通所介護、デイサービスからこれを外す。

二つは、特別養護老人ホームの入所対象を原則要介護3以上に限定をする。要介護1、2を事実上排除する。

三つは、一定以上の収入がある人は、利用料金を今の一割から二割の負担とする。

ほかにもいろいろ問題点がありますが、複雑になってきますので、もう単純に、そういう分かりやすいところからですね、質問したいと思うんですが、これを見ますとね、要支援者の人たちへのサービスの切り捨て、給付水準の引き下げであります。そして、特別養護老人ホームの入所対象者を見直すということは、軽度の在宅困難者や低所得者層から、必要な介護や行き場所を奪うものとなっております。今まで要支援者が利用してきました訪問介護やデイサービスなどの予防給付、これを切り離して、市町村が実施する事業、新しい総合事業へと移行させるものであります。

やはり、この問題もですね、私たちはアンケートで町民の皆さんに意見を求めました。介護保険制度の見直しが行われますが、どう考えますか。このような項目ですけれども、実は、7割以上の方がですね、分からないと、もう全然分からんと、聞いたことがないというかですね、そう

いうふうな回答をしております。きちんとされた方は、やはり、介護のそのサービスがね、落ちる。絶対反対だと言う方もしっかりいらっしゃいますが、7割以上の方がですね、中身を知らない。こういう現状が浮き彫りになっています。

そこで、こういった見直しの中で、被保険者への影響とか、介護施設への影響はどうなるのか。これが第1点。

2点目は、益城町の施策へはどう影響するのか。それから、益城町はどのような対策を考えているのか。

これについて、1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番甲斐議員の御質問にお答えします。

医療介護総合法案についてのお尋ねです。

平成12年に介護保険制度が施行され、今年で14年目を迎えました。3年ごとに国の介護保険制度の改正が行われ、現在第5期介護保険事業計画に沿って事業を進めております。今回の改正は、来年度の第6期計画、平成27年から平成29年までに適用されることになります。

国の改正要因としまして、全国的な高齢者の人口増とあわせて介護サービス利用者も増加しており、特に団塊の世代、昭和22年から昭和24年生まれの方と呼ばれる高齢者が75歳を迎える平成37年がピークとなり、医療介護費用の急激な増加を見据えた財源確保と、単身者や高齢者世帯を取り巻く環境の変化に対応した体制づくりが要因となっております。

今回の主な改正は、先ほどお話しいただきました、介護サービス利用者の一部負担の見直し、1割から2割負担へ。特別養護老人ホームの入所要件の見直し、要介護1から要介護3以上へ。在宅医療の推進、病院療養から在宅療養へ。要支援1、2の介護予防サービスを町の支援事業へ。介護保険料の見直しなど多岐にわたっております。

甲斐議員から三つの項目で質問が出ておりますが、あわせて答弁したいと思います。

被保険者や介護施設への影響はということですが、まず、介護サービス利用者で高所得者へのサービス料の負担増に関しまして、お一人の年金収入280万以上の方と所得額160万以上の方を対象に2割負担となり、介護サービス利用対象者にとっては厳しい負担となると思われます。また、特別養護老人ホームの入所要件が要介護1から要介護3へ改正されることで、入所希望者が制限され、重い介護状態にならないと申請ができない状況となります。

現在、益城町には、特別養護老人ホームは3カ所ございますが、待機者は、県の調べで、現在160名ほどおられます。町としましても、町内の方を対象とした地域密着型老人ホームやグループホーム、サービスつき有料老人ホームなどの介護施設を視野に入れながら、今後整備検討をしていきたいと考えております。

要支援1、要支援2の町支援事業への移行に関しましては、現在、町の要支援介護サービス受給者は、平成26年3月末現在で334名おられます。町の支援事業の充実を図り、地域の被保険者が安心して介護サービスを利用できるよう、地域のボランティアや介護事業所と連携を踏まえながら、介護予防対策を進めていきたいと思っております。

また、支援事業を進める上で、地域の高齢者の生活状況など、ニーズの把握が必要となります。昨年11月に、全校区から抽出した65歳以上の高齢者世帯1,500人へ、健康に関することや生活環境状況に関する日常生活圏ニーズアンケート調査を行い、1,050名、約7割の方から回答をいただきました。データをもとに、益城町の高齢者の現状と将来を予測し、第6期介護保険事業計画に盛り込むこととしております。また、高齢者が重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まいそして生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指していきたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 今、説明を受けました。

高所得者の方たちの2割負担、これはやはり重くなるんだという認識ですね。それから、介護施設へは、やっぱり重い介護者でないと入れない、こういった認識もされてるようです。

先ほど、要支援1、2を対象から外すことによって予防給付が行われない。なぜ、今まで予防給付が行われてきたのか。要支援者をですね、しっかりと予防することで、これが進んでいけないような方法、また、要介護1、2あたりをですね、しっかりと介護することで、介護が進まないような手段で、これがですね、放置しますと、だんだん介護が進んでまいります。そうすると、非常に重症化しますと、やはりそれなりの医療が必要になってくる。余計負担が増えてくるような状態になるのではないかとというふうに予測します。

国会ですと、共産党の議員が、当時、田村国務大臣にいろいろ質問をいたしました。大臣は、当初、必要とする人には専門的サービスを提供します、こういうふうに答弁をしておりましたけれども、なかなか基準は、じゃあ、どういう人たちは専門的サービスを提供するんだということについてですね、示しておりませんでした。再三国会で追求する中で、次の基準を示しました。

一つは、日常生活に支障が生じる認知症の人。2番目は、自分の生活管理ができない人。3番目、コミュニケーションなどの社会性が構築できない人。4番目ですね、病気して退院した直後で集中的な支援が必要な人。こういう基準を示しました。これを考えてみますと、これら以外の人は、既存の予防給付を受けていても切り捨てられる可能性を示しています。要支援1、2、当然切り捨てられる運命にあります。

さらに、問題は、要支援者自体を減らす手段が、自治体窓口でのチェックリストによる選別であります。チェックリストは25の質問項目に答えるものとなっております。例えば、バスや電車で一人で外出していますか。まあ、要支援の方も外出しますよね。この1年間で転んだことがありますか。日用品の買い物をしていますか。こういったチェックリストが25項目並んでおります。それで、はいできます、はいできますというふうに回答しますと、当然もう対象者から外されるということになると思います。この自治体の窓口は、介護サービスを受けたいと訪れた人を、このチェックリストによる判定だけで、要介護認定を受けさせずに、ボランティアによる軽度な安上りの支援サービスに誘導することもできるというふうになっております。

全体として、サービスは薄く負担は厚く、この方向となって、給付は後期高齢者数の伸びの範

困に抑えることで費用の効率化を図ることが盛り込まれています。

一つの例で、これは東京の荒川区の女性の例ですが、ボランティアサービスに切りかえさせられたということで、今まで利用料が1回300円だったのが1回750円から850円に引き上げられました。また、年会費2,000円の支払いを求められて困っている。こういう要支援者の例が報告をされています。

ほかにも問題点が多く上げられますけれども、大臣や政府参考人は、国会で、要介護者の理解を得た上で決定をすると。本当は必要なのに無理やりサービスを打ち切ることではない。専門職が総合的に判断するので、きちんとサービスは確保されると、こういう答弁をしているようです。

またですね、既存の介護事業者に及ぼす影響も多大なものがあると思います。

要支援者への支援がボランティアなどに代替させられれば、訪問介護やデイサービス、通所介護を主体に運営している事業所は、これは利用者が減ってきますね。存続にかかわる打撃にもなります。そうなれば、そこで働く介護職員にとっても、賃金の引き下げや失業、こういう状態になってしまうことが考えられます。

今回の医療介護総合法は、病床を減らして入院患者を強制的に地域や在宅へと押し出して、それによって、在宅医療や介護保険の費用を削減する。そして、施設介護や福祉サービスも後退させることとなります。地域とか在宅でということ、この老老介護によるですね、介護心中、こういう事件もあります。家族の介護のために、働いていた職場を退職せざるを得ない、こういう状況の人もおります。

介護は、やっぱり社会で守るんだ。介護の社会化を、こういったものを投げ捨てて、公的介護制度を、これ以上後退させることは許されないと考えます。

町としては、まあ性善説で考えれば、こういう改悪に準ずるのではなくて、これまで既存の利用者は従来どおりのサービスを継続することとして、少なくとも現状からは絶対に後退させない。これを確約してほしいと考えます。どうでしょうか。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員2回目の御質問にお答えをします。

私自身、介護保険担当で5年ぐらい程度、職務に従事しておりましたが、やはり、介護されている方の負担、非常に厳しいものがあります。その中で、やはり認知の方でも、介護度が低い認知の方は非常に大変な思いをされております。元気な高齢者ということで、徘徊とかかなりあって、もう家族の方が非常に疲弊されているということ、何遍も相談を受けたことがあります。

今、お話があつてるように、介護保険の給付費ですね、今、右肩上がりに増え続けております。平成12年制度開設だったんですが、当初は11億1,000万ということで、20年度が16億8,700万、25年度が23億1,000万ということで、25年度の前年比は1億5,600万ということで右肩上がりに増えています。このままの状況でいきますと、平成29年、30億円に達します。

そして、要介護認定者数、平成12年は639名でした。それが今、26年度現在、1,416名ということで、かなりの方が要介護認定を受けられております。

人口につきましても、平成37年は人口3万3,620人が予定されておりますが、高齢者は1万115人ということで、30%の方が高齢者ということになっております。

今まで対応策としては、やはり介護保険料の引き下げとか、平成15年に引き下げがっております。それから18年に引き下げ、このときに要支援1、2をつくって、地域支援事業ができております。これは一時的に介護給付費は下がりましたが、やはりまた上がってきております。平成21年度、皆さん方御存じのように、介護職になり手がいないということで、介護報酬を3%引き上げたということとなっておりますが、こちらもなかなか人員の確保にはつながっていないということだと思っております。

介護保険料につきましては、今回の介護保険料、65歳以上の方の3年間の介護給付費を、今、積算しております。そのうちの65歳以上の分の負担金21%を、65歳以上の3年分の人口で割ります。残りは国県町で負担を50%負担ということで、それから残りの29%を、今、40歳から64歳の方に負担を介護保険料ということでしてもらっております。ただ、この40歳についても、まだ下に引き下げようとか、そういったことで議論をされているところであります。

一方で、国保についても、お話ししているように、5年で5億4,000万ということで、今年度は27億9,000万、25年度ですね、保険税は8億3,000万ということで、消費税がここに充たるかなということだったんですが、なかなか不透明ということで、ただ、介護保険料を、今度、決めますが、27年度以降の介護保険料、ここに、でも基金が重要な役割を果たしてくるということだと思っております。ここを上げないためには、基金を介護保険が持っております。ここを投入していくのかどうかも一つの手法であるということだと思っております。やはり、基金をある程度持ったほうがいいんじゃないかということだと思っております。

制度開設から2回、やっぱり大きな制度改正がっております。そのたびに、やはり現場、介護保険現場が、もうかなり怒られます。やはり、あんたたちが怠慢だから、こうやって上がるのか、そういったことになってきますが、やはり、言われるしこ言われて、やっぱり国が悪かったもんねという話になってきますが、やはりそのたびに、現場は大変な思いをしているところであります。

そういったことで、先ほど甲斐議員さんの話がありましたように、地域包括ケアシステムというのが、制度が、これはもう何年も前から出ております。アンケートをとっても、やはり半分以上の方は、住みなれた地域で最後まで過ごしたいというのが、アンケートで結果が出ております。ただ、24時間対応の訪問介護とか、医療が病院側がどれだけ見てくれるか、そこあたりが問題になっております。私自身、今、地域づくり、地域づくりということで念仏のように唱えております。これは全てここに繋がっています。健康づくり推進委員を主体として、地域づくりを今進めているところです。それと自主防災組織、これも地域づくりでやっているところです。

まあ、もう一つ、一番地域づくりしとってよかったなというのは、やはり東日本大震災とか阪神淡路大震災、ここで、やはり公助、自衛隊とか警察が働くのは3日目から。やはり1日目、2日目は、地域の方、消防団、家族ということで、やはり地域づくりをしっかり進めておくべきで

あると考えております。そういったことで、健康寿命、まず健康寿命、元気で長生きという仕組みづくりを、まずつくっていくべきであると考えております。

元氣な高齢者をつくって、高齢で元氣に幸せな生活を送ってもらうというのが私の願いです。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 町長は、やっぱり地域で、地域づくりをして、地域で、そういうお年寄りの方なんかを見守ったりして、お互い助け合っていくんだという信念がありますけれども、当然、そういうこともあります。しかし、私も団塊世代の後のほうですが、やっぱり体はですね、やっぱりいろいろ悪くなっているところもあります。当然、お年をとれば、で、私どもが75歳になるのは2025年。2025年であればですね、もう介護なんて使えないよと、そういう事態になるのではないかと、今の政府の方針であればですね。そういうことがありますので、自治体は、しっかりやっぱり守っていかなくちゃいけないという責任があると思います。

いろんな介護の医療費なんかが上がっていくのは当然であります。お年寄りが増えるわけですから、それを、当然増えるのは困るというふうに考えるのではなくて、やはり、しっかり自治体が、予算をしっかりつけて守っていく。やっぱり、お年寄りに優しいまちづくり、これをですね、町長に求めたいというふうに思います。

もう単純なんですけど、今回の介護保険の見直しで、いろんなサービスが低下することが考えられます。これをですね、現状を維持してほしい。サービスを低下さしてくれるなど、後退さしてくれるなど。実は今、近辺の自治体でも、こういう問題を共産党の議員の方は取り上げています。そして、自治体の回答は、現状を維持します。後退することはしません。こういう回答がありません。やはり、自治体の努力で、現状のサービスは維持できるというふうに、私は考えます。

もう一度、その辺でのですね、サービスの維持をしていくんだということをですね、求めて、3回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員3回目の御質問にお答えします。

制度改正で、27年度から29年度分までについては、大まかに聞いたところによりますと、まだ経過措置ではないんですが、もともとの中身は維持されるということなんですけど、それから問題は後なんですよね。そこあたりをどうするかを、早目に国当たり、方針を示してもらって、今から立てとったほうがいいのかということ考えております。

それと、やはり65歳になった、今65歳の方、非常に元氣です。老人会に入ったということで、80歳の方、90歳の方と一緒にしても、なかなか難しいかなと思いますので、そういった元氣な方、地域活動とかNPOとか、そこあたりで活躍する機会ですね。人財、人財は「財産」の「財」ですね。そういったことで、生きがいを持って生きていかれるような仕組みづくりも必要かなということ考えております。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。3時35分から再開します。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時35分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

1番野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 1番野田祐士であります。

本日は、今回も一般質問の機会を与えていただき、まことに感謝いたしております。

また、本日最後の質問者でありますので、町長の分かりやすい、そして真摯な回答をお願いいたします。先に通告いたしておりました2事案について、2件について質問をさせていただきます。それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、まず初めの質問であります。

質問の前に、今回の議会は、補正予算、そして会計の決算認定、そして条例の制定というようなことの議会であります。それを踏まえまして、以前町長が言われていた財政危機という言葉がございましたけれども、平成25年度一般会計特別会計歳入歳出決算意見書というものが提出されております。それについての町長の御所見をお伺いいたします。1回目の御質問です。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員1回目の御質問にお答えをいたします。

財政危機というお話なんです、私が一番心配してるのが臨時財政対策債です。ここが、地方債の一種ということで、国の地方交付税特別会計の財源が不足して、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らし、その穴埋めとして、地方公共団体みずからに地方債を発行し、償還に関する費用は後年度の地方交付税で措置する制度ということで、まあざっくり言うと、国の財政状況が厳しいから、一部は現金で、残りの不足分については後で国が面倒見るから、とりあえず借金して賄ってという制度なんです、これを見ておきますと、地方交付税で確かに臨時財政対策債ということで返ってはきてるんですが、実際この起債そのものが減ってない状況にあります。ここあたりが非常に危機かなということで考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

今の回答を受けてですね、2回目の質問に進んでいきたいと思っておりますけども、今の町長の御回答でありましたので、じゃあ、それを受けてどう取り組むんだというのを、まあ取り組みについてですね、少し回答をしていただきたいと思います。

それと、通告に書いておりました分についてもですね、ちゃんと質問をしなければいけないということでもありますので、行政運営と財政状況にどう取り組むか。これは、今の初めですね、

質問で、ある程度、次、取り組みについて答えていただければ結構かと思っておりますので、2回目の回答でよろしく願いいたします。

それと、もう一つ上げております公共工事について、（入札）についてであります。

公共工事の、特に入札、あり方について、議会で数度取り上げられたと思っております。その中で、今回お尋ねしたいのは、指名の基準であるとか、指名委員会のメンバーであるとか、あとは選定基準について、もし、はっきりしたものがあれば、委員会等で提出していただきたい。

また、もちろん指名委員会のメンバーには町長入られてると思っておりますけれども、もし入られているのであれば、何件に対して何回入られたのであるかということをお尋ねしたいと思っております。

といたしますのも、先ほど来、町長は、町の町民の生命と財産を守ることが一番の仕事であるというふうなお答え等をしていらっしゃいます。全くそのとおりであると思っております。特に、今のゲリラ豪雨とかございまして、公共工事、特に業者、土木業者ですね、の方の協力、町におられる土木業者の方の協力が必要不可欠になっているところであると思っております。その町の業者の方を大切に扱い、公正に行う、入札等を行うことによって、この町がより一層、町長が求められるような、町民の生命または財産を守っていけるというものであると思っておりますので、できれば、今言いましたようなことについて、ここで答えることが難しいようであればですね、後ほど御提出していただいても結構でありますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。2回目の質問であります。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員2回目の質問にお答えします。

行政運営ということで、まず、以前の住民サービス、やはり、国・県・町といったような、やはり当時によりて実施されておりました、国が言うからやりますとか、そういったことで国の指示によりて行ってまいりましたが、まちづくりについても行政主導ということで、中身的には、もう全部同じような施策になってたかなと思います。ただし、2000年に地方分権改革が実施され新たな時代がやってきております。国と地方公共団体が対等協力関係に変更ということで、そういったことで、町においても、行政と住民の方が対等協力関係に変わってきておまして、まちづくりの主役は町民の皆さんに変更になっております。で、現在、住民の皆さん方と行政が協働、パートナーシップにより、まちづくりを実施してるところでございます。

今、実際やっておるのはP D C A、皆さん方聞かれたと思うんですが、プラン・ドゥ・チェック・アクション、計画・実行・評価・改善、これを徹底的に職員に実施してもらっているところなんです。それと、民間の企業でトヨタ自動車、本田技研あたり、改善、皆さん方よく聞かれます、改善、ここあたりの運動ができないかということで、今、ちょっと提案をしているところです。これはもう、確実に改善をやっていききたいということで、仕組みをつくっていききたいということで考えております。

きょう、よく出ておりますが、益城アクションプラン、行政改革大綱案が出ております。中身見ましたら、これができたら、これはすごいなという案が135項目出ております。ここあたりも

取り組んでやっていきたいということで考えております。

やはり、私の行政運営というのは、やはり皆さん方の幸せな暮らしというのは、やはり安定した雇用と健康、地域における仲間づくりではないかということで考えております。やはり雇用は、いろいろ企業誘致とか今やっております。それと健康、健康については、もう皆さん方よく御存じのように、どんなにお金があっても、やはり健康がないと幸せとは言えません。それと、地域づくり。やはり、一緒に自分を心配してくれる仲間、心配する仲間がいることが一番幸せな生活を送るということで考えております。

それから、工事発注の件なのですが、まず一つですね、指名審査会。指名審査会には町長は入っておりません。これは、資料はまたお渡しすると思いますが、副町長、総務課長、建設課長、下水道課長、農政課長、水道課長、都市計画課長、学校教育課長を指名審査員として組織しております。ただ、今、副町長がおりませんので、総務課長がその職務を代理ということで、会長ということで指名審についてはお願いしているところです。

それから、工事発注時の業者選定につきましては、工事の適正かつ確実な施工を図るため、各業者の経営事項審査状況、施工実績等を考慮し、公平・公正な発注に努めてきているところです。また、従来どおり地元業者の方の育成に努め、町内業者で対応できる工事につきましては町内業者への発注を心がけております。

町内土木業者の選定につきましては、益城町工事入札参加者資格格付要綱に基づき、工事規模額によりA・B・Cそれぞれのランクで指名を行っております。なお、各業者のランクにつきましては、経営事項審査の評定点、町工事受注時の成績等々を基準にして格付を行っております。これも従来どおりのやり方です。

一定額以上、1,000万の工事につきましては、指名審査会に諮り、業者選定を行ってきているところであり、今後も公平・公正な工事発注に努めながら、あわせて地元業者の育成も図っていきたくと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 2回目の回答ありがとうございました。

指名審査会で、いろいろ、1,000万以上云々ということでありますので、できれば、これ総務課長が今トップであると、トップというか一番上でやられているということでありますので、委員会のときでも構いませんので、実際どのような形でやられて、どのような審査が行われて、その内容ですかね、について提出していただければ、ここで一つ一つ聞くということもできませんので、いいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。三回目の、質問でいいです、これは。はい。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員3回目の質問にお答えします。

益城町の建設業者等の指名審査会設置要綱というのがございます。これは例規集のほうにも載っておりますが、ここの中で、会議ですね、今、中身ということでお話があったんですが、指名審査会の審議は公開しない。また、何人も審議の内容を外部へ漏らしてはならないということで、

中に規定をしておりますので、よろしく申し上げます。一回、ごらんになられてみてください。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 指名審査会云々という、今、町長からの、何人も云々という答えがありましたけれども、明らかに、今から見えるような行政指導を行っていくということでもありますので、清廉潔白な町長のことですから、そこは指導力を発揮していただいでですね、ぜひ、まあ、余り難しいことでもない、必要なことは消していただいても結構だと思うんですね。出せる範囲のものは出していただくということで、これはお願いをして、総務課長にもお願いをいたしまして、1項目めの質問は終わりたいと思います。

それでは、続きまして、2項目め、政治姿勢についてということでもあります。

前回の一般質問でも質問をさせていただきました。これについて、町長のお答えが、あったのか、なかったのかよく分かりませんでしたので、今回、また質問させていただくということになりましたけれども、ここに書いてありますとおり、発言の真意は何かというふうにお尋ねしているわけでありまして。町長にだけですね、真意を問うというのも、公平性に欠けると思いますので、質問者の真意についても発表したいと思います。

町の長である町長が御自身の発言について責任を持つ。所信表明でも自己決定、自己責任ということを出しておられました。反省するべきがあれば反省し、改めるべきことがあれば改める。これが大切であると私は考えております。そして、発言でありますので、言葉というのは、もう出してしまった以上、引っ込めるわけにもいけない。ただ、精査することは可能であります。この精査を行うことで、町としての、首長としての信用を得て、信頼されるということにつながっていくのではないのでしょうか。そして、町の将来が明るいものになっていくと私は考えております。

大事なことは、町の将来を考えていく上で、首長、西村町長の発言の重要性を再認識していただきたいと思い、この質問を再度させていただきました。これが2項目めの第1番目の質問であります。

2項目めの2番目の質問、陳情制度については、先ほど、同僚議員のほうから質問、同じような内容で質問をされました。今回、その質問された回答についてですね、多少伺うところがありますので、それについても、この場で伺わせていただきます。

先ほど、同僚議員のほうから、業務処理の準拠・根拠または評価についての質疑がありました。その際に、町長のほうからは、適宜または年次計画で対応、またはいろんな意味で検討をするというお答えがありました。

今回、質問に書いてありますように、実際、陳情じゃなくて要望書ですね、要望書について、どれくらいの要望が上っていて、その評価について、各課のほうでされているのか、町長に上がっているのか。二百何十件と言われたんですかね、確か先ほど。どのような評価が、今、なされているのか。それについて、どういうふうに取り組んでいかれるのか。さきのお答えでですね、私の聞き間違いでなければ、今までどおり、余りまだ変化なし、現状どおりという答えもありましたけれども、一応、質問として、もう一度回答のほうをですね、お願いしたいと思います。よ

ろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員の質問にお答えします。

まず、1問目の質問につきましては、もう選挙期間中の発言でありまして、ここでは差し控えさせていただきます。

それから、陳情についてお答えをします。

先ほど、宮崎議員にもお答えしましたとおり、今まで各囑託区から陳情を提出をしていただき、担当課で調査・検討し、概算の経費を出し、陳情が出そろったところで、区長さんはじめ囑託区の幹部の皆さん、地元議員さんに、日時を決めて、役場応接室に出てきていただき、実施の可否を対応させていただいておりました。

本年5月9日にありました新旧囑託員会議の中で、陳情という言葉ではなく、陳情のかわりに要望を提出いただき、担当課で調査・検討をし、要望提出囑託区には、わざわざ大勢で役場まで出てきていただかなくても、担当課と町長で検討をするということにしました。

今までの陳情というシステムは、町の予算からすれば、どのような規模の陳情が何本出るかも分からず、予算の積算もできないものです。住民の安心や福祉に関し、緊急にやらなければいけないものについては、適宜担当課で実施しておりますが、それ以外のものについては年次計画で対応し、予算に反映させるのが基本だと思っております。囑託員の皆様はその囑託区のまとめ役であり、その地区の実情を一番よく把握をしていらっしゃいます。囑託員の皆様からの要望は、その地区の住民の要望を一番反映しているものと思っておりますので、今までどおり、囑託員の皆様の要望や意見は町として大事にしていきたいと思っております。

それに加えて、私をはじめ町職員にも、地域に向いて、町民の方の考えを把握し、町民目線のきめ細かな政策を町政に生かしていきたいと考えます。そのためにも、町の考え方を町民の皆様に理解していただき、地域の話聞くために、「どこでも町長室」タウンミーティング開催をマニフェストに取り入れています。今年度中に内容の煮詰め、住民に対しての周知を行い、来年度から実施をいたします。以上です。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

今、町長のほうから、みずから出向いて、いろんな人の意見を聞きながらやっていくという、まあ要望に関してだろうと思えますけれども、お答えをいただいておりますけれども、今、みずから出て、一人一人の意見を聞くということはもちろん大事ではありましようけれども、そこは、今、後ろにおられる行政のプロの方にお任せしてですね、町長として、町全体として、やっていくべきことを、まあ例えば、例えば、県との協議であるとか、そのほかの、行政でやりにくいことを町長みずから出てやっていくようなことも、町のためには、町の発展のためには必要ではないかと思っておりますので、もちろん町長みずからですね、町民の意見を聞く、または囑託員の意見を聞く、要望書の箇所を見るとするのは大事なことは思いますけれども、そこは行政のプロにお任せしたらいかがでしょうか。

陳情の、ここに質問書に書いておりますように、要望書ですね、要望書について、具体的なものを含め、一覧表で回答をお願いと私は書いておりますので、もちろん、それについてはですね、御回答のほうもですね、用意してあると思いますので、2回目の質問としてですね、その内容についてですね、御回答をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員2回目の質問にお答えをいたします。

タウンミーティング開催ということで、町長ほかにやることがありやせんだろうかという話なんです、実際、タウンミーティング、こういった形ですのか、個人的には、職員が項目に絞って出前講座とか、そこあたりもできないかということで考えております。そこと、町長の「どこでも町長室」あたりとのすり合わせが出てくるかと思えます。ただ、今ですね、県との協議、市との協議、出向くべきところは、もうほとんど一緒に出向いております。それから、用地買収あたりも町長が出たほうがええよという話については、もうどんどんどん出るところでございます。

今、各課にどれだけの要望書が提出され、どれだけ対応したのかという御質問でございますが、7月末現在で、要望もとと要望事項を調べてみますと、まず、飯野地区7囑託区8件あります。赤井、読み上げます。赤井川堤防道路整備、これは県に要望をします。中尾、町道拡幅改良、中尾赤井線。下砥川、里道改良。下鶴、道路側溝改修。飯田、里道拡幅及び側溝整備、これが2カ所です。東無田、里道舗装。櫛島、同じく里道舗装。

広安校区、9囑託区12件出ております。広崎1町内、里道水路整備。広崎3町内、里道整備。惣領1町内、町道拡幅改良、惣領南支線。惣領2町内、道路側溝改修。馬水南、3カ所出ております、ココストア西側交差点拡幅、鉄砂川人道橋設置。鉄砂川昇降用はしご設置。安永1町内、2カ所、里道改良、土砂しゅんせつ。安永2町内、歩道新設。安永3町内、町道拡幅改良、五楽安永線。安永4町内、町道拡幅改良、大久保古川線。

現在のやつは建設課です。

それから、木山校区、6囑託区8件出ております。下寺中灰塚、里道舗装が2件。寺迫、町道拡幅改良、小柳井尻線、町道拡幅改良、小柳寺迫線。蛭子町、橋梁安全施設。宮園、排水対策。辻の城団地、道路側溝新設、辻団地、区画線設置。

それから、福田校区が9囑託区15件出ております。福原、町道拡幅改良、袴野福原線。福原里道改良新設延伸。内寺、3カ所出ております。町道敷用地買収、路側整備、のり面整備。川内田、里道拡幅。田中、3件出ております、道路安全標識設置、排水路整備、田中橋改修。柳水、町道拡幅改良、川内田平田線。平田上、町道拡幅改良、堤黒石崎線。平田中、2カ所出ております、町道拡幅改良、平田黒石崎線、排水路整備。平田下、里道拡幅。黒石崎、里道舗装。

津森校区、5囑託区6件出ております。堂園、排水路整備。杉堂、排水路整備。上小谷、町道拡幅改良、上小谷線です。寺中、町道認定。同じく寺中、離合場所整備。それと、津森、全津森校区からの要望、津森グラウンド利用道路整備、生涯学習課づけになっております。

ということで、建設課分49件です。36囑託区49件です。

それから、農政課です。農政課分。

飯野6 囑託区7 件。木崎、水路整備。五楽、水路整備。中尾、農道整備。下鶴、農道修繕。飯田、2 件です、ため池の補修、新屋敷ため池、農道改良。小池秋永、水路底板補修。

広安、1 囑託区1 件。古閑、益城中西側農道改良。

木山、2 囑託区2 件。木山市ノ後、農道舗装。辻団地、農道草刈り。

福田、4 囑託区5 件。福原、用水路改修。南、農道拡幅、農道修繕。川内田、林道、作業道でございます、舗装。平田境、水路しゅんせつ。

津森、5 囑託区7 件。堂園、堂園ため池管理道路整備、堂園ため池補修。杉堂、農道側溝整備。上小谷、農道拡幅。寺中、農道草刈り。北向、集落道ふた施設、集落道整備。

農政課分、18囑託区22件でございます。

このほかにもありますが、住民の安全にかかわるものや緊急に対策が必要なものなどについては、要望書を出していただいた時点で実施するので、要望書は要りませんと判断したものでございます。

ほかに、総務課には9 件され、すぐに実施をしております。この9 件は、カーブミラーの設置や消火栓、防犯灯、交通標識の設置でございましたので、要望があつてすぐに実施をしております。

生涯学習課に2 件提出があり、2 件とも、地元や利用者との調整で対応しております。

下水道課に1 件提出があつておりますが、ただいま調査中です。今議会が終わった後に、要望箇所の現地視察を予定しており、最終的に実施の可否を決定する予定でおります。

また、今回の要望全体では、概算で約3 億円の経費がかかりますが、予算は約1 億円しか計上しておりません。

また、今までどおり陳情という形で、総務課に建設業協会からの陳情が1 件、8 月12 日に対応が済んでおります。

学校教育課に、町PTA連絡協議会からの陳情書の提出があつており、回答済みでございます。

また、いつまでにどのような対応をとっていくのかについては、各々要望の内容が違いますので、住民の方の福祉の向上や安全度、緊急度、費用対効果を見きわめながら対応してまいります。以上です。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1 番（野田祐士君） 2 回目の答弁ありがとうございました。

最初の町長発言についてですけれども、これはちょっと真摯な回答をいただけなかったと思つておりましたので、少し残念であります。

二つ目の、陳情に対してでありますけれども、今ですね、ちょっと書きとめよつたんですけれども、ちょっと余りにも多くてですね、ちょっと書きとめられませので、できればですね、もう委員会等でですね、今言われて、概算も3 億だったですかね、3 億、予算が1 億、実際3 分の1 ですかね、単純にお金でやればですね、3 分の1 はできるということでもありますので、あとは、どのように評価され、もちろん生命財産にかかわるようなものはですね、一番にやらなければいけ

ないと思いますけれども、それ以外について、評価、概算が出ているということは、経済比較はできていることであらうから、あと、それ以外の選定理由についてですね、あわせて委員会等でですね、それぞれの課から報告をいただければですね、一番幸いなのではないかと考えております。

あとは、最後の質問になりますので、どうですかね、町長、委員会等での提出、大丈夫ですかね。一応、最後の質問になりますのでですね、できればお願いしたいと思います。

（「分かりました」「いいですかね」と呼ぶ者あり）

はい、それでは結構です。ありがとうございました。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問の全部が終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後4時10分

平成26年9月第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年9月9日午前10時00分招集
2. 平成26年9月17日午前10時00分開議
3. 平成26年9月17日午前10時56分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 常任委員長報告

日程第2 議案第57号 工事請負契約の変更について

日程第3 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第4 議員提出第4号 「手話言語法」制定を求める意見書

日程第5 議員派遣の件

日程第6 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（17名）

1番 野田 祐士 君	2番 高橋 津代美 君	3番 宮崎 金次 君
4番 坂本 貢 君	5番 甲斐 康之 君	6番 寺本 英孝 君
7番 坂口 政弘 君	8番 石田 秀敏 君	9番 坂田 みはる 君
11番 竹上 公也 君	12番 福永 誠一 君	13番 稲田 忠則 君
14番 荒牧 昭博 君	15番 渡辺 誠男 君	16番 山内 親宣 君
17番 江越 信保 君	18番 中村 健二 君	

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎 博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村 博則 君	教 育 長	森 永好誠 君
会 計 管 理 者	内田 吉十司 君	総 務 課 長	矢 嶋 正昭 君
総務課審議員	中 桐 智昭 君	秘書広報課長	堀 部 博之 君
企画財政課長	西 橋 幸子 君	税 務 課 長	森 田 茂 君
住民生活課長	森 部 博美 君	子 ども 課 長	花 田 博文 君
健康づくり推進課長	福 島 幸二 君	いきいき長寿課長	緒 方 潔 君
福 祉 課 長	田 中 秀一 君	農 政 課 長	山 本 信行 君

建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	上田勝二君	学校教育課長	藤岡卓雄君
生涯学習課長	安田弘人君	水道課長	西村秀幸君
代表監査委員	濱田義紀君		

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は皆様のお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、渡辺誠男委員長。

○総務常任委員長（渡辺誠男君） 皆さん、おはようございます。15番渡辺です。総務常任委員長報告をいたします。

総務常任委員会報告書。平成26年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第37号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第44号、平成25年度益城町一般会計決算認定について、中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。議案第51号、平成25年度高遊原南消防組合一般会計決算認定について。議案第52号、益城町長の期末手当の特例に関する条例の制定について。議案第53号、益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。請願第1号、消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願。

2、審査経過。①付託年月日。平成26年9月10日。②審査状況。平成26年9月12日午前10時から、総務常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月16日午前10時から、全委員出席のもと、益城中学校施設整備工事現場、広安西小学校給食着到場竣工現場及び広崎5町内公民館建設予定地を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第37号ほか4件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決、認定することに決定した。請願第1号については賛成少数により、不採択とすることに決定した。

②審査の主な内容。議案第37号については、地方交付税の増額補正や臨時財政対策債の減額補正についての質問があり、担当課長から説明を受けた。また、小学校のエアコン設置に関して、設置する順序についての質問があり、担当課長から説明を受けた。議案第44号については寄附金の関係で町内外からの寄附に対してのお礼の品等についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。また、中学校のエアコン設置工事費が明許繰越になっていることについて質問があ

り、担当課長から説明を受けた。また、福田地区乗り合いタクシー、地方消費税交付金、電子計算機機器等のリース料、さらに津森小学校施設整備の不用額等についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。議案第52号については、6月議会に提出された修正議案の取り扱いについての質問、要望があり、今後、修正議案が提出された場合の対応を確認した。議案第51号、議案第53号、請願第1号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した箇所のうち、益城中学校施設整備工事現場については順調に進んでおり、工期内に竣工する予定であることを確認した。広安西小学校給食着到場竣工現場については、2学期より使用が開始されており、給食準備室としての機能が高まった。また、地域再生道路に面しており、直接搬入が容易になったこと及び児童の安全性も確保されたことを確認した。さらに、広崎5町内公民館建設予定地については、現在の約800戸の行政区が分割され、5町内公民館として約400戸が利用されるとの説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成26年9月17日、総務常任委員長渡辺誠男。益城町議会議長中村健二殿。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村健二君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、福永誠一委員長。

○福祉常任委員長（福永誠一君） 皆さん、おはようございます。12番福永でございます。

福祉常任委員会報告をいたします。平成26年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第37号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第38号、平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。議案第39号、平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。議案第40号、平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）。議案第43号、平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）。議案第44号、平成25年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第45号、平成25年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。議案第46号、平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。議案第47号、平成25年度益城町介護保険特別会計決算認定について。議案第50号、平成25年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。議案第54号、益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第55号、益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第56号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。請願第2号、「手話言語法」制定について国への意見書提出を求める請願。

2、審査経過。①付託年月日。平成26年9月10日。②審査状況。平成26年9月12日午前10時から、福祉常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月16日午前10時から全委員出席のもと、すくすく保育室辻の城、益城町立第三保育所床張りかえ竣工現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第37号ほか13件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第43号、議案第45号、議案第47号、議案第50号及び請願第2号については、原案のとおり全会一致で可決、認定することに決定した。また、議案第37号、議案第44号、議案第46号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号については、賛成多数で可決、認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第45号については、人間ドック検診委託料について、毎年不用額が出ており、人数の見直しなど検討が必要ではないかとの意見が出された。議案第47号については、要支援1から2の介護サービス料を上益城郡内で統一する方向で話が進んでいるようであるが、益城町としてよい方向に行くように検討する必要があるとの意見が出された。議案第50号については、建設改良費の中でメーター単価が高いところがあったが、本管の口径が大きいため材料費が高くなったとの説明があった。議案第54号から議案第56号までの条例制定については、子ども・子育て支援新制度について、企業の参入による保育の質の低下などを懸念する意見が出された。また、保育料収納についても検討が必要であるとの意見が出された。そのほかの議案及び請願については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見、視察した現場のうち、すくすく保育室辻の城については、現地において代表者により説明を受けた。3歳未満の子どもたちが家庭的な雰囲気保育されており、安心して子どもを預けられる環境であることを確認した。益城町立第三保育所床張りかえ竣工現場については、担当課より工事概要の説明を受け、完成状況を確認した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成26年9月17日、福祉常任委員長福永誠一。益城町議会議長中村健二殿。

福祉常任委員会報告を終わります。

○議長（中村健二君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、石田秀敏委員長。

○建設経済常任委員長（石田秀敏君） 8番石田です。建設経済常任委員会の報告を行います。

平成26年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第37号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第41号、平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。議案第42号、平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。議案第44号、平成25年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第48号、平成25年度益城町公共下水道特別会計決算認定について。議案第49号、平成25年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成26年9月10日。

②審査状況。平成26年9月12日午前10時から、建設経済常任委員会室において、全委員中5名出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月16日午前10時から、全委員出席のもと、益城町川内田北向地区治山事業工事箇所、町道グランメッセ木山線道路改良工事箇所

について視察を行った。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第37号ほか5件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第37号、議案第41号、議案第42号については、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。また、議案第44号、議案第48号、議案第49号については、全会一致で認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第41号、平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）関係については、事業費の減少について質問があり、飯野校区の完了予定が平成27年度、津森校区は平成30年度を予定しているとの説明を受けた。議案第44号、平成25年度益城町一般会計決算認定については、下排水路整備費について質問があり、町内の県管理河川区間以外は町で整備することになっているので、必要に応じ予算計上を行う旨の説明を受けた。議案第37号、議案第42号、議案第48号、議案第49号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。現地視察において、益城町川内田北向地区治山事業工事箇所については、上益城地域振興局農林部林務課より工事の進捗状況等について詳細な説明を受け、本治山事業は平成23年度に発生した災害における復旧工事であり、治山ダム工6カ所、山腹工1カ所の総事業費は約1億6,000万円で平成26年度末には完成予定との説明を受けた。当視察箇所においては、県工事ではあるが、急傾斜地での工事であり、危険を伴う箇所であるため、安全管理には十分な注意を行っていただきたい旨の意見があった。町道グランメッセ木山線道路改良工事箇所については、建設課長から工事概要の詳細な説明を受け、平成27年度末完成予定であるとの説明を受けた。当視察箇所においては、県道益城菊陽線との交差点協議を早急に進めるよう要望があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成26年9月17日、建設経済常任委員長石田秀敏。益城町議会議長中村健二殿。

以上で報告を終わります。

○議長（中村健二君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

質疑に入ります前に議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は、益城町議会規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ、先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限られます。また、発言は簡明にお願いします。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。各常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑がないようですので、これで各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） おはようございます。5番甲斐でございます。

それでは、提出されている議案のうち、議案第37号、議案第44号、議案第46号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号について反対討論を行います。

まず、議案第37号、平成26年度一般会計補正予算（第2号）については、次の理由で賛成できません。補正予算には、衛生費の予防接種委託料、小学校施設整備設計業務委託料、ふるさとづくり施設整備補助金など賛成できる予算もたくさん計上されております。しかし、前々から見直し、改善を求めている同和関係予算の地方改善費について、部落解放第28回熊本県研究集会地元実行委員会負担金など128万4,000円が予算化されております。同和関係の予算は、既に国の法律が完了しており、国・県からの補助金もないということに見られるように、全く支出の法的根拠がないものであります。こうした中で町の負担で行われることについては賛成できません。速やかに改善を求めたいと思います。

次に、議案第44号、平成25年度一般会計決算認定については次の理由で賛成できません。同和関係予算は、国の法律が完了している中で、同和関係支部の助成金などの地方改善費、畜産業費、集会所運営費などに1,513万9,000円もの多額の資金が町の財政から支出をされています。特に、集会所の講師謝礼金などは、現場を預かる教職員に、肉体的にも精神的にも過重な負担を強いるものであります。児童・子どもに与える影響は小さいものではありません。町と教育委員会は勇気を持って、抜本的な改善を図るべきです。よって、議案に反対をいたします。

次に、議案第46号、平成25年度後期高齢者医療特別会計決算認定については、年齢で差別する制度そのものに反対であります。一刻も早く制度廃止を求める立場から、同意できません。

次に、議案第54号、益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定並びに議案第55号、益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第56号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3議案について、反対の討論を行います。

この3議案は、2012年8月に可決をしました子ども・子育て関連三法が成立して、子ども・子育て支援法の制定で2015年4月から新制度がスタートいたします。実態は、新制度に基づき事業計画や運営に関する基準を定めることから、今回、3議案が提案されたものであります。私はこの新制度に賛成できない立場から討論いたします。新制度は、保育所をどう充実させるかという目的から始まったのではなくて、経済対策の一環としてスタートしたものであります。保育所や幼稚園、学童保育をサービス業に変えて、公的な制度を解体して、企業の参入を自由にする事、保育料の設定を自由にする事、事業者が利用者と直接契約をして、もうけを自由に使うことよい仕組みなどにすることなどあります。

企業が参入する意図は収益であります。待機児童の大半は0歳児から2歳児であると言われております。0歳児の場合、1人の保育士が担当できる子どもは3人です。5歳児の場合は30人の子どもを担当できます。0歳児から2歳児まではコストがかかる上、保育内容などは差別化しにくくて、企業は余り魅力を感じない分野であります。本当に待機児童解消につながるかは未知数であります。

また、保育水準の低下も懸念されます。保育は専門的な仕事であります。必要な最低限の知識、

技能が備わっていると認められたのが保育士であります。認可保育所は保育士の資格が必要であります。小規模保育においては、A型は保育士資格が必要ですが、B型、C型保育は保育士の資格は不問であります。

また、児童福祉法第24条第1項は当面の間限定であります。認定こども園や地域型保育事業には適用されないというところがあります。改正されると保育料は事業者が決めてまいります。いい保育を受けさせようとするれば保育料が高く、安ければ保育環境や内容にあまり期待できない。保護者の収入で子どもの受ける保育に格差が発生をいたします。この格差の発生が問題であります。

また、営利目的の企業保育所では、働く人たちの人件費を節約している実態が判明しています。保育士の待遇が劣悪になれば、保育士の入れかわりが頻繁になり、保育の質の低下をもたらしている状況があります。

子ども・子育てには、自治体の責務の明確な公的保育所や認可保育所の整備を進めるべきであります。問題の多いこの新制度は撤回すべきであります。よって、この3議案について反対をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（中村健二君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

9番坂田議員。

○9番（坂田みはる君） 皆様、おはようございます。9番坂田みはるでございます。

ただいまより賛成討論を行います。

議案第37号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）、議案第44号、平成25年度益城町一般会計決算認定について、議案第46号、平成25年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第54号、益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第55号、益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第56号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上の6議案について賛成討論を行います。

議案第37号は、乳幼児や高齢者に必要な予防接種や小学校の施設整備といった、当然、必要とされる予算措置であり、また、部落解放熊本県研究集会に係る費用においても、人権確立、擁護の運動を支援するものであり、何ら問題はないものと思います。

また、議案第44号及び第46号においては、監査報告にもあるように、幅広く住民サービスに努めた結果の決算であり、少子高齢化の進展にあわせた適正な予算執行が行われた結果であると思えます。

さらには、議案第54号、55号、56号については、子ども・子育て関連三法に基づき、平成27年度からの新たな保育事業への対応や、総合的な教育・保育の提供には欠かせない条例となるものです。

以上のことから、議案第37号、議案第44号、議案第46号、議案第54号、議案第55号、議案第56号の6議案について賛成をするものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより、議案第37号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から議案第56号「益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までの提出20議案について採決いたします。

まず、議案37号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立多数であります。よって、議案第37号については、委員長報告のとおり可決とされました。

次に、議案第38号から議案第43号の6議案について本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、議案第38号から議案第43号までの6議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立多数であります。よって、議案第44号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第45号について、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、議案第45号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第46号について、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立多数であります。よって、議案第46号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第47号から議案第49号までの3議案について、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、議案第47号から議案第49号までの3議案

については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第50号について、本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立全員であります。よって、議案第50号については、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第51号について、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立全員であります。よって、議案第51号については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第52号から議案第53号までの2議案について本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立全員であります。よって、議案第52号から議案第53号までの2議案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立多数であります。よって、議案第54号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立多数であります。よって、議案第55号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立多数であります。よって、議案第56号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願に対する討論を行います。

まず、請願第1号、消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願についての討論を行います。請願第1号の総務委員長報告は不採択であります。よって、委員長報告に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐でございます。

請願第1号、消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願について、総務常任委員会で不採択されたことに対して反対討論いたします。

今年4月から消費税率が8%に引き上げとなり、国民の生活と地域経済に多大な影響を与えています。それにもかかわらず政府は、夏場に向けて経済を強め、一時的な資料で今年12月にも、来年10月から消費税10%を決定するとしています。

消費税は社会保障の財源に充てると宣伝しておりますけれども、年金制度の改悪、医療費負担増などで社会保障負担が増え、制度が改悪される一方であります。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、社会保障財源としてはふさわしくありません。

財政再建は国民の負担増では解決をしません。税金の使い方を国民の暮らし、福祉優先に切りかえ、法人税率を見直して、大企業、大資本家に応分の負担を求める必要があります。これ以上の消費税増税は国民の暮らし、地域経済、自治体財政にも深刻な影響を及ぼしてまいります。

時事通信社が8月に発表した世論調査では、10%増税に反対をする回答は75%に上っております。今、私たちがアンケートを実施しておりますけれども、消費税増税に反対する回答も同様75%になっております。

消費税増税に反対する請願は、広く社会一般の福祉と利益に関連があつて、住民の関心が高いものについては、地方自治法99条で意見書を提出することができることと明記されております。地方議会は、国政レベルの問題であるとして容認するのではなくて、町民の福祉と暮らしを守ることは地方議会の責務であり、消費税増税に反対する意見書を政府に提出することは当然のことです。総務常任委員会で不採択したことについて反対をいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですので、これで討論を終わります。

次に、請願第2号、「手話言語法」制定について国への意見書の提出を求める請願についての討論を行います。請願第2号の福祉常任委員長報告は採択であります。

よって、委員長報告に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、請願第1号「消費税増税の撤回を求める意見書の提出を求める請願」を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する総務常任委員長報告は不採択であります。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号「手話言語法」制定について国への意見書提出を求める請願」を採決します。

この採決は起立によって行います。この請願に対する福祉常任委員長報告は採択です。
委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立全員であります。よって、請願第2号については、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

日程第2 議案第57号 工事請負契約の変更について

○議長(中村健二君) 日程第2、議案第57号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第57号、工事請負契約の変更について、御説明いたします。

本工事はグランメッセ木山線をまたぐ町道橋の下部工工事として平成26年3月12日付で工事請負契約を締結したものです。

平成26年11月中旬には竣工予定となっておりますが、契約の時期が消費税や労務単価の改定対象工事であることから工事請負契約額の変更が必要となりました。よって、今回工事請負契約の変更について提案するものです。御審議のほど、よろしく願います。

○議長(中村健二君) 議案第57号、工事請負契約の変更についての提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(中村健二君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長(中村健二君) 討論なしと認めます。

これより議案第57号「工事請負契約の変更について」を採決します。

この採決は起立によって行います。原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立全員であります。よって、議案第57号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長(中村健二君) 日程第3、議案第58号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意につい

て」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第58号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、御説明いたします。

平成26年10月6日で現行委員の任期満了に伴い、新たに固定資産評価審査委員会委員を選任するもので、地方税法第423条の規定により議会の同意が必要であるため、今回提出するものでございます。

○議長（中村健二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。これより議案第58号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決します。

この採決は起立によって行います。これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、議案第58号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は同意することに決定しました。

日程第4 議員提出第4号 「手話言語法」制定を求める意見書

○議長（中村健二君） 日程第4、議員提出第4号、「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

15番渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。

「手話言語法」制定を求める意見書。手話とは、日本語を音声でなく、手や指、体などの動きで顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話を培ってきた。

しかしながら、ろう学校では手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であるということが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて国は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害

者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけており、国として、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向けた法整備を実現することが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月17日、熊本県上益城郡町議会議長中村健二。衆議院議長伊吹文明様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、文部科学大臣下村博文様、厚生労働大臣塩崎恭久様。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 提出した議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより議員提出第4号「手話言語法」制定を求める意見書」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議員提出第4号「手話言語法」制定を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議員派遣の件

○議長（中村健二君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

日程第6 閉会中の継続調査の件

○議長（中村健二君） 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表の

とおりに、閉会中の継続調査の申し出があつております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(中村健二君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

9月9日から本日まで9日間にわたりまして御協力をいただき、まことにありがとうございました。

これで、平成26年第3回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時56分